

平成26年

第12回飯館村議会定例会会議録

自 平成26年12月5日
至 平成26年12月12日

飯 館 村 議 会

平成26年第12回飯館村議会定例会会期日程（案）

（会期8日間）

日次	月日	曜	区分	開議時刻	日 程
第1日	12. 5	金	本会議	午前10時	開 会 諸般の報告 1. 会議録署名議員の指名 2. 会期の決定 3. 村長の提案理由の説明
第2日	12. 6	土	休 会		議案調査
第3日	12. 7	日	休 会		議案調査
第4日	12. 8	月	休 会		議案調査
第5日	12. 9	火	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順1～4番）
第6日	12. 10	水	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 一般質問（通告順5～7番）
第7日	12. 11	木	休 会		議案調査
第8日	12. 12	金	本会議	午前10時	1. 会議録署名議員の指名 2. 議案審議 閉 会

平成26年12月5日

平成26年第12回飯館村議会定例会会議録（第1号）

平成26年第12回飯館村議会定例会会議録(第1号)						
招集年月日	平成26年12月5日(金曜日)					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開会	平成26年12月5日 午前10時00分				
	閉議	平成26年12月5日 午前11時22分				
応(不応)招議員及び出席議員並びに欠席議員 出席12名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応招 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	4番 北原 経		5番 松下義喜		6番 伊東 利	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 菅野久子		書記 今野智和	
地方自治法 第121条の 規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村 長	菅野典雄	○	副 村 長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川 亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤真弘	○
	教 育 長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤 榮一	○	農業委員会会長	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○				
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成26年12月5日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明

会 議 の 経 過

◎開会の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、ただいまから平成26年第12回飯館村議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程及び議案はお手元に配布のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（齊藤修一君） 報告します。

本定例会に村長より送付ありました議案は議案第57号から議案第62号まで予算案件4件、条例案件2件の計6件であります。

次に、本日まで受理しました請願は1件で、お手元に配布の文書表のとおりであります。なお、議会規則第92条第1項の規定により所管の常任委員会に付託いたしました。

次に、監査委員から平成26年度定期監査報告書がお手元に配布のとおり提出されております。

次に、12月2日議会運営委員会が今期定例会の会期及び日程等の議会運営協議のため、開催されております。

次に、本定例会に地方自治法第121条の規定により、説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議会規則第119条の規定によって4番 北原 経君、5番 松下義喜君、6番 伊東 利君を指名します。

◎日程第2、会期決定の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は本日から12月12日までの8日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの8日間に決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長（大谷友孝君） 日程第3、村長提出の議案第57号から議案第62号までを一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。村長、菅野典雄君。

村長（菅野典雄君） 本日ここに、平成26年第12回飯館村議会定例会を招集いたしましたところ

ろ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

まず、このたびの秋の叙勲において元村議会議長の北原 昇氏が長年にわたる議員活動の功績が認められ、旭日双光章を受賞されました。また、同じくこの秋の褒章において現村の消防団副団長の庄司久則氏が長年にわたる消防団活動の功績が認められ藍綬褒章を受章されました。改めて両氏の今回の受賞に対し、村を代表し心からお祝いを申し上げますとともに、引き続き村に対するご指導ご助言をお願いするものであります。

また、9月29日には飯舘村の表彰式を開催をさせていただき、特別功労表彰として志賀毅氏、大和田和夫氏の両氏が受賞され、また功労表彰として伊東 利氏、石井延眞氏が表彰されました。それぞれ議会議員、民生児童委員などとの功績に対してのものであります。今後の村の復旧復興にさらにお力をかしていただければと考えているところでございます。

それでは、9月定例議会以降の村政の主な動きについてご報告をいたします。

まず除染であります。先日環境省から除染の現状と今後のスケジュールについて説明を受けたところでございます。秋の天候不順等の影響で農地の一部を次年度に繰り越さざるを得ないとのことでもあります。なお、繰り越した分については遅くとも来年の梅雨入り前までには完了できるように、こちらから要請したところでございます。また、残りの14行政区については住環境周辺を先行し除染を実施しているところでありますが、10月末現在の着手率は約90%になっております。除染作業員も現在7,500人に達し、急ピッチで作業が進められており、当初のおくれを大分取り戻しているところであります。

次に帰還困難区域、いわゆる飯舘村では長泥であります。この除染ですが、これまで環境省はモデル除染等の推移を見ながら検討する旨の回答であり、実施するとの見解は示されておりません。したがって、村としては一貫して長泥行政区についても他の行政区と同様除染を実施するよう早くから強く要望してきたところでございます。過般、村と長泥行政区との間で除染に対する意見の相違が若干見られましたので、長泥行政区の皆さんにお集まりをいただいて環境省、復興庁、内閣府の支援チーム、資源エネルギー庁の国の関係職員にも同席をさせていただいて、除染賠償区域の見直しなどについての懇談会を開催したところでございます。つまり、長泥行政区としては除染は必ず実施していただけたものと思っていたようではありますが、前述のとおり、国による帰還困難区域の除染については現在のところまだ具体的に決まっていないという状況でございます。村としては、何とか長泥行政区についても他の行政区並みにいろいろな事業が今出てきておまして、それらが受けられるようにとの強い思いがありますので、長泥行政区の方々並びに環境省、他省庁とも引き続き協議をしてまいりたいというふうに思っているところであります。

次に復興計画であります。現在までいな復興計画第5版について去る7月に村民及び有識者による推進委員会を組織をいたしまして、その後、これまで4回の会議を開催し、より具体的な事業の展開を図るために協議を重ねてきたところでございます。さらに、下部組織として村民などによる教育部会、暮らし部会、健康福祉高齢者部会、農地保全営農再開部会の4つの村民部会を設置し、これらのほうも精力的に議論を深めてきたところでご

ざいます。特に第4回委員会では議会よりお申し出をいただき、議員8名参加のもと、委員との意見交換の場を設けさせていただきました。短時間ではありましたが、委員へのねぎらいの言葉や今後の検討の参考となる意見を頂戴いたしましたことに御礼を申し上げます。今後のスケジュールとしては、来年2月ごろをめどに素案を取りまとめ、3月定例議会で成案にしたいというふうに考えているところでございます。なお、新年度予算に反映できる新規事業については各課で十分協議をし、提出するよう指示しているところでありますので、緊急性のある事業についてはハード・ソフトを問わず予算化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えているところであります。

次に賠償であります。財物賠償のうち宅地、農地以外で単価が示されなかった山林の土地及び立ち木、あるいは原野、準宅地などについてこのほど賠償基準が示され、国の担当から説明を受けたところであります。なお、山林の立ち木については人工林と天然林の2区分に分かれており、人工林はヘクタール当たり100万円、天然林はヘクタール当たり30万円というふうに決められているようであります。現在、東電から各所有者に請求書が送付されており、賠償の手続が開始されております。なお、村からもこの件については村民にわかりやすく説明し、お知らせをしているところでございます。

次に電力会社によるメガソーラー電力買い取り一時中断に関する件でございます。過般、新聞などでメガソーラーの申し込み事業者が殺到し国内電力各社が供給過剰になる恐れがあるため、買い取りを一時中断する旨の報道がありました。村では復興のシンボルとして深谷地区拠点エリア内にメガソーラーを設置することで進めているところでありまして、この計画が取り組めないと用地はもとより拠点整備に大きな影響が出る恐れがあるわけであります。したがって、本件について去る10月22日に経済産業省の高木副大臣に一時中断の解除に関する要望を行ってきたところであります。国としては、ワーキンググループ設置をし、今後の検討したいとしていますが、村としては被災地の復興のために計画しているところには特別な配慮をするよう強く要望してきたところでございます。

次に寛仁親王妃信子様への再訪問がありました。11月7日でありますが、信子妃殿下が村民の避難先である伊達東仮設住宅を訪問をしていただきました。当日は村民の手づくりの料理に舌鼓を打たれ、また妃殿下は大変気さくなお人柄なので皆さんに励ましのお言葉をかけられ、短時間ではありましたが妃殿下への再訪問はとても感激していたようでございます。

それでは、各課の報告に入らせていただきます。まず、総務課関係です。10月13日に村の消防団による秋季検閲式を飯館中学校の仮設校舎体育館で挙行いたしました。当日は消防団員、あるいは女性消防隊など約100人が避難先から参加をしていただき、団員らは全村避難が続く村民の大切な財産を守ろうと決意も新たに検閲に臨んでいただいたところでございます。次に10月26日に第20回福島県知事選挙が行われました。原発事故後、初の知事選挙ということで過去最多の6人が立候補したようでありましたが、有権者の関心は低調だったのか投票率は県全体で45.85%、本村も45.53%と低い投票率でありました。次に飯館村民ふれあい号でございます。去る10月28日、29日の2日間、村民同士がバス旅行を通じて交流ときずなを深めることを目的とした飯館村民ふれあい号を実施いたしました。

た。昨年度に引き続き2回目の開催ということで、村民48名、その他村、議会、行政区、自治会などの関係者11名、総勢59名がバス2台に乗り岩手県平泉方向を回ってきたところでございます。長引く避難生活で疲れた心身のリフレッシュとふるさとへ思いを新たにさせていただいたものと思っているところでございます。

次に住民課関係であります。まず税務関係であります。震災により延長されていた所得税の申告と納付期限が来年3月末をもって延長措置が終了することから、まだ申請が済んでいない方を対象に11月10日から14日までの5日間、飯野出張所にて追加の申告、相談を実施したところでございます。また、会場では税務署による雑損控除の受け付けも行い、期間中合わせて51名の方が申告を済まされたようであります。次に住民係関係であります。10月22日に村民の犬を預かっていた岐阜市のNPO法人日本動物介護センターより12頭の犬が里帰りをし、村役場本庁舎で飼い犬と再開をいたしました。3年以上も預かっていた日本動物介護センターの皆さんには心から感謝を申し上げたいと思っております。

次に復興対策課関係であります。まず除染完了区域における営農再開に向けての動きであります。先行して農地の引き渡しを提示された二枚橋・須萱行政区では、一部の農地で除草、耕うんが開始されております。現在、農協とともに地力の増進作物の播種などに向けて行政区内で協議が進められているところであります。白石行政区においても除染完了エリアから順次地権者への引き渡し作業に入っており、27年春先から順次農業復興組合による保全作業が進むものと期待しているところであります。これに先立ち、モデル除染を行った草野、伊丹沢地区、小宮地区でも農業復興組合が組織され、それぞれ農地の管理が進んでいるところであります。次に、国が行う実証試験などの結果につきましては、草野向押地区、小宮地区での圃場ではひとめぼれが約5,400キログラムが収穫されまして、全袋検査の結果、全てが1キログラム当たり25ベクレル未満の安全な米が収穫されたところでございます。収穫された米は環境省内の食堂で浪江町、川俣町で収穫された米とともに供給され、一部の米は村でも各種イベントなどで活用したいというふうにならざるを得ないところでございます。

次に復興公営住宅飯野町の団地の入居状況ですが、11月末で20戸入居が決定しております。あきは3戸。今後も年度かわりの時期にあわせて入居者の募集に努めてまいりたいというふうに思っております。次に大谷地団地の設計業務につきましては、基本設計がおおむね終了し、実施設計段階となっているところでございます。今議会に補正予算を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。また、村営住宅入居者を対象としたアンケートを行い、適正な住宅整備に努めてまいりたいと思っております。その他、村内の道路管理につきましては2回目の草刈りを完了いたしました。また、12月1日には村内業者等による除雪体制を整え、操業継続事業所への通勤、全村見守り隊並びに住民の一時帰宅などに備えて通行の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

次に除染課関係でございます。まず除染同意の進みぐあいですが、11月20日現在の同意取得率が98%、まだ同意していただけない方は66名というふうになっています。未同意の理由としては除染の手法に対する不満、除染そのものの拒否、所在不明で連絡がとれ

ないなどであります。今後、国と連携をしながら未同意の方々と交渉を重ねながら除染完全実施に向けて未同意者の解消を図ってまいりたいと思っております。なお、所在不明者については国の官報掲載で除染同意の対応をしてまいりたいというふうに思っております。次に除染工事の進みぐあいですが、11月20日現在、先行行政区は除染対象面積全てを12月末までに完了する予定でございます。宅地とか建物、農地、森林、道路などです。対象面積です。また、前田・八和木、大久保・外内、関根・松塚の3行政区では今年の11月末までに宅地建物全てを完了し、農地、森林、道路は除染対象面積の約64%は11月末で完了しているんですが、それ以外はこれからとこういうことでございます。なお、この14行政区、11月20日現在、宅地の除染完了件数が47%、既に着手している件数が50%、今年の12月末までに除染を実施して97%の完了を見込んでいるとこういう状況であります。なかなか天候がどこまでいい形でいくかによるかなというふうに思っております。今後、国が示した工程どおりに年度内の除染範囲を完了できない宅地建物、農地、森林、道路などについては来年の梅雨前までに完了するよう、国と協議をしているところであります。

次に小宮仮設の焼却炉であります。8月6日に火入れ式を行い、その後、機器類の試験運転、焼却炉の性能確認試験、公害防止機器類の作動確認などを実施し、11月20日から屋内片付けごみ焼却の本格稼働を開始をしているところであります。次に屋内片付けごみの収集状況ですが、11月5日現在の実績として収集した世帯数が501件、収集したフレコンバッグ数が5,500袋であります。国との協議では今年の屋内片付けごみ収集は世帯当たり1回としておりますが、来年度も何回か実施することを確約しているところでございます。次に蕨平地区の可燃性廃棄物減容化施設であります。10月23日に起工式が行われ、来年の秋からの稼働を目指して現在は施設建設に向けた敷地造成が行われているところであります。

次に生活支援課関係であります。初めに、被災から3年8カ月となる村民避難状況であります。9月議会報告後、2カ月を経過したところで11月1日現在であります。福島市は28名増で3,835人、伊達市が3人減って599名、それから相馬市が増減なしで436名、南相馬市が3人増で388名、川俣町は9人減で543名、二本松市が3人減で90人、国見町が1人増で71人、郡山市は2人増で54人となっているところであります。住まいの仕方ですが、民間借り上げアパートに114人が減って3,292人となっています。応急仮設住宅には28人が減って1,080人、公的宿舎などに27人減って431人です。県外へ自主避難している村民は2人減って482名です。ほかに自主避難、村外の親戚宅や老健施設、病院に181人がふえて1,373人となっているところでございます。

次にいっとき帰宅バスですが、11月30日現在1,001人が利用しております。先日1,000人達成の記念イベントを開催し、また運行1回当たりの利用人数は平均3.8人となっております。室内ごみの清掃などに、あるいは高齢者の一時帰宅のストレス解消などに足の確保につながっているとこんなふうに思っております。なお、いやしの宿のほうであります。いやしの宿いいたては26年10月末現在、6万9,531人に利用させていただいて村民の心身の健康やストレス解消に大きく寄与をさせていただいているということでございます。

次に賠償であります。山林などの土地の賠償及び立ち木の賠償が新たに出されて、仮設住宅、公的宿舎、復興公営住宅の住民懇談会などでその旨を今説明をし終わったところでございます。

次に健康福祉課関係でございます。9月14日、全村避難後4回目の飯舘村敬老会を中学校の仮設体育館で開きました。敬老会には75歳以上の1,146人が招待されて、当日は339人のお年寄りに出席をいただきました。金婚夫婦8組も一緒に表彰や記念品が贈られたところでございます。懇親会では草野、飯樋幼稚園児の太鼓が披露されたほか、6つの団体から演芸などが披露され、久しぶりに再会したお年寄りにとって楽しい一日になったのではないかとこのように思っているところであります。次に、日本で最も美しい村連合に以前加盟していた岐阜県の白川村様から招待事業であります。これは昨年実施している世界遺産白川郷バスツアーが9月24日から27日の3泊4日で行われたわけですが、今回応募者が大勢いたために予定を変更して8区から11区までの27人が白河郷ツアーを楽しんだところであります。これに伴い、白川村様から3年の継続事業を4年というふうに延長する旨のありがたい話があったわけでありまして、皆様からの支援に対し感謝の念を新たにいたしましたところでございます。10月10日には今年度2回目となる健康リスクコミュニケーション講演会を飯舘村と生きるまでいなリレートークということで、小学校に通う5、6年生を対象に実施をいたしました。講演会では以前から来ていただいている長崎県の小児科医の出口先生と井上 健先生を講師に迎えて特別授業として行われたところであります。授業では正しい生活習慣が脳や身体の成長には最も大切であり、避難中で大変でも今を大切に生きてほしいとこんな貴重な話があったところであって、児童たちは熱心に聞き入っていたということでございます。なお、11月28日には水俣病からの復興にかかわった吉本哲郎さんをお招きをして、第3回目のまでいなリレートークを開催いたしました。講演会では水俣病と原発事故、風評被害とか偏見など類似状況が多い。復興までには長い期間がかかると思うが、住民との対話などをきちんとやっていながら解決の糸口を見つけていくことが大切でしょうとこんな話がありました。飯舘村の再建のために説得力のある力強いエールを送っていただいたなどこのように思っているところであります。次に、今年度建設を進めていました村の子育て支援センターであります。11月28日に工事のほうは竣工し、このたび引き渡しを受けたところでございます。坪数は40坪の木造平屋建てで福島市のあづま脳神経外科病院の駐車場に建てさせていただきました。現在、12月18日の開所予定にオープニングの準備を進めているところであります。今後は子育て世代の支援はもちろんのこと、乳幼児健診の実施や村民への情報発信、福島市の市民の皆さんとの交流など効果ある施設の活用法について議会の皆様とも検討させていただきたいと思っております。

最後に教育委員会関係であります。まず学校であります。11月に入ってから幼稚園の運動会、小学校学習発表会、中学校赤蜻祭、幼稚園ははっぴょう会などがずっと続けざまに開催されたところであります。いずれも充実した内容であり、先生方のご指導に感謝を申し上げるところであります。また、全国からの子供たちに対する支援も数多く寄せられたところであります。9月17、18日にはアメリカのヤングアメリカンズという劇団からミ

ミュージカルを用いた英語のワークショップ事業がありました。それから10月27日には札幌市こども劇場ややまびこ座からの人形劇の上演が学童保育で開催されているところであり、11月13日には100マス計算ドリルで有名な陰山英男立命館大学教授から小学校を会場に模範授業と講演をいただきました。子供たちの能力をいかに引き出すか、学びのスイッチの入れ方など陰山先生の授業を聞きながら熱心にメモをとる先生方の姿が見られたところでございます。11月15日には新入学予定児童に対するランドセルの贈呈式を行い、7名の児童に全員のランドセルをお渡しをしたところでございます。このほか、10月11日には中学校の3年生12名が村塾の支援をいただいた上智大学を訪問をし、大学生と交流してきました。中学生に対し学ぶことの意義や将来のキャリアデザインを考える上で大変よい刺激になったものと考えているところでもあります。

次に複合社会教育関係であります。9月15日に市町村対抗軟式野球大会を、10月5日は村民ふれあいウォーキング大会、それから10月12日は栃木県鹿沼市の秋祭りご招待、10月15日には登山家の田部井淳子さんからの支援による裏磐梯トレッキング開催、このほか10月25、26日には第31回飯舘村の文化祭、16日には福島駅伝と続けざまに事業がありましたところでございます。先ほどお話ししました文化祭であります。福島市のパセルいざかで約1,100点を超える作品展示と22の団体による舞台発表があつて、会場では1,500名を超える多くの村民が来場し、作品や舞台を觀賞したり再開を喜ぶなどの姿が見られたところでございます。また、飯野地区、飯坂地区の皆さんにも祭典に花を添えていただきました。心より厚く御礼を申し上げます。また、福島駅伝では昨年に引き続き全区間参加ができて、昨年よりも順位を1つ上げ、完走することができたところでもあります。ふるさと飯舘村のタスキをつないでくれた選手の皆さんの姿は、多くの村民に希望と元気を与えてくれたものと思っているところでありまして、関係者に感謝申し上げる次第であります。

そのほか、10月26日に北海道で行われました北海道・東北ブロック民俗芸能大会に小宮の田植踊りが福島県の代表として出演いたしました。避難の困難な中、地域文化の継承のため練習を重ねられ、見事な踊りの復活を遂げられた小宮行政区に敬意を表するものがございます。

それでは、次に議案の説明に入らせていただきます。

議案第57号は平成26年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）であります。既定予算の総額に4億5,261万8,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を79億3,272万2,000円としたところでございます。内訳であります。総務費として総務管理費4億386万円、民生費として社会福祉費のほうに476万円、児童福祉費のほうに117万7,000円あります。衛生費としては保健衛生費のみであります。160万4,000円、土木費としては道路橋梁費が3,129万6,000円、住宅費として430万円を上げさせていただきました。教育費として中学校費が105万円、幼稚園費が288万2,000円を計上したところでございます。これらを賄う財源として地方交付税、国庫支出金、財産収入、繰入金、繰越金などを充当したものであります。

議案第58号は平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。

既定予算の総額に45万3,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を14億725万円といたしました。歳出の主な内訳は国保システム改修の増額補正をするものであります。

議案第59号は平成26年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第4号)であります。既定予算の総額に332万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を10億6,000万円といたしました。歳出の内訳は介護システム改修の増額補正によるものでございます。

議案第60号は平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)であります。既定予算の総額に125万5,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を2,484万4,000円といたしました。歳出の内訳は広域連合納付金が確定したことによる増額補正でございます。

議案第61号は飯舘村飲料水安全確保対策事業分担金徴収条例であります。これは村が飲料水安全確保対策事業の費用に充てるため、分担金徴収条例を制定するものでございます。

議案第62号は飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。これは産科医療補償制度の掛け金を見直すこと及び出産育児一時金の総額を42万円に維持することに伴い条例の改正をするものでございます。

以上が提出しました議案の概要であります。よろしくご審議のうえ、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。以上であります。

◎休憩の宣告

議長(大谷友孝君) 暫時休憩します。

・ なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

(休憩中、総務課長の議案説明)

(午前10時39分)

◎散会の宣告

議長(大谷友孝君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時22分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月6日

飯 館 村 議 会 議 長

大谷友孝

同 会議録署名議員

北原 経

同 会議録署名議員

松下 義喜

同 会議録署名議員

伊 東 利

平成26年12月9日

平成26年第12回飯館村議会定例会会議録（第2号）

平成26年第12回飯館村議会定例会会議録（第2号）						
招集年月日	平成26年12月5日（金曜日）					
招集場所	飯館村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成26年12月9日 午前10時00分				
	閉議	平成26年12月9日 午後 3時54分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招 △○ 欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	7番 佐藤八郎		8番 佐藤長平		3番 飯樋善二郎	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 菅野久子		書記 糯田文也	
地方自治法の 第121条の1 の規定による 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川 亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤眞弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	○
	代表監査委員	佐藤 榮一	○	農業委員会会長	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○				
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成26年12月9日(火) 午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問(通告順 1～4番)

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

村長から議案第61号について、撤回する旨の請求がありました。

次に、会期中の常任委員会の活動状況であります。12月5日に総務文教常任委員会が請願第2号の審査並びに所管事務調査事項の協議のため、同じく産業厚生常任委員会が所管事務調査事項協議のため委員会が開かれております。

次に、会期中の特別委員会の活動状況であります。広報編集特別委員会が12月5日に開かれております。

次に、佐藤長平議員から所用のため本日午後の会議を欠席する旨の届け出がありました。以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。8番 佐藤長平君。

8番（佐藤長平君） 平成26年12月議会、一般質問をするものであります。

2011年3月11日、あの忌まわしい大震災とあわせて起こった東京電力福島第一原発の災害事故発生から3年9カ月、4回目の冬を迎えます。計画的避難区域に指定後、原発災害対策と早期復興を願って初めて行った首相官邸に防災服で乗り込んだことなど、忘れられない出来事の連続でもありました。いまだ除染あれど復興進まず、やきもきする毎日であります。しかし、どんな最悪の状況にあっても復興に期待する夢と希望が失われることは絶対にはないと私は信じます。夢は見るものではなくつかむものだと言います。しかしながら、見たことのない夢や希望をつかむこともできない。これまた道理であるが、私たちの村の先人たちが経験した、古くは天明天保の大飢饉から小さな村は復活し復興したこと、近くは戦後の復興を私たちの先輩がなし遂げてきたことなどを私たちは先人に学ばなければなりません。しかも、既に村の先人、先輩たちの復興DNAは私たちに乗り移っています。村に戻って何ができるのかと嘆いている人もいます。嘆いてばかりでは復興の夢や希望を見ることもつかむこともできません。大飢饉の後、戦後を迎えた先人たちは、先輩

たちはどのような行動をとったのか。飢饉、戦争で亡くなった人の後を継いで残って復興に汗した人と、他の国に幸せを求め復興した人がいたのではないのでしょうか。今、村の人々に必要なのは戻る人も戻らない人もすぐに戻れない人もそれぞれの復興を願いしっかり夢を見て必ずつかむこと、しっかりと希望をつかむことではないのでしょうか。

私は村に戻るのではなく残って復興に向かう先祖伝来のDNAが体の細胞を刺激して強く胸騒ぎを覚える状態にあります。よって、村の復興再生を前に進める議論をしたく、以下2点について質問をするものであります。

まず、残って被災前のなりわいに戻すだけでは復興にはならないと思っているものであります。私が今担っている森林組合ももとに戻って職員七、八名と作業員五、六名の仕事をつくれればよいのかというと、そうではないということであります。それはこれまで故郷の復興を願い約30名の職員・作業員を集め、除染作業を進めてきた責任が私にはあるんです。既に除染で伐採された森林、イグネ材は2万本を超え、8,000立方に達しています。今後も森林の除染と森林再生を続けるふるさと復興の責任が私にはあります。それが私に与えられた原発災害との戦いでもあります。私はこの戦いに勝つことで東京電力と原発を進めてきた政府に福島生まれの俳優西田敏行が発する言葉、落とし前をつけたいと思っているのであります。これほどひどい災害を受けながら復興の戦いをしないで某大臣の「金目でしょ」の受け入れで終わってしまっただけでよいのかと思うところが私にはあります。忌まわしい、そして悔しさを覚えた原発被災、私たちは復興のためのさらなる戦いを続けていく戦いの提案として脱原発に向かう再生可能エネルギーの計画と整備があります。

除染と林業再生に向けた木質バイオマス事業で地産池消化を図るべく事業の計画化と関連施設の整備は図れないのかどうか。復興再生を前に進めるため、林業産業の振興と雇用の拡大は図れないものなのか伺うものであります。

もう1点は、同じく帰村後の農業振興と農地管理利用の計画について伺います。村は除染が終わった行政区から復興組合を組織し農地管理に入ったようであります。しかし、もとのなりわいを返せ。村への事業には限界が見えます。農地を管理しつつ広い農地を活用した新しい農業法人を生み出していく努力をすべきではないのか。既に、村には除染作業に建設業として参入した村復興公社があります。ここに村民70名、ふるさとのため汗を流しています。これらの人材を活用した農業法人の育成をすべきと提案したいと思えます。さらに、新年度から管理農業法人の組織化と水田、畑地、おのおのの農地利用管理の実施計画を示す今その時期に来ていると思うが、所見を伺いたい。

村長（菅野典雄君） 8番佐藤長平議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず第1点の復興の中での森林再生に向けてのご質問にお答えをさせていただきます。飯舘村は面積の約75%が森林でありますので、言うまでもなく森林の再生は復興を進める上で重要な課題と捉えているところでございます。村では木質バイオマス事業の可能性について平成24年と25年の2カ年にわたって株式会社東芝に委託をいたしまして、調査検討を行ったところでございます。その結果につきまして、結論から申しますと発電ではなく熱供給を前提とした場合に村の木材を使っての事業実現について可能性が高いといったものであります。報告では発電施設の場合は木材を高温で完全に燃焼させなければなら

ず、その場合、残った灰は燃やす前の放射線量の200から300倍の濃度になる。つまり、国の指定管理廃棄物の基準となる8,000ベクレルを超えてしまい、村単独でのその運用というのは難しいといったことが問題として挙げられておりました。

そのため、木材を完全に燃やすのではなく炭化炉、より低温で木炭になる程度までの燃焼を行って、放射線濃度が8,000ベクレルを超えないようにする方法が実用的との内容であったわけであります。ただし、この方法ですと発電では効率が悪いので熱供給を行うとすれば、1日10トン程度の木材を使用すれば採算がとれる可能性があるとした結果が出ております。しかし、今回の調査ではサンプル数が少なく、飯舘村の多くの木材を使用するためには森林の汚染度調査をもう少し詳しく行わなければならないこと、いわゆる燃やせるものと燃やせないものなどなど、木材を燃やした後に出る木炭の処理などにまたどうすればいいかという課題などもあわせて報告されたところであります。これらのことから、すぐさま木材の利用に向けた施設を整備をしましょうということは今ちょっと難しいと考えているところであります。

一方、木質バイオマスが事業化すれば報告では最大で約64人程度の雇用が生まれることも見込まれておりますし、里山の再生や林業の活性化、再生エネルギーの活用など復興につながる可能性が高いことも今ご質問いただいたとおりでございます。以上のことから除染により伐採されたイグネの木の利用活用についても視野に入れながら、今後も林野庁初め国や関係機関と協議をし、チップ工場、木質バイオマス施設などの設置が可能かどうかについて27年度中にさらに検討を深めてまいりたいというふうに思っております。なお、木材に及ぼす放射線量の影響など、現時点では基礎的なサンプルデータが少ないため、平成27年度においても継続して調査をし施設設置の可能性について探っていく判断にしていきたいと思いますと考えているところでございます。

もう1点のほう、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。
復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは質問の2点目、農地管理についてのご質問にお答えをいたします。

現在、村では長泥行政区を除く19の行政区で精力的に除染が進められており、先行している二枚橋・須萱行政区から順に農地の引き渡しが始まっております。引き渡しを受けた農地は、今後所有者の管理に移るわけでありませけれども、直ちに営農再開ができる状況にはありませんので、当面は営農再開に向けての準備として農地の保全管理とその体制の構築が重要となってまいります。村では営農再開支援事業を基本施策に、農地・水・環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払い交付金事業をあわせて行政区単位での効率的な農地管理を進めていただくよう、順次説明をしているところでございます。また、高齢化や離農等によって管理不能となることが想定される農地の抽出を進め、それらの農地の担い手を確定していく作業を進めることで荒廃農地を残さないように努めてまいりたいと考えております。

来年度からは全村的に農地の引き渡しも進んでまいりますので、ご質問の農地管理に係る計画づくりやその施行についても行政区の意向、取り組み可能範囲などを確認しながら鋭意推進してまいりたいと考えております。なお、ご質問の管理農業法人についてであり

ますが、先般先進地視察研修を実施いたしました栃木県鹿沼市の農業公社の事例等を参考に、村といたしましてはどのような組織体制が望ましいのか平成27年度中に関係機関、団体と十分協議し、できれば平成28年度からスタートできるよう取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

8番(佐藤長平君) 第1点、そうすると我々が除染作業で切ったところのイグネ材の処理方法はどうするのでしょうか。

第2点、サンプル数が少ないとあって、東芝のSF調査の結果であります。6,000万円も7,000万円もかけながら材木、森林、森林はやったんでしょうけれども、材木そのものについては全く東芝の手でされていなく、林野庁のサンプルの小さいデータを使ったのみであります。こんなところに七、八千万円もかけながらサンプル数が少ないの、判断ができないというのはいかがなのかと。2年も3年も迎えた今、私は思うんであります。これは第三機関に丸投げをするこの体質こそがこの復興をおくらせているのではないかと。私は思うのであります。来年度もやるという答弁ですが、どのようなことをやるのか伺うものであります。

つけ加えれば、ドイツの哲学者ニーチェはこんなことを書いています。「全て初めは何事も危険である。しかし、とにかく始めなければ何事も始まらない」昭和55年の材木の自由化によって飯館村を含む日本の山林から出たところの木材価格は暴落に暴落を重ねました。今昭和55年対比10分の1の価格であります。この状況の中で当時の森林組合長山田健一さんは何を考えたのでしょうか。石材産業を考えたんです。飯館村の石材を特殊林産物として世に売る段取りをしたんであります。こういう節目、節目のときにそれを考え実行するリーダーが必要なんであります。村長ももっと肝を据えてこの復興に当たっていただきたいし、性根をたたき込んでいただきたいという感じがするんであります。答弁をいただきたい。

村長(菅野典雄君) ご存知のように、今答弁させていただきましたように、まさに山がほとんどの村でありますからそれをどうするか。普通ですと当然これからの新しいエネルギーを考えるとということで木質バイオマスということなんですが、今回に限ってはほとんど放射能に汚された村の中の山の木をどうするか。ここを最重点に考えなければならないということでもあります。そうしますと、まさに除染の中で飯館村だけということでイグネの木も切らせていただいたわけでありましてけれども、その処理も当然あるでしょうし、またこれから里山の除染、あるいは森林の再生などなどもずっと議会ともども国に要望してきたところでもありますけれども、なかなか進まない、こういうことでもあります。多分これは、ご存知のように今申しましたように放射能に汚染されたものをどういうふう処理するか。燃やした場合にはどういう危険度がこれからやるのか。あるいはその処理をどうするかということのある程度道筋をつけないと、やってはしまったけれどもということになりはしないのかという心配が一方で考えなければならないということでもあります。まさに新しい発想、あるいはこの震災に遭わなかったらできなかったようなことを考えていくという今のご質問、全く私もそのとおりであります。いかんせん、放射能の放射線量とのこれからのやり方というものをやっつけていかないと、後世に悔いを残すということも

あろうかなどこんなふうに思っているところでもあります。

なお、第三者機関にということでもあります。基本的には自分でやらなければならないということは十分わかってありますが、いかんせん、私たちは全く放射能について素人であり、それなりの研究機関なり知識を持った人たちにある程度奉仕をいただきながらということでもあります。いつまでもそれをやっていいというものでもありませんので、27年度、真剣に木質バイオマス、村の森林をどうしていくかというところに取り組んでいきたいとこのように思っているところでもあります。以上であります。

8番（佐藤長平君） けさも届いたんですけれども、林野庁の木材の辺材、芯材、芯材というのは白身、それから……、白身が辺材か、芯材は赤身というんですけれども、比較的線量の高い川内杉のデータが出ております。葉、枝、樹皮は非常にベクレル数が高いんでありますけれども、中の白と赤については辺材、芯材については非常に低いというデータが出ています。前の東芝の、あるいは飯舘村でやった林野庁のデータと全く違うデータが出ています。今村の公有林でも二枚橋でもその追加の実証事業もやられています。

そういう中で、一つ私大体安全だと思っているんです。ただ、安全で答弁にあった8,000ベクレルを超えないものをつくるというところをちょっと議論したいと思うんですが、7,900ベクレルのものを村に埋めてくださいというふうになったら、これは受け入れられるんですか。私はむしろこの災害に遭って一定程度のものが出るのはやむを得ないと思うんです、減容化の中で。むしろそれをきちんと管理しながら、最終的には中間貯蔵施設に国の責任で持っていかなせるというのが私どもの主張ではないんでしょうか。低いものをつくって村の中に埋めるなどということが許されるんでしょうか。私はむしろ高目の設定のほうが国の責任できちんと処理してもらおうという方向に向かったほうが私は正しいのではないかというふうに思うんですが、この8,000ベクレルの処理の方法についてももし以下だった場合はどこも引き受けないから村に埋めろというふうになるんですよ。それはないでしょう。これは高い低いの問題ではないです。村の問題ですから、我々がこの災害を受けた被災者として国の責任でちゃんと掃除をしてもらおうというところが筋論でありますから、低目のものをつくってどこも受け入れられないから村に産廃処理場、それなりの処理場をつくって埋めろと言われたら、これは困るのではないですか、逆に。むしろそういうところの国の機関できちんと処理するというところの処理物をつくっていくというのが私は正しいと思うんです。そのほうがこの原発災害に対する私らの戦いではないかと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今お話がいただいたようなこと、全く当然一理も二理もあるなというふうに思っています。しかし、何せ国のほうがそういうものまでも処理するという話は今のところまだ決まっておられませんから、ある程度国との交渉の中でやっていかなければならないということもあるでしょうし、また8,000以下が村の中に置くのか置かないのかということも当然これから詰めていかなければならない話でありますから、そういうものをただただ前がわからない中でやっていくという形だけでは村民に不安を与え、あるいは後に悔いを残すということでもありますから、行政としてはもちろん慎重に慎重というだけで事が済むというふうには思っておりませんが、最低限の補償を村民に与えながらやっ

ていくという考え方も一方でご理解いただければとこんなふうに思います。いずれにいたしましても、今お話しいただいたことは当然考えられるべきことでありますので、その辺もこれから対応を考えていきたいとこのように思っているところであります。

8番（佐藤長平君） この施設、いわゆる発電施設にしる熱処理施設にしる原発被災を受けたこの飯舘村の森林をどうするかという課題であります。これを地産池消で村民に恩恵を与えたほうが私はいいと思っているんです。でも、順序があるんです。この木質バイオマス、この原料を燃やして村民のためにと決めていくんですけれども、これを早く決めてそしてどのような発電施設を、あるいは熱処理施設をつくろうとするのかを早く私は決めなければならないと思うんです。このバスをまず、走らせなければだめなんです。ということは、このバスをきちんと走らせないと木を切る云々の段取りができないです。木は切つてすぐは燃やせないんです。ものがつくられる、処理施設ができるということ的前提に2年前から木を切るという作業を始めなければならないんです。ですから、危険かどうかということ調査、調査などばかりしていたのではますますおくれるんです。ぜひ、まずどういうものをつくるというバスを走らせて、そしてその中で、これは復興ですから世の中には間違い間違いいっぱいあるんです。もしだめなら、そこでそのバスをとめればいいんです。みんなをおろせばいいんです。その決断を首長はとるべきなんです。今回の復興はどんどん進まないというのは全体的にそういうことだからなんです。だめなものを無理やり金がついたからといってやらせるとかというばかなことをしているんです。そうではなく、バスは走らせるんです、まず。そして調べていってどうしてもだめなときはそこでやめればいいんです。これが復興なんです。復興予算の使い方というのはそういう使い方をしないと私はだめだと思うんです。だめなことをやれと言っているのではないんです。我々の村の将来がかかっているんです。村民の復興がかかっているのでありますから、早くバスを仕上げてどういう目標のバスかを走らせるべきなんです。走らせないでバスを走らせるかどうか調査研究をしますなどということをやっているからどんどんおくれるんです。もう1回言います。処理施設の2年前から木は切らなければならないんです。そうでないとこのバスは最終的に火を燃やすことはできないんです。ですから、私は新年度あたりからこのバスはきちんと走らせるということをしなければならないと思っているんであります。どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） バスを走らせるという話、普通人が乗っていくわけでありまして、少しでも早くバスを走らせてということでありましてけれども、そのバスがある程度ですけれども安全なのか、あるいはどういう方向に行くのかということなしに乗せて、しかも危なかったからそこでやめさせるということが果たしてそんな簡単にできるのかということ、そう簡単でもないのではないかと気がいたします。いずれ、普通のことならば、普通の中での村づくりの中で木質バイオマスということであれば、それはもう簡単にさあ、バスを乗せましょう、走らせましょうということにはなりますけれども、ある程度であります。何度も今ご指摘いただいたように、ただただ調査だけで進んでいったのでは残念ながらいつまでも進みませんので27年度、その辺をしっかりと方向づけをして少しでも早くバスが走れるように努力をしていきたい、あるいは検討していきたい、あるいはある程度の実施

の段階までも何かルールを敷いていきたいとこのように考えているところであります。

議長（大谷友孝君） 7番、佐藤八郎君。

7番（佐藤八郎君） 早いもので、悪夢とも言える東京電力と国によって事故となった人災原発事故から3年9カ月が過ぎ去ろうとしている。私たちの生活は先祖がつくり上げた歴史、文化、暮らしなど全てを変えてしまった。しかし、国と東京電力、県、村の責任は現在もあいまいであり、都合主義で進めている。被害者とされ避難させられどう生きるか、どう生きるのがよいのか、あしたへの希望が見えないし、見えにくくされているし、もどおりの生活、地域コミュニティ、家族などを分断することで加害者目線にせものの復興を進めている。こんなときだからこそ村と村民の協働、民主的な会議や事業、何よりも村民に寄り添う村民が主人公のあり方を追求すべきであります。村は住民意向調査、集会での要望、願いを知らながらも国直轄だ、国にやってもらう、村でやれることには限界があるなどを理由として村民の声に答えようとしていないのである。世界、日本全体の英知を集集してとする県内外の村長の選ぶ方々がつくる計画、やることはどれだけの村民、役場職員に理解され本当に村長の公約にある村民に寄り添う健康最優先、除染賠償の完全実施に結びつくのか。この一般質問で4項目10点について質問と提案をするものであります。

初めに、村独自の検査体制、継続的な体制、村民の健康を最優先とする村長の公約はありますので、放射能は避難するときまで、そして村及び放射性物質に近づく、飲食する等で浴び続けたことが全ての村民の体なのであります。検診による健康バロメーター実態と結果を示していただきたい。

次に村はそもそも高齢化35%であり、高齢者のみ世帯もありましたことからこの何重もの原発事故によるストレス、生活環境の悪化により発症する関節症や白内障、うつ病などの実態、対策、そして今まで3年8カ月行われた成果を示していただきたい。

次に勝手に原発からの距離で放射線量で賠償で村民を分断している加害者のやり方であるが、そのことによる心身への影響は複雑であり、村民同士を希薄にしている。避難生活が長期になっているので自殺を防ぐ、病気の重症化を防ぐことが求められていますので、施策と調査方法、体制を伺うものであります。

次に放射性物質が村全体に降散し、被ばくしてから特に影響あるとされている青年、子供、妊産婦への健康調査はどうされどうしていくのか伺います。

復興するためには完全除染であればこそと村民誰もが思っていますが、先に進めた5行政区は次年度に繰り越し分は来年の梅雨入り前までに完了するよう要請をしている。残り14行政区は10月末までの着手率は約90%になっており、除染作業員も1日当たり7,500人となり、当初のおくれを取り戻しているとの村長からの説明ありましたが、村長の言う除染というものはもどおりの村の環境とはどんな環境を目指しているのか伺うものであります。村長はこの原発事故が起こされてからかかわるアドバイザー、学者などを変更されて目に見えない、においしないことを理由にして被害を受けた村民に対して放射能は除染はと一方的に押しつけているが、例えば放射能が見えたりにおいしたり体の筋肉が目が腹が痛んだりそれでもあなたは年間5ミリシーベルトでよいのか。最終的には1ミリシーベルトに戻りたい人に戻ってもらうためとあなたは被害者の代表者として言い切れるのか

伺うものであります。

多くの村民が日常的に知ることのなかった放射性物質は村内にどんな種類があり、その物質は体にどう影響するのか。今まで村民に1度でも明らかに示したことはありますか。年月がたつことによりいろいろと報告はあるが、放射性物質から村民の健康を守るためには村としてどのように村民への周知、注意を呼びかけているのか明らかに示していただきたい。除染により存在している放射性汚染物質は国の言っている面積は村全体の約20%となるが、残り80%はどうしていくのか。見通しもないではありませんか。汚染物はどのように移動され減容化施設、中間処理施設への移行処理について具体的に伺っておきます。

子供、幼児を育てる親の方々よりいろいろな報告があり、村長の言う全ての子供は村の子供は区別差別の繰り返しだったのかと残念でなりません。この3年8カ月での対応はどうであったのか。村が準備した施設への入園入学と避難先での子供の違いはどのようにされたのか。幼稚園、小学校、中学校、高校の費用全て、さらにイベントや研修などへの募集のやり方、費用問題など明細に具体的に伺うものであります。

村民の自主的な申し立てが70%近くになっているADRに見られるように、村長は村民のために村民への完全賠償を求めてくれないとしての動きがあります。村長の言う加害者の村民への償いとは何なのか。どのように責任をとらせようとしているのか伺います。

終わりに、こんなときこそ村民の立場にきちんと立って被害者代表として働くべきであることを要求して終わります。

村長（菅野典雄君） 7番、佐藤八郎議員のご質問にお答えをさせていただきます。

4点ございますが、2点目の完全除染についてをお答えをさせていただきたいと思えます。そのほかはそれぞれ担当のほうからお答えをさせていただくので、ご理解をいただきたいと思えます。

まず完全除染についての1点目であります。除染とはというご質問であります。生活空間において身体に受ける放射線の量を減らすために放射性物質を取り除き、取り除いた放射性物質をフレコンバッグなどに詰め遮断しながら隔離をして管理保管するというふうに捉えているところであります。また、もとどおりの村の環境であります。原発事故以前の環境で村民が安心して農業などの営みができる環境と考えております。

次にどんな環境の村にしたいのかであります。村としては原発事故以前のもとどおりの自然に戻し、安全で安心できる生活ができる環境にしたいと思っております。ただ、しかしながら、現在までの除染の結果や今後の森林除染の見通しなどを見ますと、全ての放射性物質を取り除くことは難しく、もとの村に戻すことも極めて難しいと言わざるを得ません。村としては、できるだけもとどおりの村の環境に近づけたいと考えておりますが、まずは住環境、農地、森林、道路などの生活エリアの除染を速やかに実施をし、高い線量の場所の再除染などを講じながらできるだけ空間線量の低減を図ってまいりたいと考えているところであります。

2点目の完全除染についてであります。国の除染計画には具体的な除染目標値がありませんでしたので、村としては当面年間5ミリシーベルトを村の除染目標値として定めまして、長期的には国の年間1ミリシーベルト以下を目指すことを村の復興計画に書き込ん

で、現在除染を推進しているところでございます。したがって、村としてはご質問の年間5ミリシーベルトを帰村の基準値と定めたことはございません。ただ、長期的には村としても国が示している年間1ミリシーベルト以下を目指すことに変わりはないわけがあります。原発事故から3年9カ月を経過し、多くの村民は避難先において不自由な生活を強いられているわけであり、特に高齢者の方にとってはなれない土地での長期の避難生活からストレスを抱え、体調を崩される方もおり、一日も早い避難解除を望む声が村に寄せられているわけであり、帰村については除染の状況を踏まえ、生活に必要なインフラ整備状況や医療福祉体制などを総合的に判断をし、議会や住民とも十分協議をさせていただいて決めてまいりたいと考えているところであります。なお、帰村への考えは村民一人一人の判断のもとに行われるものと考えておりますので、村が強制的に帰村を命ずることはありませんので、ご理解をいただきたいというふうに思っております。

なお、今復興に向けてまさに村も、そして議会も村民も一生懸命になって何とかしようとかこんなふうに思っているところでありますので、先ほどにせものの復興という言葉がありましたけれども、確かにベストの復興にはならない。しかし、みんなで少しずつよりベターに向かっているということですのでご理解をいただきたいと思いき、さらに村民の声を全く応えていないということでもあります、それも一理あると思いき、結構多い方もいるかもしれませんが、一方では大変いろいろ今進めていただいていることがもっとしっかりやってくれ、あるいは喜ばれているところもありますので、ぜひその辺を知っていただきながらなかなかこの放射線量とのことは人それぞれ感じ方が違いますので、全員に全くいいようにということにはなかなかいかないという難しさのある中でみんなで頑張っているということですので、ぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。以上であります。

健康福祉課長（高橋正文君） 私のほうからは佐藤八郎議員の健康な暮らしについてのご質問にお答えさせていただきます。関連がございますので、1の1から1の4まで、一括してお答えさせていただきます。

まず1の1の検診による健康のバロメーター実態と結果とのご質問でございますが、村民の健康管理は震災後においては村が実施している従来の健康診査に加え、県民健康管理調査も検査項目を上乗せの形で実施しておるところでございます。震災後の健康診査の結果につきましては、福島県立医科大学の分析によりますと長引く避難生活や生活スタイルの変化により平均体重が約2キログラム程度増加するなど、生活習慣病のリスクが高まっている傾向にございます。健康状態は避難直後と比較してやや改善してまいりましたが、依然として継続しての指導が必要な状況にございますので、今後も指導が必要な方へは家庭訪問や健康教室など個別に丁寧に指導し、生活習慣の改善が図られるよう支援してまいりたいと考えているところでございます。

1の2の加齢により発症する関節症、白内障、うつ病などの実態、対策、成果についてでございますが、避難後生活の不規則、運動不足などの生活習慣により整形外科系の疾患で治療している方の割合が高くなっております。筋力の低下や介護予防のため、各仮設住宅などで定期的に運動教室を開催したり、村から各世帯に配付のタブレット端末にラジオ

体操と筋力強化の運動の動画をアップし、村民の健康管理に役立てていただいているところでございます。

続いて1の3の自殺を防止、ストレス、コミュニティ不足、悩みなどの施策とのご質問でございますが、まず自殺予防についてでございますが、仮設住宅の自治会長、管理人さん、民生児童委員などを対象に、これは村民と接する機会の多い方を対象にうつ病などのサインに気づき関係機関につなぐゲートキーパー養成講座を開催してございます。これは自殺の予防の方法を学ぶ機会を設け、防止対策を講じているところでございます。また、県立医科大学で実施している心のアンケートなどにより指導が必要な村民の方へは関係機関の協力を得て家庭訪問等で医療機関へつなぐなどの対策も行っております。また、精神科医師によるボランティア訪問もあわせて実施しているところでございます。

ストレス、コミュニティ不足の対応でございますが、村民の交流機会の少ない主に借り上げ住宅の住民の方を対象に自治会の立ち上げや交流サロン、幸せカフェを開催し、村民同士の交流、また生きがづくり、居場所づくりとなるような内容で実施しております。今後も実施箇所をふやして交流の機会を多くしてまいりたいと考えております。また、社会福祉協議会で実施しているお茶会なども内容の充実等に今後も努めてまいりたいと考えております。

最後に1の4、青少年や子供の健康調査についてでございますが、県の県民健康管理調査による健康診査の体制を現在整えておるところでございます。16歳以上の方につきましては、成人の検査項目に加えまして村独自の心電図検査なども上乘せして実施しているところでございます。あわせて、今後も内部被ばく検査や甲状腺検査の悉皆検査、全員の検査でございます、などを長期的に実施できるよう体制を維持し、子供たちの安全安心の確保に今後とも引き続き務めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からはご質問2の完全除染についての3点目についてお答えいたします。

村内の放射性物質の種類であります。原発事故により拡散された放射性物質のうち村内に実在している放射性物質はセシウム、ストロンチウム、プルトニウムの3種類と考えております。

次に、これは放射性物質の身体への影響であります。原発事故後の放射線による健康被害状況を判断するため、現在まで甲状腺検査と内部被ばく検査を実施しておりますが、悪性、または悪性疑いの村民の方はいないとの結果が出ております。ただ、村民の多くの方々は健康に対する不安、心配があることも十分承知をしておりますので、検査体制と受診率の向上に向け今後も村民の健康管理に努めてまいります。

次に4点目の放射能による汚染物の移行、処理についてお答えいたします。まず、住宅周辺、農地、山林、道路などの除染から発生する廃棄物については仮置き場、仮々置き場に移動させ、保管管理をしております。次に除染廃棄物の枝葉、草、落ち葉などの可燃物は仮置き場等から現在建設を進めております蕨平減容化施設に移動させ、仮設焼却炉で焼却し、焼却灰は現地敷地内で保管管理をいたします。今後、中間貯蔵施設に搬出が可能になりましたら仮置き場等や蕨平現地保管の場所から搬出を実施する計画でございます。な

お、中間貯蔵施設については平成23年10月に国が発表した中間貯蔵施設等の基本的な考え方に示されている平成27年1月からの搬入は難しいことから、先般環境省から村と議会に仮置き場等での保管継続のお願いを受けているところでございます。以上でございます。教育長（八巻義徳君） 私からはご質問の3番、避難中の子供たちの支援についてお答え申し上げます。

震災がなければ村の幼稚園、小学校、中学校に通っていたであろう子供たちの約半分近く、46.8%が村外の幼稚園、小学校、中学校に通っております。ご質問のように、村は村外の学校に通っていても同じ村の子として幼稚園の保育料については村内・村外を問わず国の支援を超える金額を全て今のところ村が支出しております。加えて、村の幼稚園に通う児童については教材費や活動費、給食費などについても保護者の負担が生じないよう村が支出しております。小学校、中学校の教材費、活動費については各自自治体を通じて国からの被災児童に対する助成がありますが、村外、すなわち他の自治体の小学校、中学校における具体的な支給額については就学支援事業単独とか、あるいは義援金を組み入れたものとかいろいろありまして、申しわけありませんが把握し切れてはおりません。村の小学校、中学校については幼稚園と同様、教材費、活動費に加え給食費、部活動のバスなど村が全額負担しております。

次に高校についてであります。設置者が県もしくは私立ですので受験料及び入学金の減免、授業料の減免等の支援が各学校独自に設けられており活用をいただいております。村から個々の高校生への助成はありませんが、相馬農業高等学校飯館校については補助金を支出しております。イベントや研修事業につきましては、村内外を問わず全ての児童、生徒に対し広報誌ほか郵便などで案内文書を発送し、参加機会の差がないように努めております。また、沖縄までいの旅や未来の翼海外研修事業ともに同様の案内をしております。村内の学校にいても村外の学校に行った子供たちにも一緒に参加いただき、交流を深めております。このほか、他の自治体、団体からの支援事業につきましても学びの機会を均等にするように努め、同様の案内をしております。明細にどのお話を受けて少し長くなりましたが、私からは以上でございます。

生活支援対策課長（細川 亨君） 私からは4番の村民への完全な償いについてということに対して答弁していきます。

今回の原発事故については国が認めているとおり人災であり、その責任は全て国及び東電にあります。したがって、もとどおりの村に戻れないわけですので、村民及び村の復興再生のためにでき得る限りの賠償や予算の確保、さらには長期的な村民の健康対策などについて誠意を持って対応するよう強く求めてまいります。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 福祉課長から答弁ありましたけれども、8月24日に第16回の福島県民健康調査検討委員会が開かれて、事故から3年3カ月で福島県の小児性甲状腺がん確定が58名、疑いが45名。103名に達しましたという話、そのうちの8割超の45人は腫瘍の大きさが10ミリメートルというリンパ腺や他の臓器の転移があるという2人が肺がんだという発表されています。そういうデータ、さらには県民調査における第4回甲状腺検査評価部会、11月11日にやられて手術の適用症状、福島県民調査による外部被ばく線量分布で飯館

村が1ミリシーベルトの未満が196人、1から2が浴びた人が323、2ミリが以上が1,786名、最高で、その上が3名という15ミリシーベルト以上浴びたということで、データが出されておりますけれども、そういうものを見た場合に今回の今答弁された中で県民健康管理調査の検査項目上乗せしたと言いましたけれども、何を上乗せして村民の体がどのようにならぬかと違うものがあるのかというふうに捉えて施策講じているのか伺うものであります。

健康福祉課長（高橋正文君） 議員おただしの県民健康管理調査でございますが、がんの見つかる率がふえているということは実際のところあると思います。震災前は通常甲状腺のがん検診というのは一般的ではなかった。福島県においては事故後3・11時点で18歳未満の方は基本的に全員対象ということで、検診の受診率がかなり震災後は上がったということで要2次検査の必要な方もふえてきている。通常でありますと見つからなかったがんも、この検査受診率が上がったということで見つかる率が上がってきている。甲状腺がんにつきましては、かなり人生の間で長く付き合っていくというがんの一つでございます、亡くなるまで特に悪影響が出ないで亡くなっている方もかなりいると言われております。そういうことで、さきの県民健康調査の結果の発表ではB判定の方もふえてきているのかなというふうに考えているところでございます。

また、村独自ということでございますけれども、独自の検査ということでございますが、16歳以上の方については心電図検査を上乗せして実施してございます。また、この検査につきましても今後必要であれば村単独でも検査項目をふやして村民の安心安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

副村長（門馬伸市君） 誤解されると困りますので補足をさせていただきますが、今担当課長のほうからがんと疑いの件でお答えをしましたが、放射線が原因でこの数がふえたということではなくて、結果の報告の中では必ずしも放射線が影響したことではない数値だということですので、これを誤解されて放射線が影響でがん、あるいは疑いがこんなにふえたんだというふうに周知されますと、また村民が要らぬ不安を持つようになりますので、その辺は村民の皆さんも新聞等で記事の内容は読んでおられるというふうに思いますが、その辺、誤解されないように一言加えておきます。

7番（佐藤八郎君） 被ばくはしていますから放射線因果関係あるかどうかは副村長専門家でもないのでもういい追加答弁だと思いますけれども、環境省の言う専門会議でやられている被ばく線量把握評価に関する、健康管理に関する医療に関する施策のあり方に関するそういったものは健康福祉課では専門会議のやって検討されている部分を周知されているんですか。

健康福祉課長（高橋正文君） 政府で行っています研究のほう、詳細までは当課では分析はしておりませんが、ただ、そのさまざまな結果から例えば福島の甲状腺検査の結果とあわせて他の3県調査というのをやっておりますが、長崎、山梨、青森県で3県の調査の結果等も見まして、福島でB判定の方は0.8%であった。あと、他の3県でのB判定は1.0%ということで、そう違いの出ない結果が出ているということで、先ほど副村長申し上げましたが、放射線による影響は現在のところ認められないということでございます。

ただ、放射線の影響は長期にわたり見守る必要がございますので、村としてはその体制を整えていく。あわせて、国や県にその体制が維持できるような要望を求めていくということになると思います。

7番（佐藤八郎君） 福島県の県民健康調査、健康診査そのもの、先ほど答弁ありました部分も含めてですけれども、心の健康、生活習慣調査とか妊産婦に関する調査とか、調査を分けていろいろ調査されているようですけれども、放射線被ばくと健康管理のあり方に関する市民専門委員会の提言などというものはご存知でしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） 申しわけございません。詳細は把握してございません。

7番（佐藤八郎君） 答弁にありました生活習慣病のリスクが高まっているというのは、どの程度の率で高まっているのか。

健康福祉課長（高橋正文君） これは国保の医療費からの24年度のデータでございますが、まずこれは方部別で医療費の分析がなされたものでございます。生活習慣病からいたしますと、通常相双地区においては通常の地区では高血圧性の疾患が割合としては一番多くなるはずなんです、相双地区においては議員ご質問にもございました関節症とか脊椎障害の占める割合が他の地区と比べて突出して高くなっているようでございます。この結果から見ても、避難により運動ができなくなったとか農業ができなくなって経常的な運動不足に陥っているというようなことでこのような生活習慣が変わったということで病気の構成自体も相双地区においてはちょっとほかの地区とは変わってきているということで、かなりの影響があるのではないかと考えております。

7番（佐藤八郎君） 県民健康管理調査の検査項目上乘せして、リスクも国保の医療費から見ればわかりますが、1の3の自殺防止とかストレス、答弁の中で仮設住宅自治会と管理人、民生児童委員とありましたけれども、この方々が学んでこの方々が中心に講座の講師か何かやってということになるのか、この方々が回って訪問活動されているのか。具体的にどんなことをされているんでしょうか。こういう講座の中でもともと例えば仮設で回って見回りされて活動されている方々も含めてもっとかかわれる方がもっとふやしたほうがいいのではないかと。そのためにはそれなりの予算措置も必要かとは思いますが、内容的にはどうなんでしょうか。

健康福祉課長（高橋正文君） これは名称がゲートキーパー養成講座というものを年に数回開催しております。対象者は今議員おっしゃったような民生委員とか仮設の管理人さんとか自治会長さんとか社協生活相談員さんとか健康福祉課の職員、あとは希望される方を対象に開催しております。内容は心の病気についての気づき方を学んでいただく。ちょっとあの方、最近おかしいんじゃないかなとか、ちょっと精神状態がちょっと異常、変化を気づいてもらい方を学んでもらうということでございます。なぜその方々が対象かといいますと、この方々たちは一般の住民の方と接する機会がほかの方よりも多い、大勢の方と接触する機会があるということで、その方を対象にしております。気づいた場合は、その講座を受けた方がちょっとあの方、最近変わったとか気づいた方は今申し上げました生活相談員とか村の保健婦とか包括支援センターのほうにつないでいただいて、それをつないでいただいた結果、村の保健師とか対応する職員を家庭訪問させたりしてその対象者のケアに

努めるという段取りでこの事業は進めております。

7番(佐藤八郎君) 答弁の中に希望者も入っているということで今答弁あったので、希望者どのぐらいあって、さらには数的には家庭訪問というのはどのぐらい。仮設よりも村の避難状況はアパートというか貸し家が多いわけですので、この点ではどうでしょうか。

健康福祉課長(高橋正文君) この講座への希望して参加された方は数名だったと思います。ほぼ、この対象の方が講座に参加されているということでございます。家庭訪問の頻度、回数でございますが、25年度の集計でございますけれども、仮設住宅が861件、これは延べ数です。公的宿舎が209件、借り上げ住宅が1,289件、合わせて2,359件の訪問の実績になってございます。

7番(佐藤八郎君) 除染に入りますけれども、答弁で除染の定義、まさにそのとおりだというふうに思いますけれども、現状で十分になっているのかどうか伺うものであります。見回り隊、さらにはうちに最近片付けのためとかいろいろな意味でいっぱい村民が入っているのでいろいろな声はもちろん除染立ち会いもされている方からもありますけれども、非常に不十分さがいっぱいあるんですけれども、どういうふうになっているのでしょうか。

除染推進課長(中川喜昭君) 除染作業、今行っておりますが、除染とはという定義の中では先ほどお話しした内容の部分で将来的な保管管理までというふうに考えておりますが、取り除くという部分では屋根等の手で拭く、あと土にとっては剥ぎ取るというようなことをしておりますが、なかなか全てその作業で100%といいますか、作業によつての除去が全てうまくいっているかという部分ではなかなか後から村民の方々からいろいろ相談なり苦情をいただいている中を見ますと、若干ここが取りこぼしがあったかなというような部分がございます。また、そういう除去したものをフレコンバックに入れまして仮々置き場と仮置き場等に運搬するというところでございますが、仮々置き場等がなかなか設置に時間が、その現地に設置が時間を要するというので、宅地内の一時保管をしているというような状況もございます。そういう意味からすれば、この定義からは外れているという部分がございますが、一時的な保管ということで説明会の中でもご理解をいただきたいというふうに環境省が話をしておりますし、今後冬の場でも宅内にあるものとか近傍にあるものについては冬の間には仮々置き場等に運び出すということの対応をするということの状況でございます。いろいろ問題があるということは承知しておりますが、何しろ村民の方々からの相談、苦情等いただいたことには対応してまいりたいというふうに思っているところでございます。以上であります。

7番(佐藤八郎君) 仮々置き場にしろ仮置き場にしろ、資料で片方は年間契約だか2年契約だかわかりませんが、延びたりいろいろしていますから。宅地保管というのはないわけなので、できるだけそれは運び出すというのは当然だなというふうに思っているんです。ここで答弁の中で全ての放射性物質を取り除くことは難しいというふうに言っていますけれども、取り除かないで残るものがどのぐらいというふうに考えていらっしゃるんですか。全ては難しい、どのぐらい残るんだというふうに一方的に考えざるを得ないんですけれども。

除染推進課長(中川喜昭君) 除染作業の中で全村に降り注いだ放射性物質を全てきれいに取

り除ければ幸いといたしますか、それが一番望ましい姿かなというふうに思っております。今の屋根等の拭き取り、あと庭先の土の剥ぎ取り、あとはアスファルトの洗浄による除染、いろいろ手法を凝らしてやっておりますが、今までの除染結果を見ますと5割、6割、7割というような除染の除去率という形になっております。そういう意味での全ての除去が難しいということでございます。先ほど言いましたように、実際に100%になればですが、何しろできる限り低減を図ってまいりたいということで除染を行っているということでございます。

7番（佐藤八郎君） 大人もそうですけれども、除染に期待する10.7%、やってみないとわからない19.7%、期待できない64.7%、これは24年6月のアンケート結果でありますけれども、意向調査でありますけれども、やってみても満足されない現実が今言いましたところ、この意向調査に込えられるものになっていくんでしょうかね。どうも期限だけが先ほど私質問の中で言いましたけれども、5行政区は梅雨前に、それ以外は100%云々という計画はあるんですけれども、期間だけを重視した除染が進められているのではないかと。村長言ったかどうか知らないけれども、早くやれと号令かかっているみたいな話も聞きますけれども、実態わかりませんけれども、どうもそういう意味では問題課題が解決していかないのではないかと。思うんですけれども、この辺はどうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 除染が一刻も早くしっかりとやっていただいて、少しでも早く帰りたい方が帰っていただくような段取りをしなければならぬとこんなふうに思って、向こうが出した計画をしっかりとやるようにというところでの早くやれという話なんです。残念ながらなかなか思うようにいかない。その一番の大きな原因は環境省がなかなか現場を経験のない省庁ということで、農家の広さ、建物の多さ、あるいはいろいろでこぼこがある地形だとか、そういうものがわからないというところがあるのではないかと。思うんです。しかし、今のところしっかりと除染はしていただいている。ただ、全てしっかりとというわけにはいかない。毎日大体10数件ぐらいの電話が村民から入ってくる。それに対して村としては精いっぱいその言葉を業者さんなり環境省なりに伝えて、よりいい除染をしてもらうように努力を今しているところでありますので、なおなお、問題のところはどんどんとやっていただきながらしっかりと除染をしていくとこういうことだというふうに思っておりますので、早くやれというところから本来の除染を手抜きをしたというところがあるとは思ってはいないんですが、ただ、いろいろ業者も人でありまして業者でありますから、そういうところが全くないということにはならないと思っておりますから、しっかりと目を光らせてしっかりと除染をしてもらうようにこれからもしっかりと対応をしていきたいとこのように思っているところであります。

7番（佐藤八郎君） 今村長から言われた監視、村民による。議会がいただいた答弁書、東電でしたか環境省でしたか、からは自治体との協議できちんと監視されているので特別な住民による監視体制の体制なり予算は考えていない旨の答弁をいただいておりますけれども、議会が除染始まる前から求めている住民みずからの監視というのがここに至っては非常に大事になったと。これからはもちろんそうでありましてけれども、大体須萱にしる白石にしる、いろいろな山浴にしる、一応除染やったところ私何回か行って調べていますけ

れども、ほとんど戻ったりさらに前より高くなったりいろいろしていますけれども、そういうものなんですね。空間線量、建物。だから、土壌ベクレルやそういうきちんとしたものの、自然界にないんだという状態にしないとなかなか難しいと思うんでありますけれども、独自の監視体制について伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 当然しっかりとした除染をしてもらわなければなりませんので、監視をするということは大切なことだというふうに思っています。ただ、これだけの人数が入っていて、例えばどんな体制をとったとしてもそれが全部目が届くという話には全くならないだろうと思いますし、また、監視をしたからといって完全にそれを監視のためにしっかりとやるという話にもならないというふうに思っています。ですから、基本的には住民の皆さん方が見ていただく、あるいは業者が道義的にモラルをきちんと守る、あるいは環境省が責任者としてそれなりの業者の指導なり何なりをすることでそういう強化の仕方をしていくということが大切ではないのかなと思っています。

何度も言いますように、100%とは全く思っていないですが、できるだけ問題のあるものを少なくしていく努力を今しているところでありますし、これからも住民の皆さん方、その他の方たちの目配りをお願いしたいとこのように思っているところであります。

7番（佐藤八郎君） 答弁で年間1ミリシーベルト以下を目指すということがあるんですけども、川内村の実態、ずっと見ていますと宣言をしたんですけども戻ったという形をとっているけれども、実際に実存して戻っている方は戻ったと言われる数字の半分ぐらいだという実態であります。そして、残って避難先に暮らしている人は宣言されたものですから収入が断たれたものもあって食べ物買うのにも容易でない。不安は募るばかりという病気の悪化やいろいろな問題あるようですけれども、1ミリシーベルト以下を目指すということがどれだけ大事かという、それを完全にやらないうちに帰村宣言してしまうと川内村みたいな二の舞になってしまうというのが明らかになっているわけでもありますけれども、その辺はどういうことでしょうか。あと、ここで答弁で言う一日も早い避難解除を望む声というありますけれども、どのぐらいの村民の声が望む声というふうにいろいろな意向調査の結果では数字的に最近の少ないんですけども、現時点ではどのように捉えていますか。

村長（菅野典雄君） 1ミリシーベルトということでの川内の例がお話がありましたが、1ミリシーベルトでないのだめだというのも私は全く正しい考え方だというふうに思いますが、1ミリシーベルトゆえの弊害といいますか問題点も多くあるということの両面を考えていかなければならないということではないかなという気がします。したがって、できるだけその辺の総合的な中で我々は判断をしていかなければならないというところをぜひご理解をいただきたいというふうに思っております。なお、どのぐらいが帰りたいと言っているのかということですが、一人一人に細かく聞いたわけではございませんけれども、アンケートの中では約30%の方ができるだけ早く帰りたい、解除されたら、帰村宣言なれば帰りたい、こういうような話であります。近ごろ、仮設やその他のところをまた一回りさせていただきましても、どちらかというと年配の方のところでありますから当然と言えば当然でありますけれども、借り上げの人が少しでも早く帰りたいから

その辺は早く帰れるように考えてくれな。今除染はかなり進んでいますから、それに対する認識もかなり深まってきているというふうに思いますので、その30%ぐらいというのはそのままぐらい維持しているのではないかというふうには思っています。なお、その辺のもう一度の住民の大方の今の時点での気持ちというものをこれからもまたアンケートなどで取り寄せさせていただきたいとこのように思っているところであります。以上であります。

7番（佐藤八郎君） 今村長が言われるように、線量汚染状況をきちんと知りたいという人が23年10月の意向調査によれば58.7%、60%近いんです。今答弁された仮設回りの話で30%というのがあるんですけども、インフラ整備なり医療福祉体制がどうなのかという部分を含めて私が回っている高齢者、仮設の皆さんの声は3人に1人が帰りたいという声は聞かないんですけども、なぜかというとなら答弁にもあるようにインフラ整備や医師の医療体制なりどんな生活の流れになるのかが見えないんですね。だから、もう少しその辺をきちんと見えるような形、具体的な予算も伴ったものになっていかないとこの30%と言うのはなかなか難しいのかなというふうに私は見ております。あとは、村が強制的に帰村を命ずることはございませんということですけども、そんなのは当たり前の話ですけども、生活はあらゆる面で区別することになるのではないかという心配をしているんです。帰村宣言したから戻った人、戻らない人でこれから後で教育委員会のほうやりますけれども、子供一つ、子供さんを見ただけでもいろいろな区別やらそういうものがあるわけですから、当然そういうものが出てくる心配あるんですけども、その辺はどういう。今の時点で考えていったらいいんでしょうか。

村長（菅野典雄君） まず、村に帰っても生活ができないというところのことがわからないからなかなかということだと思いますという話、全くそうだと思います。ただ、3人に1人という、30%、年寄りの人はかなりというところは私はいろいろなお話をさせていただいていますから、そういう意味ではある程度安心ということだと思います。ですから、八郎議員もそういう形で村が今やっているようなことなり何なりを話していただければふえるものというふうに思っているところであります。基本的には一つは医療であり、一つは福祉関係であり、そして一つは生活というところでのお店屋さんであったりあるいは水道の問題であったりあるいは道路の問題であったりということではないのかなという気がします。それらはまだ完全とは言いませんけれども、それなりに対応をみんなで協議をして進めて、少し遅々として進まないところもあるかもしれませんが、一步一步進んでいるわけでありますから、それを我々は住民にできるだけ丁寧にお話をしていく必要があるだろうということで、この前も一回り大変でしたけれども回らせていただいたということでもあります。

それから帰る人を強制的にするものではない、そんなのは当たり前だというんですが、当たり前が当たり前になっていないからあえて何回も言わせていただいたり、あるいはいろいろなところで話をさせていただいているということです。当たり前になっていればもうこんなことを言う必要は全くないんですが、どうも何か強制的に、あるいはみんな村に戻れと言っているのではないか、こういうような考え方をみんなで違うんだということ

言い合っていないといつまでもそういう間違っただけの考え方が広まっていくということですから、みんなでその辺は努力をしていく必要があるだろうとこのように思っています。

それから解除、あるいは帰村宣言することによって帰らない人が強制的というかそれによってプレッシャーがかかるのではないかという質問だったと私は理解をしているんですが、確かにはいとは言えません。ただ、基本的に村は少なくとも一番最初に計画をつくったときに帰る人もあり、帰らない人もあり、その中でどういうふうにしていくかというところで、とりあえず本来は村内の復興計画をつくる前に村外に住んでいただく方の段取りをしようということで飯野に復興住宅であったり県営住宅であったり、あるいは子供たちにいろいろな対応をさせていただいているということでもありますので、そういう意味ではできるだけこれからもそういう考え方は持っていきたいというふうには思いますけれども、そういう意味でそれぞれ、何度も言いますように、一人一人の判断を尊重しながら、ただ、できれば皆さん方のふるさとでありますから1人でも多く帰っていただくような環境整備なりインフラ整備なり、あるいは支援を考えていくというのが我々、あるいは議会ともどもの考え方ではないかとこのように思っていますので、ぜひご理解をいただきたいと思えます。

7番（佐藤八郎君） 放射線量の種類でありますけれども、国が当初村の答弁もそうでありますけれども、ものは3種類ではなかったんでありますけれども、最近村内にそういう放射性物質は実在しなくなったという検査か何かの結果が出ているために3種類というふうになった分でしょうか。こういうことを本当のことを答えないと前の質問のような不安ないろいろな持つわけですから、その辺はどうでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） ここに書きました3種類については、国のほうからの公表のものを書かせていただいたということですが、原発事故時には31種類の放射性物質が飛んだということが公表されております。その中でも半減期の、例えばヨウ素なども8日程度で半減期を迎えるとか、そういうものの半減期がありまして、それで31種類のうち、今現在が3種類が村内に実在をしているということですが、それで、文科省のほうで平成23年、24年に村のほうの土壌を調べましたところ、その中にセシウムは全域にあるということと、あとプルトニウム、ストロンチウムのあるということですが、土に降り注いだ沈着量がかなり少ない量だということで、身体への影響はないというふうに公表されているという部分でございます。ただ、実在しているものはセシウムとプルトニウムとストロンチウムだということで答弁させていただきました。以上であります。

7番（佐藤八郎君） どうも村民全体の中には32種類あったのもそうですけれども、半減期がどうだったかもそうですけれども、よほど関心高くしてアンテナ高くしていかないと放射性物質がどういうものが体にどう影響するのかというものが周知されていない。今もって周知されていない。そうすれば、皆さんが不安に持つというのは当然かなというふうに思うので、今3種類というのならば3種類の体に及ぼす影響などをきちっとお知らせすべきだと。目に見えない、におわないからそれを都合よく利用しているやり方ではなく、あるものはある、危険なものは危険とすべきではあるというふうに思えます。

次に、放射線の汚染物の動向ですけれども、ここで私が求めているのは放射線量の低下と見通しをぜひ欲しいという村民が意向調査の中で79%というふうになっていまして、79.1%でありますけれども、それに応えるためにも全体として汚染物の量やらいつからどんな方法でどこを通行していつからいつまで運び込んだりするの。誰が責任を持って実施していくのかということ。今この時点で村長が言うように来年度の中で住居関係、道路、農地、森林は残っておりますけれども、終わるといっているのであればその出る量をどのようにされていくのかを村民が見えるようにしないと、村内のいろいろなあらゆる場所からトラックが通行されるわけでありまして、そこをきちんと示すべきではないかと思うんですけれども。

村長（菅野典雄君） 立場を変えて村民の立場であれば、そういう不安はもつともだこのように思っています。ただ、なかなか計画どおりにはいかないというところがこれまでも何回かあったわけでありまして。以前、4,500人が村内に除染に入る、一体どういう形になるんだ、道路がいっぱいになって動きとれないのではないかという話があったわけでありまして、今7,600人が入っている。確かに交通渋滞その他起きている、あるいは交通ルールを守らない作業員がいるなどなど、いろいろな問題が起きてきますけれども、それなりに大勢の人たちが少しでも村の中の除染を取り除こうということやっていただいているということでありまして。したがって、これからあれだけ集まったフレコンバッグがどういうふう動くかということになりますと、ある程度それは計画的になるだろうとは思いますが、それはそれでしっかりと国のほうに明示をさせるという努力は必要でありますけれども、その結果、その計画どおりにはいかない、あるいは全くマンパチだったみたいな形になるということももしかしたらあるかもしれない。何せ、その時点で前もってしっかりとしたもの求めながらも、臨機応変に少しでもいい状況をつくってもらうためには少しは理解をするということも我々に必要ではないか。今除染、7,600人入っている中で改めていろいろな苦情が来ていますけれども、ではその苦情を取り除くために3,000人でいいのか、2,000人でいいのかという決してそうではないわけでありまして、ぜひぜひご理解をいただきながら少しでもいい方向にお互いに努力はしていく、あるいはしっかりと行っていくということは大切だというふうに思っていますので、ご理解をいただければと思います。

7番（佐藤八郎君） 現在の交通状況のことで今村長から丁寧にあったので、そのことの先を私は心配しているんですけれども、他市町村からも搬入されてくる、村のものも動かす、仮々置き場から仮置き場にも動かす、見回り隊も今年の予算上はまだ続く。いろいろずっと総合的に考えた場合に、どんな状況になるんだろうというのが計画やら環境省やら他自治体と交渉したり話し合いをしている役場であれば見えるんでしょうから、それを村民にも見えるようにすべきではないか。現時点でわかるものですから、計画がずれたり方向が変わったり年数が変わったりすればその都度また改めて周知すればいいのであって、不安に応えるというこの70%近い方々の不安に応えるというのが村の執行のやり方ではないんですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今おただしのとおり、今後廃棄物の搬送等に係る部分について

は今おただしのとおりというふうに私自身も感じております。例えば、中間貯蔵施設ができれば中間貯蔵施設への今度は搬出という形になります。村の場合は責任は国が持つて行うという説明でございますが、今後それらが例えば非直轄の伊達市とか福島市がどういうルートで運ぶのかとか、飯舘村からは例えば双葉町のほうに決まれば双葉町のほうにどう運ぶのかという部分のルート選定とか、そういう部分が市町村単独ではなく隣接する自治体との兼ね合いにもなってくるかなというふうに思っております。そういう意味では国が県を中心にしながらその辺はまとめていくという説明も今受けておりますので、それについて心配なされる部分、これからいろいろ考えていきまして県国のほうと協議をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 喫飯のため、休憩いたします。再開は午後1時10分からいたします。
(午前11時58分)

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開をいたします。
(午後1時10分)

議長（大谷友孝君） 佐藤八郎君、残り時間9分でございますので、ご配慮方お願いいたします。

7番（佐藤八郎君） 全ての子供は村の子供ということですといろいろご苦労なさってきたと思えますけれども、先ほどの答弁の中でありました被災児童に対する助成がありましたということでもありますけれども、村内の小中の具体的支給額は幾らになっていて、それ以外の村外のことは把握していないということなので、村内の部分で聞いておきたいと思えます。

教育長（八巻義徳君） お答え申し上げます。国の支援というのは基本的に公立か私立か、そして課税世帯か非課税世帯か、それから第1子か第2子か第3子かということで、幾つかの条件によって異なります。それによって私ども村で支援する金額が変わってきます。平成25年度においては草野、飯樋幼稚園の関係だと1人当たり13万5,600円であります。それから村立小学校あたりだと8万8,100円になります。それから中学校だと17万4,400円になります。そうしたことで、あと学童保育、預かり保育だと3万6,000円、それぞれ入園料、保育料、それから給食費、教材費、活動費等になります。以上です。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、今の金額に3年分掛けて人数を掛ければ村負担額は出るということになりますか。

教育長（八巻義徳君） 国の要綱が変わっておりますので、23年度、24年度、25年度、それぞれ別な数字になります。したがって、それぞれ23年度にそれぞれの幼稚園、それぞれの小学校、それから学童預かり保育ということで、年度別に1人当たりの単価、変わったものを確定いただいて累積していただくということになるかと思えます。

7番（佐藤八郎君） 後で具体的にもらいますけれども、村民の完全償いについて受けている確定額の、受け取る賠償額の確定について61.4%の方が非常に関心を持っているという部

分で村民の意向調査にありますけれども、誠意を持って対応するよう強く求めてまいりますという答弁ですけれども、犯した人為的な原発事故の責任というのに対して私たち被害者がこうむった被害というものの、誠意を持って対応するよう強く求めていく的なのなのか。もっときちんと被害者の代表としてきちんとすべきではないか。前半というか昨年度でしたか、浪江のやり方が福島の前まで村長は答弁していらっしゃるんですから、今回村で発注した発送されたルートの中にはADRの申請書というかADRに関する資料も一部入っていましたけれども、一体整合性はというふうにあなたは村民への完全な償いというのはどういうものに基本的にお考えなんですか。

村長（菅野典雄君） 少なくとも一生懸命みんなで村づくりをしてきた、力をあわせて村づくりをしてきた我々であります。そういう意味で、ある意味では非常に生活を荒らされたといえますかばらばらにされた。これから大変なことが待っているということでもあります。したがって、我々はそれに対する代償をしっかりと求めていくというのが当然のことです。ただ、それはあくまでも原因者である国なり東京電力としっかりとしたその審議の中で、我々の主張をしっかりと上で決まったことをしっかりと賠償を求めていく。よりこういうことも、こういうこともということでのお互いの合意のもとでやっていくというのが本来行政としてとるべき姿だとこのように思っているところであります。以上であります。

7番（佐藤八郎君） そうしますと、今国が出しているものに対して何か不十分だという点での損害賠償の思いは村長あるんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 損害賠償は限りなくあるわけでありましてけれども、我々は今後の生活を考えなければなりませんので、いろいろな意味で賠償もさることながらその後の生活支援の制度をできるだけ早くつくっていただいて、我々がこの先ある程度安心の中で復興に向けて頑張っていけるというそういう制度をつくっていただきたいというのが我々の強い希望であります。なかなかそれがまだ目に見えていないということで、ある意味ではじだんだを踏んでいるところであります。以上であります。

7番（佐藤八郎君） する要求、制度、どんなものを要求していらっしゃるんですか。

村長（菅野典雄君） かなりの制度が出てきましたので、プラスとすれば戻って仕事について場合に今までのとおりにかかったということでもありますから、それについてのある程度年限を区切った段階的な生活支援というのは必要だろうというのが一つであります。一方、まだなかなか帰る決心がつかないという方は少しでも早くその決定をしていただきたいわけでありましてけれども、今のところ1年ということでは非常に短い、あつという間でもありますから、最低でも3年ぐらいいはある程度住宅の費用なり何なりが補償される。その中でということ、少なくとも年限をある程度もっと延ばしていただかないと我々の将来どうするかというのは余りにも1年では短いとこんなようなことも言っているところであります。その後、山林の問題、除染の問題、あるいは山林の再生の問題、いろいろありますけれども、一応はそのようなこととずっと震災以来言い続けていることとでございます。以上であります。

7番（佐藤八郎君） また村民を分断するような村当局の発言ということで、長泥の方が

ら長泥地区の除染を実施するためには区域見直しを村と国に対して長泥地区住民の要望書として取りまとめて出したらどうかとの話が村当局からあったかの話ありますけれども、補償との絡みもあるのでその点でそういうことなんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今のいわゆる困難区域の条件は除染も国のほうでちゃんとしたレールにまだ乗っていない。それから今我々が一生懸命やっていたいでいる屋内の焼却のことも乗っていないということになります。さらにさらに、これから出るであろう家などのなかなか将来必要はないではないかというその壊しの問題も出てこないということで、非常にほかの人たちよりもそういうこれからの復興に向けての不利益があるので、それを不利益がないように考えていただけませんか、そのほうが長泥にとってもプラスではないですかという話をしているのであって、どうもその辺、誤解があるようでありますし、長泥の皆さん方が誤解だけではなく結構今お話のあったようなこともありますので、ぜひ村は少なくとも長泥であれどこであれ、同じ村民だ、同じ行政区だという立場で必死になって国なり東電と向き合っているということをご理解いただきたいと思います。

議長（大谷友孝君） 佐藤八郎君の質問はこれにて終了いたします。

2番、渡邊 計君。

2番（渡邊 計君） 現在、村民よりも多い7,500人を超える除染が行われている。ですが、村民からは手抜き除染ではないのか、また各自自治体で行っている除染のほうがかたい基準を決めた丁寧な除染であるなど、批判の声が多く上がっているきょうこのごろでございます。

さて、質問に入らせていただきます。まず、アドバイザーについてであります。復興委員会など多くのアドバイザーがおられますが、現在契約している人数とどのような報酬形態になっているのかお伺いいたします。また、リスキアドバイザーとして契約をしている中川恵一氏を選定した理由をお伺いいたします。

次に、今後の村づくりについてであります。小さいお子様のいる親御さんに聞きますと、高校を卒業するまでまたは独立するまで子供を村に帰すことはない、そういう声が多く聞かれております。今後、避難解除が行われたとしてもすぐには帰れないであろう子供たちへの対応をどのように考えているのかお伺いいたします。また、帰村希望が3割というアンケート結果が出ている現況の中、帰村人口が減少することは明白な中で現在正職員、臨時職員合わせて100人を超える職員を今後どのように維持していられるのかお伺いいたします。

続きまして、基準値のない現況除染を、また生活に密着してきた自然の恵みが数十年食べられない。そして農業再建にも数年かかる見込みの中で村民が安全で安心して生活できる状況、例えば線量、インフラ、生活再建、その他等どのように考えているのかお伺いいたします。

次に、焼却炉についてお伺いいたします。私も小宮クリアセンターには何度か足を運びまして神戸製鋼の担当者に説明などを伺っておりますが、クリアセンター内の焼却施設から排出される主灰、飛灰は全て固形化されると聞いております。しかし、蕨平の焼却灰はこれ以上の高線量になるのは明白であります。安全上、全て固形化すべきと考えますが村の対応はどのようにするのかお伺いいたします。また、二重のバグフィルターで、要は2

段のバグフィルターで99%以上除去できると言っているセシウムですが、ダイオキシンとセシウムの大きさの比較とともに、その除染というかバグフィルターで捕まえることができるという原理を説明していただきたい。また、使用されているバグフィルターの種類、素材などをお伺いするものであります。以上、7点についてお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 2番、渡邊 計議員のご質問にお答えをします。

アドバイザーについて2点ありますが、2点目について私からお答えをさせていただきます。現在、東京大学医学部附属病院の中川恵一准教授については、平成24年6月1日より飯館村健康リスクコミュニケーション推進委員会のアドバイザーとして委嘱をしているところであり、アドバイザーをお願いした経緯であります。中川准教授は放射線治療、がん治療及び放射線影響の権威でもあり、原発事故後いち早く福島に入り被ばくによる健康影響などの分析に取り組み、被災者支援に尽力をいただいている方のお一人であるわけであり、村におきましてもままでの復興プラン第1版策定時のリスク推進委員として専門的な見地から村民の放射線に対する不安を少しでも和らげていただくよう、あるいは正しい理解をしていただくよう、そんなことでの助言をいただき村のリスク事業の道筋をつけていただいたところでございます。

また、リスク情報誌かわら版道しるべの発行にも最初からかかわっていただき、当時放射線に対する情報や専門知識が我々まだ全くない時期から仮設住宅において健康教室を開催していただくとか、その他いろいろところで村民の安全安心の確保に尽力をいただいているところでもあります。この結果、今では村民もある程度自分の物差しで、あるいはこれは危険ではないか、この程度は安全かとの判断が幾らかなりともできるような状況もつくっていただいたというふうに考えているところでもあります。今後、さらに村のリスク事業を進めていく中、そして村民が今後の生活や身の振り方を考える上でさまざまな判断材料を提供いただいたり助言をいただくにふさわしく適任であるとの判断から委嘱をしているところでございます。

そのほか、アドバイザーについて、あるいは今後の村づくり、焼却炉、それぞれ担当並びに副村長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは1点目のアドバイザーと報償形態についてお答えをいたします。

村では村づくりアドバイザーとして平成22年度より建築家の佐川 旭氏とアドバイザー契約を結んでおります。契約は単年度ごとに行っており、報酬額は年額200万円です。佐川氏の活動実績の把握につきましては、半年ごとにその活動報告を書面で提出いただいておりますが、特に村の復興について今までも多くの適切な指導、助言をいただいているところでもあります。また、今年度復興計画推進委員会における報償支払いの対象となっております委員並びにアドバイザー等の数及び金額であります。まず報償支払い対象者数は推進委員会と村民部会合わせて35名です。その単価は村復興計画策定に係る講師謝金等の単価に基づいており、この金額につきましては会議1回当たり交通費を含む額となっております。内訳であります。まず委員長1名が7万円です。次に県外からの委員2名が1人当たり5万円、次に県内遠方の委員2名が1人当たり3万円、次に

県内委員3名と県外からの委員1名の計4名が1人当たり2万円となっております。なお、この県外からの1名につきましては所属機関の定めにより村の基準とは違う金額となっております。次に村民の委員につきましては推進委員会の委員2名に加え4つの各村民部会6名の計26名に対し1人当たり3,000円となっております。以上であります。

教育長（八巻義徳君） ご質問の2項の1つ目、避難解除後の子供たちへの対応についてお答え申し上げます。

村の復興を考える際、子供たちの帰村については大変重要かつ難しい課題と認識しております。今後、一定の除染が完了し避難指示解除となった場合、村民、議会との協議を踏まえた上で帰村することになるわけではありますが、子供たちの帰村については多くの判断要因があらうかと思われれます。また、帰村に当たってはご家族並びに保護者の考え方があらうかと思われれます。したがって、村に帰ることが子供たちにとってより望ましいと思えるような施策や選択肢を示す必要があらうかと考えます。

現在、復興計画第5版に専門部会を設けてご検討をいただいておりますが、いずれ子供たちが段階的に村に戻っていただけるような期間、目安や支援策が必要かと考えております。避難が長引き、村の記憶よりも避難先での記憶が長くなっている子供も少なくありませんので、村のすばらしさや村民であることの誇りを忘れないようなふるさと教育を進めながら、一方で村に戻れるような施設の維持整備を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

副村長（門馬伸市君） 私からは今後の村づくりについての2の2及び2の3についてお答えをいたします。

まず、2の2の今後帰村人口の減少が見込まれる中でということで、職員あるいは臨時職員の確保をどうしていくんだとこういふご質問であります。現在の職員の状況は正職員が66人、派遣職員として国から復興庁枠支援職員を含め6人、県から2人、他県市町村から4人、合わせて12人の応援をいただいております。これに村の任期付き職員が3人、嘱託職員8人、委託職員が2人、さらに臨時職員29人、それから見守り隊を除く緊急雇用の職員67人、県のきずな職員が26人、合わせまして213人の状況であります。

經常的な業務に加えまして復興に関する業務がふえ続けておまして、正職員の3倍以上の体制で現在業務をこなしているところであります。避難後4年近くになりますが、避難当初は避難者の対応が主でありましたが、現在は帰村に向けての復興予算もふえ続けている現状であります。過般、県主催の被災市町村職員確保対策会議においても、村は引き続き復興業務がふえることから、今後も職員の確保を強く要望したところであります。なお、村としましては人口減少など将来を見据えた適切な職員採用と、今後とも足りない分の職員の補填ということになりますけれども、国や県、さらには応援をいただいている市町村に引き続きお願いをしながら、村民の福祉向上はもとより復興に向けて職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に2の3の生活再建を含めたもろもろの対策であります。村では除染の目標値については除染の説明会などでも申し上げているとおり、当面年間5ミリシーベルトとしております。現在、国による直轄除染が進められており、除染の効果につきましては一定程度

その結果にあらわれていることはご案内のとおりであります。村としましては、復興計画第4版にありますとおり独自に除染結果の検証をガンマカメラなどによってホットスポット対策等を進め、住民の不安を少しでも解消できればとこんなことで努めているところであります。

次にインフラ整備、生活再建につきましては、その課題が住宅の改修であったり確保であったり、あるいは医療福祉、産業再生、雇用の確保、店舗、店屋さんの設置、あるいは学校などの教育問題などなど多岐にわたっております。避難指示解除時期までにそれらの全てを完全に復旧復興整備することは難しいものというふうに認識はしているつもりであります。一方で、早く帰村したい方、あるいは村に通勤したり通いながら田畑や家屋等の管理を行う村民の暮らしについて、できるだけ利便性を確保できるよう避難指示解除時期までにインフラ等の整備をしていきたいとこんなふうに考えているところであります。これらの具体的な方針、施策等につきましては現在飯舘までいな復興計画推進委員会及び4つの村民部会で議論検討を重ねているところであり、復興計画第5版にできるところから抽象的ではなく具体的に村民の皆さんが前を見据えられるようなそんな具体的な事業の検討をまとめ上げていければとこんなふうに思っているところであります。以上であります。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からはご質問の3、焼却炉についての2点について関連がございますので一括でお答えさせていただきます。

1点目の蕨平の焼却灰の固形化についてお答えいたします。国の蕨平の仮設焼却炉から発生する焼却灰の保管の計画であります。国の放射性物質汚染対処措置法に基づき1キログラム当たり10万ベクレル以下の主灰及び飛灰についてはセメントで固形化して保管し、1キログラム当たり10万ベクレルを超える主灰及び飛灰は固形化を行わないということであります。10万ベクレルを超える主灰及び飛灰を固形化しない理由としては、中間貯蔵施設においてさらなる減容化を行う計画があるためと聞いております。固形化をしない10万ベクレルを超える灰の保管であります。フレコンバッグに詰め角型の強固な鋼鉄製容器に収納し、厚さ25センチメートルの鉄筋コンクリート製の遮蔽壁を有する保管庫で保管するとのことでございます。鋼鉄製容器の耐久性などはセメント固化と同等以上のもので、なおかつ輸送の際も安全性が確保できると聞いております。なお、小宮クリアセンター内の仮設焼却炉からは主灰が発生しない焼却方法のため飛灰のみ固形化をすると説明を受けております。

次に2点目のバグフィルターについてであります。まず仮設焼却炉等には排ガス中の微粒子の灰を外部に出さないように排ガス処理装置、いわゆるバグフィルターを通過させバグフィルターのロフで捕集すると国から説明を受けております。バグフィルターでの捕集の原理であります。可燃廃棄物を焼却炉内で高温焼却しますと燃焼ガスにセシウムが含まれます。その後、燃焼ガスを冷却室で急冷しますとセシウムが塩化セシウムという個体状態となり、排ガス中に多量に存在する微小な粒子のちり、ほこりの核に塩化セシウムが吸着、凝集し、塩化セシウムを吸着した微粒子を含んだ排ガスはバグフィルターの中の1マイクロメートル、0.001ミリメートルの網の目のロフを毎分1メートルのゆっくりと

した速度でろ過する過程で捕集されるということでございます。また、ロフでは機械的なろ過以外にも微小な粒子に有効に働く静電気などの作用により、粒子の捕集を行われるため極めて小さなちり、ほこりの粒子も除去するということでございます。その結果、排ガス中のセシウムは微小なちり、ほこりの粒子とともにほぼ100%除去されるということです。

次にダイオキシソとセシウムの大きさであります、単体での大きさは確認できておりません。ダイオキシソのバグフィルターでの原理は放射性セシウムの原理と同じく、燃焼後消石灰や活性炭を活用して微小なちり、ほこりの粒子に吸着、凝集されバグフィルターで捕集されるということでございます。

次にバグフィルターに使用する素材についてであります、バグフィルターのロフとして主に使用されているものはガラス繊維、フッ素樹脂などあります。蕨平仮設焼却炉のロフに使用する材料については受注業者が提案し環境省が承諾することになっており、現在のところどのような材質のものを使用するか決まっていなくて聞いておるところでございます。おただしのとおり、高線量の廃棄物の焼却をいたしますので、排ガスからの放射性物質の拡散対策としてバグフィルターを2段設置するとともに、排ガス中の放射能の監視など安全対策には万全を期すよう環境省に強く求めてまいりたいと考えております。以上でございます。

2番(渡邊 計君) アドバイザーについてですけれども、1番目のアドバイザーに関しては人員等別に問題はないんであります、2番目の中川恵一氏、このことについて少しお聞きしたいと思います。中川恵一氏が今回独立行政法人科学技術振興機構というところから予算をいただいて24年度から26年度にかけて飯館村リスクミの研究を行っております。このことに関しては村は把握していたのかどうか、お伺いいたします。

健康福祉課長(高橋正文君) 今渡邊議員おっしゃられた中川先生の研究といいますかリスクミの事業については把握してございます。

2番(渡邊 計君) ここに資料あるんですけども、研究代表者が中川恵一氏、参画機関が東京大学、それから長崎大学、そして東京医療保護保健大学、そして公立の福島医大であります。そしてその内容としまして大規模原発事故後の望ましいリスクコミュニケーションのあり方を求めるため福島県の地域住民(とりわけ飯館村民)を対象としたリスクコミュニケーションの現状把握と主として医学的・心理的な視点からコミュニケーションスキルの評価を行い、低線量被ばくについてのリスク情報が受けられる際の文脈を解明するということなんでありますけれども、このことに関して24年から26年にかけて研究しているわけですが、この間、中間報告などは何かございましたでしょうか。

健康福祉課長(高橋正文君) 中間報告といいますか中川先生の事業の結果等は政府広報等の発表とか、あと先生が出席されて学会等で発表されたものなどの結果は、直接ではございませんが村のほうでも、専門的な内容のところはちょっと村のほうでもなかなか理解できない専門的な内容ですが、結果的には村で把握しております。

2番(渡邊 計君) それで、村のほうも26年4月より28年3月まで契約していると思うんですが、その前からもかかわってきたわけでございます、ここ2年間、その間の実際にど

のかかわれてきたのか。それともそういうリスコミに参加したかしないか。それをお聞かせください。

健康福祉課長（高橋正文君） 中川アドバイザーのかかわり方でございますが、先ほど村長の答弁にもございましたように、当初はままでの復興プラン第1版の策定時に部会のほうでお世話になった。あと、その後は情報誌かわら版道しるべの発行にもアドバイスをいただいていた。ただ、中川先生もお忙しいのでなかなか編集等にもご出席できないことがあったということで、ただ、総合的には具体的にはかわら版の編纂にかかわっていただいているということでございます。あと、渡邊議員、契約という言い方されましたが、実際は委嘱ということで、出席いただいたときに報償費をお支払いするというので、出ていただかないときには報償は発生しないということでございます。

2番（渡邊 計君） 私、この中川恵一氏のことを聞いたのです。村長、ここに中川恵一氏が9月20日出版しました放射線医が語る福島で起こっている本当のこと、これ9月20日に出版したんですが、この本ご存知でしょうか。

村長（菅野典雄君） 知っております。

2番（渡邊 計君） 知っているならば、この本の中に書かれていることでかなり問題な点があるということも存じておるかと思いますが、今ここで一部紹介させていただきます。

飯舘村とは直接書いていないんですが、福島県のこと、そしてまた飯舘にかなりいろいろ尽力なさったことということで飯舘に関しても同じことだと思うんですが、読み上げます。避難している福島の人々は仮設住宅以外に普通のマンションを借り上げた借り上げ住宅に住んでいる人もいます。仮設住宅と借り上げ住宅の比率はおよそ3対7です。それでマンションの空室を役所がぽつぽつと借りるわけだと書いてあります。これ、住んでいる人もいますとうまく濁しておりますけれども、次にもう一つ、帰還困難区域の住民が幾ら補償金をもらっているのかというと、4人家族で平均1億円にもなります。一番帰りやすい避難指示解除準備区域でも6,000万円近く非課税で一括で支払われます。仮設住宅の駐車場に新車が並んでいるのもうなずけます。このように書いてありますし、その最後のほうにはこのまま避難を続けるのがかえって楽だと思える人が仮にいても不思議ではありません。働かずにギャンブルに入れ込む人も多いようで、福島ではパチンコ屋も随分ふえましたとこのように書いてあるんですが、これは村長が常々言っておられます白い目で見られる、これを嫌っておられますが、これは白い目で見られることの最も最たるものではないでしょうか。いかがでしょうか、村長。

村長（菅野典雄君） その本が出しているということはわかっておりますけれども、中身については私、読んでいません。なかなかそう余裕もございませんので、今お話を聞かせていただいてそういう事実もいろいろなところから耳にしているんだろうなという気がいたします。ですが、それが全ての話ではないわけですから、そういうのもあるという話の中で書かれたんだと思いますから、それぞれの考え方、これは我々も今いろいろな人たちのいろいろな考え方の中でそれをどういうふうにとまとめていくか、あるいはそれをどういうふうに対応していくかということにかかっているということであります。飯舘村のアドバイザーであって、そういうことがいかななものかというのが多分趣旨だろうとい

うふうに思いますが、まるつきりそれがあり得ないことだということになればそれは私のほうから抗議文も、あるいは抗議もいたしますが、一部ある可能性もあるわけでありますから、そういう意味では余り極端な話は書くべきではないでしょうという話はしておきたいというふうに思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 確かに一部の人が当てはまる方もいるかしれません。でも、ほんの一部です。そんなに大勢これに当てはまっていると私は思いません。ですから、一体どんな資料をもとに書いたのか。それは村側からきっちり今まで村に関与してきた人間であるならばぜひただしていただきたい。そして、このような人をアドバイザーとして契約というよりも委託、委嘱していいのか。私はこれはもう本当にこんな人を委嘱しておくべきではないと思われませんが、その辺もう一度お伺いいたします。

村長（菅野典雄君） その数字は極端かもしれませんが、今統計というか集計してみますと飯館村、それなりにかなりの金額が入っております。ある意味ではそれがこの生活を崩されたものにどう評価するかというのではいろいろな意見が分かれるところだと思いますけれども、少なくとも我々、ほとんど放射能について、放射線についてわからなかったわけでありますから、いろいろな形でご指導をいただけてきましたし、これからもご指導いただけないと間違った考え方なり、あるいは場合によっては極端な考え方になるということでもあります。中川先生の話が全て何でも正しいというつもりはありませんけれども、放射線についての勉強する上では非常にいろいろな意見を言っていただける方だとそのように思っているところであります。

2番（渡邊 計君） 今村長はかなり補償をもらっているようなことをお話ししましたが、これは今回東電より住居を確保するための賠償、これが出たからかなりの金額、3倍近く補償になっていると思いますが、この本書かれた時点ではそれはまだ入っていないはずなんです。これ普通村民、あとは知らない人、読んだら何なんだこれは。こんな人は村はアドバイザーとして契約とか委託委嘱しているのか。怒りの声が出るのは当然かと思われましても、今までは確かにいろいろやってこられました。でも、そのほかにもいろいろなアドバイスをくれるいい先生もいるのではないかと思うので、こういう先生がこの本に書いたこと、これはきっちり追及すべきではないでしょうか。

2番（渡邊 計君） 住宅確保損害はそんなにまだまだこれからでありますから、そういうことが入らない中でもかなりということでもあります。ですから、そういう意味からいたしますといろいろな人たちがアドバイスいただいています。中川先生だけとは限らないわけでありまして、いろいろな人たちが入って学校で、あるいは保護者に、あるいは我々に。今回リスクコミュニケーションのリレートークということでもいろいろな人たちにお話をいただいて、それぞれが多様な考え方を入れながらそれぞれが自分で判断をしていただくしかこちら側の右に左にというわけにはいかないというのがこの放射線、放射能の全く特異なところで非常に難しいところだということでもありますので、多様な考えを入れていきたいとこのように思っているところであります。

2番（渡邊 計君） 次の質問に移らせていただきます。今後の村づくりについて、子供たち、いつ解除宣言になるかわかりませんが、解除宣言になっても本当にすぐには帰れないであ

ろう子供、この人たち、現在飯野町の中学校、幼稚園、そして川俣町飯坂にある小学校、これの継続も必要になってくるのではないかと思います、その上で学校の集約、例えばですが今年2月の大雪のとき、中学校は8時に間に合った。しかし小学校は10時半から11時だった。こういう結果もありますので、これが延びた場合に今の中学校のところに学校を集約するようなお考えはおありでしょうか。

村長（菅野典雄君） これからのことでありますから、今いろいろ専門部会でも協議をさせていただいていることではありますが、ただ、いろいろ今までのあちこちを見ますと非常にばらばらになるという言葉はちょっと誤解あるかもしれませんが、広がるということが果たしていいのかどうかということでもあります。ですから、そういう意味で村民は戻る、学校はどこどこにという話がどうなのかというのはこれからの協議だというふうに思いますが、できるだけある意味では飯館村の中に学校がある、こういうことが必要だろうというふうに思っていますので、その辺の順序立てというのはこれから皆さん方とも、あるいはいろいろな人たちとの意見なども聞いて決定していきたいとこのように思っております。

2番（渡邊 計君） まだ二重住民票とか2地域居住というのもまだ認められているわけではありませんが、もしこういうものが政府のほうで認めてきた場合に親御さんは村には帰したくない。そうなった場合、こちらの学校を使いたいということになると思われるんですけども、今後のことではっきりわからないと言えればそれまでですけども、それで佐藤八郎氏の質問でもあったように、これもいつまで続くかわかりませんが、学校の学童の支援、これは今現在でいつごろまで支援を続けようというお考えでしょうか。

教育長（八巻義徳君） ご質問にお答えします。いずれにしろ、財政的な支援というのは村単独の支援でやっているわけでもありませんので、国なり県なり、財政的な動向を見ながら判断していかざるを得ないんだらうなというふうに思っております。以上です。

2番（渡邊 計君） 次に、役場職員に関してなんでありますけれども、役場職員になりたいという人は村の役に立ちたい、また公務員としての安定性を求め激しい競争率の中ようやくつかんだ仕事でありましょう。ただ、本当に今後人口減少が見込まれる中、復興までは本当に人員が必要だと思います。ただ、人口減少になった場合に役場職員を恒久性をどのようにして維持保証していくのか。その辺をお聞かせください。

副村長（門馬伸市君） ご質問の内容については、村としても今後の将来のこともありますので十分考えているつもりです。特に、正職員の採用については当然人口が減少する、世帯数も減少する、年齢構造が高齢化になる可能性が高い、このような条件を今後の地方交付税の状況などと照らし合わせながら見ると、間違いなく今20億円地方交付税来ていますけれども、これが例えば人口が3分の1の2,000人になった場合、今の地方交付税の20億円は6割、5割5分から6割ぐらいに下がります。しますと、11億円から12億円ぐらいになる可能性もある。今の現状ですから、また交付税制度が変わればどうかわかりませんよ。そういうのを想定しながら、村は今大変応援職員をいただいて、先ほど答えたように3倍の職員を抱えながらやっていますけれども、臨時職員も含めて。ですから、帰村したときのことを考えれば、ここ何年か前からそういうのも話をしながら適正な職員採用をしてきましたし、今年も途中でやめられる方が急に出ましたので、追加募集公募をかけて2回目

の採用試験もやりました。ですから、最低限の正職員のこれは必要なところに必要な人員というのは当たり前のことです。十分考えているつもりなんです。それにしても将来の今私が申し上げたような見込まれるわけですから、十分に適正な、やめる職員、退職される職員と採用する職員とのバランス、足りない分はもちろん職員に負担をかけるわけにはいきませんので、任期付きなり国県の応援職員をいただいたりということに対応していきたいというふうには思っています。決して十分だとは思っていませんが、将来のことを考えれば職員の採用については十分考えていかなければならないなとこんなふうに思っています。

2番（渡邊 計君） 今副村長が言ったように、山古志村なども今年10年で国庫支出金がなくなると。でも、これ役場、村のため、そしてまた公務員として安定を求めてやってきた職員、将来的にもこんな言葉使ってはいけません。路頭に迷うようなそんなことのないような今後の行政、ぜひお願いしたいと思います。

続きまして2の3ですけれども、村づくりにおいて一番大事なのは子供が生活できる環境をつくり上げることではないかと私は思います。つまり、確実な除染による線量の低減ではないかと考えるんですが、村長、いかがお考えでしょうか。

村長（菅野典雄君） まさに理想は今までと同じように子供たちが全員村で元気よく学業に励む、遊びに運動にということだろうというふうに思います。しかし、残念ながらこのような形になってしまったわけですから、そうしますと人それぞれ、何回も言いますが普通の災害ですと、あるいは天災ですとこれだけ復旧したからさあ戻っておいでという話ができるわけでありまして、放射線量についてはそういうわけにもいきませんので、戻れる人がそういうことができるような環境をみんなで力を合わせてやっていくということしかないのではないかと。そういう中で、1人でも2人でも多く帰っていただくということではないか、あるいは年を追うごとに帰っていただく、あるいはそこで生まれ育ちまた幼稚園、小学校、中学校という形になるようにそれぞれが努力をする。努力を怠ってだめだ、だめだという話では前に全く進みませんので、できる人からその環境を少しでもよくしていくというそういうことが大切だろうとこのように思っているところであります。

2番（渡邊 計君） ということは、今の現在の除染、この前私も調べましたが小宮地区2件ほど調べました。白砂覆土した上で1メートルの高さで1.6マイクロシーベルト/アワー、家の裏、山の根っこに行きますと2.5マイクロシーベルト/アワーありました。つまり、今のところ2次除染の話は全然上がっていない。出ていない。国からは。そういう中で今村長さんが言ったように子供たちが戻れるようなことをしたい。それには線量低減、これ以外ないんですけれども、2次除染を村長はどのように考えていらっしゃるでしょうか。

村長（菅野典雄君） 何度も言いますように、線量の考え方をもう少し別な考え方をしていたらいいなというふうに思っています。1ミリシーベルトにならないとだめだという話、もう既に1ミリシーベルトになっているほかの市町村が帰らない、みんなでは帰ったかという帰らないということでもあります。したがって、1ミリシーベルトでないのではなく、その間にはいろいろがあつて、それぞれが考え方次第で私はここでいい、私はこうだから

こうだ、いやまだ無理だという話を選択をしっかりと与えていく、あるいは我々はそれを認めていくということが大切だというふうに思っています。もう既に子供さん方も帰りたいという方もいますし、保護者の方はぜひ戻るときには3つの学校をせっかくこうやって一緒にやっているわけでありますから、そういう形を残していただきたいとこんな声も今回の歩いた中ではかなりの人たちから言われています。ですから、そういう意味からしますといろいろなパターンがこれから考えられるわけでありますけれども、そういういろいろな角度から考えた中で残念ながら100点の答え、ベストの答えはないですけれども、ベターの中で努力をしていく、より高いベターを目指して頑張っていくとそういう考え方は私は大切ではないかとこのように思っているところですので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

2番（渡邊 計君） すみません、申しわけございません。村長の言うとおりに、決めるのは個人それぞれであります。でも、一般的な線量というものがあるのではないかと私は思いますけれども、早急な避難解除は子供、それから若者を無視し苦しめることにはなるのではないかと私は思うんでありますけれども、このお話、前回からいつまでたっても同じ堂々めぐりになりますので次に移ります。

除染についてでありますけれども、先ほど佐藤八郎氏からもありましたけれども、現在帰還困難区域になっております当村では長泥地区の除染計画が立っていない。今議会冒頭で村長が長泥地区の除染についても触れられましたけれども、行政区と村、国の関係者で除染賠償区域の見直し等について懇談会を開催したと話されましたけれども、区域の見直しというのはどういうことでしょうか。

村長（菅野典雄君） 残念ながら、私たちは何ら関係なくみんなで力を合わせてきたわけでありますけれども、残念ながら放射能の向き、風、そういうものによって飯舘村は高いところと低いところ、そして真ん中のところと3つに分かれてしまったということであります。一体それが何なのかというのは、当時区域の見直しのときに随分いろいろやりあったわけでありますけれども、いかんせん20ミリ以下、20から50、50以上ということで分けられてしまったということであります。その結果、50以上のところはバリケードが張られてそこを開けないと自分のふるさとは、家には帰れないとこういう大変さが伴っている。あるいは、その他のところは日中行けることは行けるけれども、泊まってはだめよとこういう制約を受けながら避難生活を強いられているわけであります。そこを私たちの責任では何ら関係なくその3つに分けられたわけであります。したがって、同じ村民であり同じ行政区仲間でありますから、少なくともその差を少しでも少なくしてあげるというのは我々行政としての大切な役目だと。ある程度仕方がないのかなという思いがあったんですが、除染だけはぜひやってほしいということはずっと前から言ってきたところですが、ここに来ていろいろなその後の補償賠償、あるいは制度が出てきましたけれども、それが全てその50ミリ以上のところは該当しないという話が段々分かってきて、それでは何ほど50ミリ以上のところはそれでなくても大変なのにとということで、何とかそこを同じようにしていただくためには困難区域50ミリ以上のところで区分けされたところが50ミリ以上ならそれは全く私らが言う筋ではないんですが、もう既に50ミリをはるかに下回ってかなり低い線量

になっているので、今回困難区域から居住制限区域というふうに切りかえる方法が一つありますよ。そうすると今までの、今出てきた制度が全て使えるということになりますので、いかがでしょうかという話をさせていただいたところでもあります。

こんな意見がありました。区域を見直しをしたのは国だから、今度は国がちゃんと困難区域を居住制限にするのが筋ではないか。一理あります。では、国のほうがそういう形にした場合に皆さん方は何らそこに異議がなし、文句なしということですかというと、文句大ありだという話になったのでは全く前には進まないわけでありまして。したがって、まだまだあきらめてはいません。同じ村民であり一生懸命やってきた行政区でありますから、これからはしっかりと何とか20ミリ以上の困難区域も我々と同じようなその後出てきた制度が使えるように努力をしていきたい。あるいは皆さん方と話し合いをしていきたいとこのように思っているところでもあります。以上であります。

2番（渡邊 計君） 帰宅困難区域から居住制限区域に変わった場合に、現在いただいている帰宅困難区域としての賠償と居住制限区域との賠償についてはどのようになるのでしょうか。

村長（菅野典雄君） 全く戻せということはないというふうに、しっかりと明言をいただいていますし、幾らでもそれは約束事で取りつけているところでもあります。以上であります。

2番（渡邊 計君） 私も長泥地区の人にお話を聞いたんですけれども、11月16日に懇談会が開催された。平成24年、25年度の地区説明会で国は帰還困難区域も必ず除染を行うと回答していたのに、環境省担当者元永さんは現在除染計画はないとの説明に全員びっくりした。9月に意見書を提出した折に村当局から長泥地区の除染実施のためには区域見直しを村と国に対して長泥地区の住民の総意として要望書を出してはいかがと環境省は村当局を通していただければ検討して居住制限区域に変えて除染ができるであろうと考えていたみたいですが、住民としては区域見直しというのは除染後線量の低減を見て実施すべきものではないかと怒りの声が上がっていますが、どのように受けとめますか。

村長（菅野典雄君） 線量が下がっているからいかがですかという話をしただけの話ではありません。

2番（渡邊 計君） 今回被害に遭ったところ、どこもそういうところはないわけでありまして、線量が下がったからそうなる。では、今3区分されている中でも線量が上がっているというか高い場所もある。だったらそこも要望書を出せば通じるのではないかという話になるのではないのでしょうか。

村長（菅野典雄君） ちょっと意味不明でもしかしたら答えが間違っているかもしれませんが、それぞれ自治体によって困難区域はかなりの広範囲、あるいは一部であったりとかいろいろあるわけですから、それぞれ条件は違うだろうというふうに思っています。しかし、私たちの村は20行政区の中に1つ、長泥地区が困難区域に指定をされた。しかし、今現在は年間50ミリ以上という話にはどう考えてみてもなっていないし、もちろんそのためにはいろいろな居住制限にするためにはいろいろな線量のはかり方が国であるでしょうから、それをしっかりとやっていただいてそういう正確な数字を出した上でやるということが条件ではありますけれども、そういう中でぜひ少なくともいろいろな今要件のこと

が出てきているわけでありますから、それを困難区域の住民の皆さん方にもここでその制度を使わなかったら全く大変なことになるのではないかというそういう我々その地区の皆さん方を思いはかっての話をお話ししているところであります。

2番（渡邊 計君） 双葉とか大熊地方は帰宅困難区域の面積が大きいわけですがけれども、飯館の場合は20行政区のただ1つなんですよね。考え方からすると、そこをしないで隣に隣接する蕨平地区、比曽地区はどうなるんだ。帰宅困難区域だから除染できない。それはお国の勝手な言い分であるように私は思われますが、これ以上村長とお話ししても堂々めぐりになります。

次の質問、移ります。蕨平地区に建設される焼却炉についてでありますけれども、私も小宮のクリアセンターのほうには何度か行って調べてますけれども、ここにも小宮の場合、書いてありますけれども、小宮の場合、お話聞きましたら主灰、飛灰とも両方取り出している。それで主灰、飛灰とも1,000ベクレル以下である。固めたものを外から線量計当てると0.5マイクロシーベルトぐらい。そういうことですごく安全である。そして燃やすごみに関しても目視、あるいは線量計にて線量をはかって野外ごみのような線量の高いものは全て排除している。物すごく信用するならば本当に安全な焼却炉ではないかと思うわけでありまして、蕨平地区に建設されるものは大きさも120トンが2つで高線量のもので燃やすということでもありますので、蕨平の4L式の時、あそこの建設関係の人に聞きましたところ、その人は10万ベクレルまではトンバッグでやる。10万ベクレル以上は固形化するとそのときはそういうお話だったんですけれども、きょうの説明ちょっと違うんですけれども、この説明確実でしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 蕨平の減容化施設関係の処理について、灰の処理については先ほど答弁した内容で、国のほうとも確認させていただいております。以上です。

2番（渡邊 計君） 10万ベクレル以上を鋼鉄製の容器に入れて厚さ25センチメートルの鉄筋コンクリート製の遮蔽壁を有する保管庫で保管するとありますけれども、輸送の際、万が一車が横転などした場合、10万ベクレル以上の高線量のものがまき散らされる。固形化してあれば横転してもその場所だけが線源になるわけですが、万が一まき散らす可能性もあるわけなんですけれども、固形化しない場合。このことに関してどのように思われていますか。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほど答弁の中でもお話ししましたが、10万ベクレルを超える灰についてはフレコンバッグに詰めて、当初この計画に入るときにコンクリートボックスの中に入れるというような部分もあったんですが、ただ、運搬、輸送の関係で今回国のほうから示された内容が角型の強固な鋼鉄製の容器ということの話でございまして、今そういう廃棄物を入れるドラム缶式の国際基準の型と相当の基準が同等のものでつくるといふことのようにあります。それで、その際には落下しても破損防止ができるということでありまして、今言ったように輸送の際にも安全性を確保するために角型の鋼鉄製の容器に入れるという話でございまして。以上であります。

2番（渡邊 計君） 角型の金属鋼鉄製の容器に入れるということで、厚さ25センチメートルで遮蔽壁をつくってその入れ物に入れるということですが、運搬のときはその容器

で遮蔽はしないで運搬するということですか。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほどの25センチメートルの鉄筋コンクリート製の遮蔽壁を有するものというものは、現地の保管をする際にこういうふうに大きなコンクリート形のものに入れて一時保管をしておく。ただ、運搬については鋼鉄製のものの角型の鋼鉄製のものを運搬していくということでございます。

2番（渡邊 計君） その際、車とかには特段な遮蔽をして運搬するということはないんですね。

除染推進課長（中川喜昭君） この10万ベクレルを超えるものの保管方法なりどのようにしていかという部分が先月の中旬ごろに国のほうから示しをいただいております。それで、私のほうからは角型の鋼鉄製の容器に入れた際に、結局遮蔽力といいますかどれだけ外側の影響があるんだという話、あとは先ほど言った運搬に対しての強度的にはどうなんだという話を質問したんですが、何しろ今これ専用につくるということございまして、その遮蔽力といいますかその辺についても何しろ十二分にはとりたいということございまして、まだ現物が無いということで今後それについては検討していただくような話をさせていただきます。

2番（渡邊 計君） 放射線は鉄は通すわけで、本当に遮蔽するのであれば鉛でなければならぬと思うんですが、できれば内面でも外側にでも鉛を薄く張ってもらえればありがたいことだなと思います。この中、回答の中で小宮の焼却炉からは主灰が発生しない、飛灰のみであると書いてありますけれども、私説明受けた中では主灰、飛灰とも週に2回ほどとっていると説明受けたんですが、どうなのでしょう。

除染推進課長（中川喜昭君） 答弁の中でも主灰は出ないということで、飛灰についてはコンクリートの固形化ということですが、理由としては焼却方法の違いだというふうに書かせていただきましたが、小宮のクリアセンターで使う炉は流動焼却炉ということで、いわゆる砂と燃えるものでやっていくという円筒のもので、全て飛灰になっていくということで、出るものが砂系の不燃物ということで、下に出るものはそこで熱効率を上げるために使う砂が下に出る。ただ、それが主灰というような形で取り出すという考え方だと思うんですが、実際に燃焼ガスの全てのものは飛灰のほうにいくということで飛灰のみの固形化をするという話でございます。それで、下に出る砂の濃度についても調査報告いただいておりますが、129のものとあと129から319という低レベルのものになっているということでございます。以上であります。

2番（渡邊 計君） 私もいろいろ焼却炉は少しずつ勉強しているんですが、バグフィルターから出るものは飛灰であって、私は燃やしたところから出るのは主灰であるとそうのように考えていたわけですがけれども、ちょっと見解の差が違いがあったみたいです。それと、バグフィルターについてでありますけれども、これは私の質問がちょっと悪いために蕨平のものと勘違いされたのではないかと思いますけれども、小宮の焼却炉、11月10日ごろから本格的焼却をしている。その中でろ布はどのようなものを使っているのかわかりますでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 私も小宮の部分まで考えればよかったんですが、大変申しわけ

ございません。それで、小宮の仮設焼却炉で使っておりますろ布の材料であります、先ほどガラス繊維とフッ素樹脂という2種類があるということでありましたが、テフロンというフッ素系の樹脂を使っているということでございます。以上であります。

2番（渡邊 計君） 私もバグフィルターというのは9種類だか何かかなりの数があつていろいろな熱とかそういう条件があるということがあつたので、どれを使っているのか確認したかったので質問いたしました。

それで、バグフィルターなんですけれども、確かに最初新品のときは薬品を塗ってある程度目詰まりをさせる。ただ、焼却している途中でろ紙にエアパルスという空気をぼんと当ててそれでろ過というか新品同様に持っていくわけでありましてけれども、その場合にどのぐらいの目詰まり状態に持っていっているのかはわかりますでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今後の部分でありますので計画という部分でのお話しかできませんが、一応国のほうに確認しましたら今の振り落としについては1日1回程度はやりたいという話がございます。以上であります。

2番（渡邊 計君） 要は、それでバグフィルターというのはある程度目詰まりして初めて効果を発揮するわけなので、実際にエアパルス余りかけ過ぎたりするとまた穴が大きくなるという程度目詰まりするまではそこをガス化したものが通過するわけでありまして、その辺はそういうふうにならないようにやっているのかどうか、今後ぜひ確認していただきたい。それと、ダイオキシンとセシウムの大きさでありますけれども、ダイオキシン、塩化ダイオキシンになった場合の大きさとセシウムも燃やすことによって空気中の酸化鉄などと混合して塩化セシウムになる可能性がある。そうなった場合の大きさをぜひ知りたかったんですけれども、その辺は全然どこに聞いてもわからないということでありましようか。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほどそれぞれのセシウムなりダイオキシンなりがバグフィルターでろ過するという話をしました。その際にはそれぞれの単体はその穴を、ろ布という先ほど0.001ミリの穴という話をしましたけれども、その穴よりは必ず大きくなるという話がありますけれども、ただ、単体でそのろ布を通るということではなく、燃焼させて冷却をさせることによってそれぞれのところに排ガス中のちりやほこり、細かいものがそこに吸着されてある程度大きくなるという部分でそこでろ過されるということでございます。今の段階ではそれぞれのろ布の穴よりは大きくなるということが今までの仮設焼却なりあとは今までもダイオキシンのとるためのバグフィルターでも実証されているということでありまして、きちんとした燃焼温度なりとか管理をきちんとすればとれるものというふうに思っております。ただ、単体の大きさなりあとは化学反応の中での大きさというものはそのときそのときの状態によるものですから、ちょっと今の段階では確認されていないというところでございます。

2番（渡邊 計君） 私も今勉強中で、このセシウムとダイオキシンの大きさ、まだはっきりともわからない状態でまだ本当はもっと突っ込みたいんですけれども私も中川課長も勉強中ということで今後またお話しするようになるかと思われまして。ただ、焼却の中でガス化するものがあるということもあるので、その辺をもう少し綿密に今後調べていただきたい

いと思います。

それで、焼却炉に関して今回蕨平地区対策地域内廃棄物処理施設の設置許可申請が県に提出され掲示縦覧中となっております。これは村のホームページには掲示掲載されていませんけれども、お知らせ版等には掲載されていないんですが、これお知らせ版等載っていないというのはどういうことなのでしょうかね。ホームページの使用率というのは利用率ですか。かなり低いと思うのでこれはペーパー的なもので配付が必要ではないかと思えますがいかがでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今お話しいただいた閲覧の部分、国のほうから指示がありまして閲覧場所として本庁の除染推進課窓口ということでなっております、早速ホームページのほうには載せさせていただきまして、お知らせ版等についてはこれから発行するものに載せるという段階しかできないものですから、一応掲示をするように、多分12月20日号で記載する予定でございます。一応閲覧については1月5日までになっておりますので、大変おくれて申しわけないところでございますが、そのような対応をさせていただいてるところでございます。以上であります。

2番（渡邊 計君） 閲覧の時期が12月2日から1月5日となっております。それで、土日、祝日、年末年始を除くといえますと1カ月と3日なのが実質18日間しかないわけです。そして20日ごろに配付したいということになりますと、本当に1週間もない、見られる時期は。それも私も見たかったんですがちょっと議会前で忙しくて電話で確認したんですが、資料の量というのが分厚いファイルで2冊分ある。とてもちょっとやさつとで簡単に理解できるものではない。それで、今回はそれを簡素化してみんながわかるように説明をつけて冊子として村民に配る考えはあるのかないかお伺いいたします。

除染推進課長（中川喜昭君） 今回の閲覧については私も法律的な部分は余り詳しくはあれませんが、一般廃棄物なり産業廃棄物なりの焼却炉をつくる際には許認可関係が出てくるということで、そのための一連の手続の中での閲覧ということでございます。ですから、例えば今議員おただしの部分はどういう焼却炉なんだ、どういう概要なんだという部分の、例えば冊子といいますかダイジェスト版的なもののお話なのかなと思っておりますが、ただ、それもこれから計画がなってでき上がってから村民にどういうものかというような部分についてのダイジェストになってくるのかなというふうに思っております、ただ、閲覧のための部分はそのような部分は今のところ考えていないというところでございます。

2番（渡邊 計君） 配付とかそういうもの、現在のところ閲覧資料に対して配付は考えていないということでありますけれども、となると、閲覧期間ちょっと短過ぎませんか。正月休み入ってしまうと、正月5日、1月5日というと正月明け1日しかないんですよ。これを何とか閲覧期間を延ばすようなことはできないんでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 先ほど言いましたように、法律の中で国がこの閲覧をしているということでありますので、村のほうから期間を延ばしてほしいという部分で聞いてくれるかどうかはわかりませんが、ただ、国もスケジュールの中でそれぞれ蕨平の減容化施設の部分を動かしていると思えますので、今の段階では厳しいのではないかなというふうに思っております。以上であります。

2番（渡邊 計君） 産廃物処理法におかれまして設置許可申請や生活環境影響の調査、評価は遅滞なく告示し、縦覧し、利害関係者は意見を提出できることとなっているとなつていますが、国のやっていることには仮置き場にしましても仮々置き場にしましても何の法律もないので近くの住民の同意も取ることはないということになっていまして、これもそういうことになっているのかどうかわかりませんが、その中で生活環境調査というのはこういうものをつくる場合にぜひ必要なものであるわけなんですけれども、生活環境調査については公表されているものがあるのか、また今後公表するのかどうなっているのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 生活環境調査についてはまだかなというふうに思っております。要望といいますか、地元からも話がありましたので早急に対応するという話がございますので、この辺については確認させていただきたいと思います。

2番（渡邊 計君） こういう焼却施設つくる場合には環境調査というのはぜひ必ず必要なもので、燃やす前に周りの環境を調べて煙の接地点がどこにあつてそれが今後焼却稼働した場合にそれがどうなるか。それとの対照のためにぜひ必要なものなんですけれども、いまだにやっていないということは実におかしいことでもありますけれども、蕨平は今後なのかもしれません、小宮の焼却炉については環境調査は行われたのでしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 小宮については若干まだ把握しておりません。申しわけございません。多分……、ちょっと調査させていただきたいと思います。

2番（渡邊 計君） 調査終わりましたらぜひ文書にて回答お願いしたいと思います。先ほどこの20日あたりに配付するというんですけれども、半野紙でも構わないから本当はできるだけもっと早く周知していただきたいんですけれども、不可能でしょうか。

除染推進課長（中川喜昭君） 今のところお知らせ版に記載して流したい、村民の方々に周知したいという思いでございますが、別途となりますとそれぞれのお宅のほうに郵送ということになります、今の段階の部分で厳しいのかなというふうに思っております。閲覧期間、短いという部分がございますが、十二分に短時間の中で対応していきたいと思っておりますので、ぜひとも議員のほうからも役場本庁に行くことと閲覧できるというようなお話もぜひお知らせなどいただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

2番（渡邊 計君） 私先ほど後ろに来ていた傍聴に来ていた方々にもお話ししたら、誰も知らない。でも、これ本当1月5日までなのでこの設置許可の申請とかに関しての縦覧ですか、これは遅滞なく掲示縦覧し利害関係者は意見を提出することができるということになっているわけなんですけれども、これ本当に周知するのが遅くて見られなかった場合、これ村民がこの権利、村民のこの権利を踏みにじることになるし村としての責任放棄になるのではないかと思われますがいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） いろいろなものには周知期間というものもあるかもしれません。あるんだろうと思いますが、そういう過程をこれまでも1年以上、これはやってきた中でお互いに理解を示したということですから、周知期間という全く機械的な期間を置く以上に話し合いをしてきて合意をいただいたということもあるのではないかとこのように思っています。ただ、今のお話はどうなのかちょっと調べないとわかりませんが、そう

いう事実の中で村と国、そして国と蕨平とこういうようなことだというふうにご理解をいただければと思います。

2番（渡邊 計君） 今村長は蕨平と言いましたけれども、これ蕨平地区だけの問題ではなくて村全体の問題であると思われるんですが、蕨平とはいろいろ話しされてきたでしょうけれども、そのほかの地域の住民とは隣接する住民に関してはご説明いただきましたが、そのほかの地域の住民にはまだきっちりした説明はされていないと思うんですがいかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 皆さん方の住民の代表の議会にもお話ししていますし、それぞれの行政区の区長さんにもお話ししていますし、また多分広報その他でも出しているということがあります。残念ながら20行政区全てという話にはなかなかならないので、その都度その都度、集まりがあったときにそういう話をさせていただいているということでもあります。以上であります。

2番（渡邊 計君） 確かに議会や私たちは議会そういう完成予想図のような写真とかそういうものもいただいていますし、議会は丁寧に説明いただいていると思いますけれども、要は村民がそこまで知っているかどうかということは私は聞きたいんです。村民にも知る権利があるのではないかと私はそれが言いたいだけなんですけれども、どうしてもだめであるならば困ったことでもありますけれども、時間がないのでこれで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 暫時休憩いたします。再開は3時5分といたします。

（午後2時46分）

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開をいたします。

（午後3時05分）

5番（松下義喜君） 平成26年第12回議会定例会において、今後の復興について一般質問を行うものであります。

あの震災、原発事故から4年目の冬を迎え依然として進まない除染の中でいまだに全村民が避難を強いられています。避難中の村民がどのように農地を管理し、生活をしていけばよいか1項目3点について質問をするものであります。

1点目は帰村時期目標設定の見直しでございます。除染は進んでいるように見えるが、28年3月中には終わらないと思われるが、どういう見通しを立てているのか伺いたい。また、帰村できないのであれば損害賠償金を居住制限区域準備区域にも6分の補償をさせ、帰村目標を設定すべきと思うが伺いたいものであります。

2点目は帰村後の農業対策は、米、畜産、花卉等についてモデル除染等については2年物の実証試験栽培を行っており、米、野菜等についてはNDだという結果が出ている。早目の対策が必要と思われませんが伺うものであります。

3点目は飯舘村商工会、JAそうまの要望の進捗状況であります。商工会館改築要望、JAそうまからの飯舘村農産物放射性物質検査施設兼貯蔵庫について、これらの要望は深

谷の拠点づくり同様に進めなければ村づくりなどできないと思うのでありますが、向うのものであります。以上、3点についてお伺いいたします。

村長（菅野典雄君） 5番松下 義喜議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今後の復興について3点にわたってご質問をいただきました。まず、帰村時期目標設定の見直しはというご質問でございます。ご存知のように、復興計画第4版において復興のスケジュールの中で住環境の除染終了を第1段階とし、避難解除に向けた協議を進めますとしておりまして、その目標時期につきましてはあくまでも希望的観測ということになりますが、平成28年3月と記入しているところでございます。これは国の除染計画などを鑑み記述したものであり、現在もその時期を目標に帰村が可能となるよう除染の完了を急ぐように国に要望しているところであります。加えて賠償、さらには必要な生活環境、生活インフラを目標時期までに整備するよう努力をしているところでもあります。基本的には同じ村民でありますから、その賠償の差を少しでも縮まるようにというのが村の基本的な考え方、そしてその中でできるだけ早く帰れる人は早く帰っていただいて、少しでも村づくりをやっていくということ、あるいは自分の生活の基盤に努めていただくということではないかというふうに思っています。ですから、なかなか不確定な要素もありますが、今後目標設定について見直しが必要な状況になった場合には改めてまた議会の皆様方と協議をさせていただきたいというふうに考えているところであります。

商工会とJAそうまの要望についてということであります。まず、飯舘村商工会の商工会館の改築要望の状況でございます。当会館は村が平成13年に旧役場庁舎を無償で商工会に譲り渡したものでありまして、平成23年3月の大震災により会館が被害を受けまして、漏水、ひび割れ、雨漏りなどがひどく使用できない状況になっているということでもあります。ついては、商工会が修繕か建てかえかを検討した結果、建てかえする方向で進んでいるわけであります。今年8月に商工会長のほうから村に中小企業者のための指導相談施設などの支援機能を早急に回復し、地域の中小企業者の復旧復興を促進するために商工会館改築補助金に関する要望書が提出されたところでございます。検討した結果、村としては商工会の復興に対する計画性、方向性の青写真がもう少し見えないところがあったために、平成26年度事業としての補助金支出は見送る結論に達したところでございます。が、商工会では平成27年度で継続して国県の補助事業を申請するという予定でございますので、村でも前向きに対応していきたいと考えておりますが、商工会としても帰村に向けての具体的な振興活性化プランを早急に示していただくよう、要請をしているところでございます。

次に、JAそうまからの要望であります。JAそうまより平成26年9月2日付で村に対して提出されました飯舘村農産物放射性物質検査施設兼貯蔵庫設置に向けた要望書、要請書の取り扱いであります。本村農業を担う中核組織からの要請でありますので、その重要性を鑑みまして当該要請に応えるべくJAと連携を密にして取り組んでいるところでございます。現在は再生加速化交付金を財源とした平成27年度中の本体工事着工を目指して、JAそうまにおいて東北農政局長などとの協議が行われているところであります。ただ、再生加速化交付金は被災市町村が事業実施主体となる必要がありますので、東北農政局からも本村における営農再開に向けたしっかりとした計画を策定するよう指示があったと

いうことであり、JA内部で今のところ鋭意関係機関との調整が行われていると聞いているところがございます。村といたしましては、こうしたJA側の調整状況を踏まえてこれから判断をしてまいりたいとこのように思っているところであります。

2つ目のほうはそれぞれ担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは帰村後の営農対策についてのご質問にお答えいたします。

現在、村内では長泥行政区を除く19の行政区で除染作業が進捗中でありまして、二枚橋・須萱行政区、白石行政区では除染農地の引き渡しも始まっております。今後も除染が終わった農地から順次農地の引き渡しが進んでまいります。引き渡しが終わった農地は所有者、耕作者の管理に移行していくわけでありまして、営農再開までには農地の整備や地力回復等が必要であり、段階的な復興を進めていかなければならないと考えております。村では各行政区単位で営農復興組合を設立していただき、県の営農再開支援事業を活用して農地10アール当たり3万5,000円を上限額とした支援を行い、除草や耕起等の農地の保全管理に当たっていただくよう地域の皆様と協議を行っているところであります。

ご質問の米、畜産、花卉等の再開に向けての対策についてであります。平成27年度の取り組みの第一歩といたしまして除染完了地区での水稻、野菜、花卉の実証試験の管理を地元の方に委託し、放射能対策や収量、品質検査の過程、結果を実地で体験していただくことで、営農再開に向けての問題整理や将来につながる希望の実感が持っていただけるものと考えております。また、村内での試験的な取り組みと並行して村外で営農再開をしている農家の方の市場開拓手法や経験を踏まえ、村内営農再開に向けての農家の意向調査や話し合いの場を設けることで消費者ニーズを踏まえた営農再開時の品目や規模、作付地等の選定を進めてまいりたいと考えております。さらに、飯舘村のブランドでありましたいたて牛の復活に向けて畜産再開の際に実施すべき畜舎の除染や基準値を満たす粗飼料の確保に必要な栽培方法の確立などを目的としたモデル事業が実施できないか、現在国及び県と協議を進めているところでありまして、実施可能となれば平成27年度から取り組みたいと考えております。以上の対策の実施や事業の検討につきましては、これまで同様関係機関と協議しながら適切な時期に適切な規模で農地及び農業施設等の復旧を実施し、あわせて国県の支援制度、復興計画第5版村民部会における検討等を踏まえつつ、営農再開のために新たに要する施設や機器等の導入を図ってまいりたいと考えております。

また、これまでの村内での試験栽培の結果等からは放射性物質を作物に吸収させない栽培技術もおおよそ見通せるようになっておりますので、試験栽培を重ねていくことでその技術、情報等を周知してまいりたいと考えております。なお、並行して消費者の信頼を勝ち取る広報活動も重要な課題になるものと考えているところであります。以上でございます。

5番（松下義喜君） 帰村の見直しでございますが、村長は目標設定について見直しが必要な状況になった場合は改めて議会と相談をさせていただくという答弁でございましたが、本当に28年3月に居住空間の除染が終わられる見通しだと考えておられるのかどうか。考え

をお聞かせいただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） 国の除染の計画は28年3月まで終わるとこういう形に今のところなっております。28年3月です。したがって、それは……。失礼いたしました。

もう一度最初からお話をさせていただきます。居住制限区域、あるいは14行政区が家の周りが今年度中に終わるというのはもう既に来春の梅雨明けぐらいまでに延びるのではないかとあります。その後、27年度、28年度ですから、29年3月が田んぼ、畑まで14行政区が終わる。長泥を抜いてとこういうことあります。したがって、28年3月というのはまだ田んぼ、畑が14行政区終わっていない、長泥が終わっていない中での設定であります。これはもともとはもっと早く除染が終わるという中でやっているわけでありまして、現在も田んぼ、畑まで全部終わるといことになると29年3月ということ、あるいは場合によってはまだ延びるといことあるといことありますから、そこに設定をするのがいいのか、少しでも早く戻れる人が戻ったほうがいいのか。その辺は非常に難しい問題でありますし、いろいろな意見があるだろうといふうに思いますが、少しでもこれだけ大変な思いをしているわけでありまして、きちんとした中での賠償は少しでも多くもらいながら皆さん方にその差を少なくしながら戻れる人は少しでも戻れるという、非常に難しい3つの条件の中をどう設定するかといことで、今のところ28年3月といことになるんですが、そこをどうするかといのは今国との詰めもしておりますし、また皆さん方の声も少しずつ聞かせていただきながら、最終的には議会の皆様方とのお話し合いといことになるのではないかとこのように考えているところであります。

5番（松下義喜君） そういう中で、除染にあわせた帰村目標の設定では、本当に今後の営農再開等々、今後の復興について飯館村を語れないのではないかと私は思うのであります。除染の今の進め方ぐあいでは29年3月までには引き伸ばされるのではないかと、時間がたつのではないかと私は思うのであります。そこで、私の考えでございますが、はっきりした29年3月なら3月、これで6年ですよとそういうものをはっきりして、帰村時期をはっきりさせて戻る人・戻らない人、自分の生活設計を立てられるような仕組みをして新たな年度に向かって発進すべきではないのかなと私は思うのであります。そこら辺、私の考えなんですけれども、村長はこの考えにどういうふうにとられますか。ちょっとお聞かせいただきたい。

村長（菅野典雄君） 今松下議員のおっしゃるのもまさに一つの大切な目標設定ではないかなといふふうに思っています。ただ、少なくとも少しでも早く戻るといふのも大切なことありますから、その辺をどういうふうこれからその中でやっていくかといふところは、残念ながら村が勝手に決めるわけにもいきません。これは国との話し合いの中で、あるいは東電との話し合いの中も幾らかあるだろうとこんなふうに思っていますので、今おっしゃったところの気持ちは十分わかっておりますし、また、いろいろ村民のこと、あるいはこれから除染した後、どんどんと田んぼ、畑も除染が進んでいきますから、そこをどういふふうこれからやっていくかといふことになる、除染が全て終わってからといふだけでいいのかといふことありますので、ぜひ皆さん方とまたいろいろな国との交渉の中で話し合いをさせていただきたいとこのように思っております。

5番（松下義喜君）　そういう中で、仮に29年3月に設定しても我が村は泊まったから居住制限区域と準区域はとがめられるものではありませんので、設定したから戻らない、随時これから今手がけている4行政区、また各行政区、19行政区に入っておられますところもみんな終わった時点から農地等を守るためにも期間は設定をし、縛られるものではなくてあえて賠償のことも言いたくないですけれども、飯舘村の村民3,000人がADRに申し立てをしている。お金のことは言いたくありませんが、結果的には国の対応、東電の対応の悪さによって個人的な紛争解決センターに申し入れているんだと思います。であるならば、居住制限区域、また準区域等もこの除染の仕方を見れば29年3月までにはかかるのではなかろうかと私は思っております。それを6分の6を補償させ村の目標を徹底的にあらわして村民に私は伝えるべきだなと。それをしなければ今後の復興について飯舘村を語れないのではないのかなと私は思うのであります。はっきりしたものを提示しない中で拠点整備ばかり進んで、村民は本当に戻っていつできるのかはっきりした具体的なものを出さない中で私は29年3月なら3月でこの来年の新年度に新たに復興計画に取り入れ、村はこういうものに戻る方々にこういうものをしますよというものをさせるべきだと思う。再度お伺いをして次に入りたいと思いますので、村長の考えをお聞かせください。

村長（菅野典雄君）　今ご質問の中にADRは国の対応の悪さという話が出ましたけれども、私はそうは思っておりません。それは国がなかなか思うようにいかないということもありますけれども、それとは全く別なところだというふうに思っていますので、そこだけのご理解いただきたいというふうに思っています。ただ、少なくとも今おっしゃったご質問は全く私も同じであります。できるだけ村民にきちんとした目標をこちらで決めさせていただいて、皆さん方と決めさせていただいて、その目標に向かってしっかりやっていくというのが大切なことだろうということで、とりあえず28年3月ということにさせていただいたところでもあります。ですから、そのところを29年3月にするかということでもあります。その辺がどの辺で落としどころといいますか決着、あるいは皆さん方のある程度の理解をいただけるかというのはどこの線なのか。それはまだ何とも私だけが勝手に決めてしまうと住民にとって不利益になるということもありますし、我々もなかなかそれでいいかということになると大変だということもありますので、もうちょっと時間をいただいてこのような形でいかがでしょうかというのを出せる時をもうちょっと待っていただければとこのように思っているところであります。

5番（松下義喜君）　ぜひ対処していただきたい。それで、帰村後の営農対策であります。今課長からご答弁がありました二枚橋・須萱地区、随時農地を引き渡すというような中でモデル事業で除染の行われたところは2年も実証試験栽培等やっているんです。また、帰還困難区域、長泥地区で米をつくって、村長初め東京に行ってやっているんですよ。それでこの3万5,000円の助成金で引き渡して農地を管理保全させる。どういう考えなのかちょっと僕にはわからないんです。帰村時期を決め、新たに2年もモデル事業でやった上で農産物をして村外に発信しているんですよ。首長初め。そういう中で3万5,000円の維持管理の助成でやっていくんだというのではなく、来年度の予算には除染を終わった地区からこういう制度を取り上げます。それに3万5,000円にまたプラスします。先ほど誰かのご

質問等で村長は答弁されていましたが、戻って生活するための補償、そういうものを引き渡した地区から随時携わってもらってできる人からやってもらって生活補償を勝ち取るような対策を立てるべきだと私は思うんであります。もう一度お聞かせください。

村長（菅野典雄君） 何せ農業の村でありますから、田んぼ、畑、しっかり管理をしていかなければならないなというふう思っていますが、いかんせん帰る方の問題、あるいはその人それぞれの考え方というものも尊重しながらやっていかなければならない。こういうことだと思います。したがって、今国のある制度はその3万5,000円で、最大限3万5,000円でそれを耕作をしてということではありますが、現実に関わったように3万5,000円で済むのかという問題がありますから、村としても考えなければならぬということは今回の5次総合振興計画に幾らか入るのではないかとこのように思っています。ただ、少なくともたとえ村の計画の中に入ったとしても、それは先ほど副村長も言いましたようにまさに財源との問題でありますから、なかなかあれもこれもというわけにはいかない。本来はこうして避難をして農地を荒らしてしまった国の中できちんとした生活支援制度をつくっていくというのが本来ではないか。その足らないところを村がフォローするという形をしていかないと大変なことになるのではないかとこんなふうに思っています。この生活支援制度、残念ながら今のところ何か一つも動きがないんですが、あきらめないでずっと言い続けていきたいとこのように思っています。あるいは要望していきたいというふうに思っています。ただ、どんどんと除染が進みますと片方から手をやらないといけないうことで、今のところ準備区域はオーケーなんです。準備区域はオーケーなんです、居住制限区域はまだ国の許可をもらわなければならないという非常に今私から言えば、あるいは松下議員から言われれば何なのよという思いがあるわけですけども、国の制度を少しでも先送りといいますか早目に解除、解除という形をしていただかないと、我々は除染してもらってもなかなか手が出せないということでもありますので、その辺についても私たちも、そして議会の皆様方もともども国にしっかりとやっていかなければならないと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

5番（松下義喜君） それで、また帰村時期の目標設定と重なるんであります、帰村目標時期をはっきりさせて除染の終わった農地等から、私はこういう施策がとれないものかこう思っているんであります。被災地域農業復興総合支援事業、また農業用施設等整備事業が県外にして今国で始め助成されていますね。この帰村時期を早く設定しながら除染の終わった農地からこういうものを村内に取り入れさせて、希望者には手を挙げさせてハウスでも、畜産であれば畜産施設でもいいんです、はっきりした回答で除染を畜産飼料作物はどうかかというようなことを言っていますけれども、そういうものの支援を今まで村外に向けてやってきました。そういうものを、終わった時点から村内に取り入れさせる。各行政区で終わったところから大規模にやりたい人のところに100%の助成でやっているんですよ、村外に。そういうものを取り入れるためにも帰村時期をはっきり設定させ、差のない補償を与えてということはないけれども、補償していただいてそういうような支援事業を村内に除染の終わった時点から、また希望のあるところは優先的に除染を農地をしていただいて、準備を進める。そういう時期を決めなければ、飯館の復興というのはないの

ではなかろうか。仮に、もう降り注いだ村のものを先ほど来から責められていましたけれども、私は100%戻らないと思います。年間5ミリを目指すなら5ミリの中でできるものからやっていけばよいのではないのか。こういうような支援事業を村内に取り入れてしてはどうかと思いますけれども、どう思いますか。

復興対策課長（愛澤伸一君） おただしの避難地域総合復興総合支援事業でございますが、これまで議員おただしのおり村外での再開事業者に対して支援を行ってきたところでございますが、今後はおただしのおりさらに国のほうからは新たに村外で営農再開をする方に対しての支援はもう時期的に無理ですよというようなお話もいただいております、今後はこういった再生加速化交付金等々の事業は村内で営農を再開される方向に適用していく事業になっていくものと考えてございます。実は、今現在でも農業機械の導入等について……。機械導入等の要望もございまして、今後こういった事業が使えないか県、あるいは復興庁のほうと協議をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

また、住民の皆様の営農再開についてでございますが、直ちに営農再開したいというふうにお考えの方もいらっしゃるというふうには思いますけれども、多くの方につきましては本当に自分の農地でしっかりした農産物が、安全な農産物ができるのかというのを確認していく時期、期間というのにも必要なというふうにも思いますし、また除染が終わった後で地力が十分に回復されていないという現状もございまして、ある程度期間をおいて営農再開の支援事業等々を活用して地力の回復をしていきながら、自分の農地で安全なものをつくれるという、こういう自信を持った中で営農再開に取り組んでいただければというふうに思っているところでございます。

5番（松下義喜君） それで、水田等、農地等の除染、時間をかけて地力の復旧を図るのか。違うでしょう。地力の維持は新たな有機質物質等を持ってきて耕して肥やしていかなければいつまでたっても営農再開なんかはできませんよ。そこで再度お伺いしますけれども、村外に発信して今まで助成をしてきた事業等を村長等は国県等に申し入れをして村内に、村に生かされるようなこの事業を進めたいと思っているんですか。どうでしょうか。この被災地地域農業復興総合支援事業とか農業用施設等整備事業を村外に今までやってきたものを村内にさせるような国との交渉的なものはする気あるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

村長（菅野典雄君） もちろん当然のことです。ただ、今の制度の中では帰村時期ということではなく3つの区分けの中でどう国のほうが判断するかというのがなかなかはっきりしないというか、決断できないというこんなような状況ではないかなと。私から言わせれば間違いなくどんどんとそういうものを進めたいかというところなんです、一方ではこの村でさえもいやそうではないという方もいるわけですから、なかなか国もその辺で悩んでいるんだろうなという気はします。ですから、これからは国と県と我々がまさに残念ながら100点の答えは出せないけれども、60点、70点のところでは決断をして少しでも早く営農ができるように、そして安全なものをつくれるようにしていくということが大切ではないかとこのように思っています。したがって、これからその辺、何せ本来

は戻るところに大きな支援をしてもらわなければならないんですが、とっさのことだったものですから外に行って営農するということにはいろいろな制度で我々もすばらしく使わせてもらったわけでありましてけれども、今度は戻る人に対してということでもあります。これは国もしっかりやってもらわなければならないかもしれませんが、村としても考えていかなければならないことだ。これが今第5版の4つの部会の1つの部会が必死に今考えていただいているところでもありますので、それらを含めてこれから国のほうにも要望し、皆さん方の声も聞いていきたいとこのように思っているところでもあります。

5番（松下義喜君） それで、再度確認いたしたいと思っておりますけれども、営農再開支援事業を活用して10アール当たり3万5,000円のものは今出ています。新たに村ではこの事業に補填をさせて農地を引き渡した地区からさせる思いはありますか、再度お聞かせください。予算づけをするかどうか。

村長（菅野典雄君） どういう予算づけをするかというのはこれからであります。何度も言いますように、財源との考え方の中です。そういう意味では例えばですけども、集落でやっていただくというのものもあるでしょうし、そうでない場合もあるでしょう。みんなで力をあわせてということになれば、例えば大きな農機具をいろいろな補助事業なり村で考えていただいて、全員の方が自分の田をやれるというわけでもないでしょうから、何人かのことを面倒を見てもらうというか耕してもらって管理をしてもらうというところに出していくというのものもあるんだろうと思います。その辺、今第5版のほうで検討していただいておりますので、いずれこの次の議会では皆さん方とその辺の議論をさせていただいて、よりいいものにしていきたいと思っております。

5番（松下義喜君） くどいようでございますけれども、終わった農地を引き渡した地域と、また除染を進んでいる地域等について、この農地関係に関しては各農協を通した生産組合とまたその地域の組合が組織されております。あえてそういう方々のやる気のある方々に対しての会議費等もとってみて予算をとっていただき、大いに飯館村の農業を盛んにしていただくためにそういう助成的なものも考えていただきたいものだと思いますが、いかがでしょうか。

村長（菅野典雄君） 以前飯館村は20数年来地区別計画ということでそれぞれの地区がみんな力をあわせて汗をかくことによって自分のところを居心地のいい住みよい地域にしていこうという制度があったわけでありまして、それが農地版ということも当然考えられるのではないかとこんなふうに思っておりますので、もうちょっとその辺の検討をしっかりとさせていただいて、一つの計画案に盛り込んでいきたいとこのように思っているところでもあります。

5番（松下義喜君） それでは、飯館村商工会、JAそうまの要望の進捗状況でございますが、飯館村は村づくり推進協議会等で飯館村商工会、JAそうま等も入っていながら村づくりに頑張っておられたと思います。拠点整備等も私は大切だと思いますけれども、この商工会初めJAそうま飯館支店なくしては飯館の復興はあり得ないのではなからうかと思ひ、進捗状況をお伺いしたところでもあります。でも、聞きますと村側はハード的な事業等をはっきりしなければそういうものには手を出せない、協力できないというようなものを聞き

入れておりますが、私間違っているのかどうかちょっとお聞きしたいものだと思います。

村長（菅野典雄君） ちょっと誤解があるかもしれません。何せ、これからの復興を考えた場合にJAそうま、飯館村商工会、あるいは森林組合、いずれもしっかりとやっていただくことが大切だとこのように思っています。ですから、それぞれの組織に対してのこれからの復興、村としても応分に考えていかなければならないというのは私だけではなく議会の皆様も同じだというふうに思っています。ただ、建物を建てればという話だけではないのではないかと。ですから、ハードだけで事が済むということではないので、ハードも一生懸命応援させていただきますけれども、そこにどういうふうなソフトを織りまぜながらやっていくかということも一緒に相談させていただいたり、あるいは計画をつくりませんか、つくっていただけませんかということでの今違いがあるものですから、もうちょっとその辺を一緒に考えましょう、あるいは案を出していただけませんかということなんです。いずれにしても、この機会にこの震災に遭ったことによっていろいろな事業が出てくるわけでありまして、それを最大限使って往くというのが本来大切なことでもありますから、どちらの今の要望も村としては前向きで考えているということでございます。以上であります。

5番（松下義喜君） 再度しつこくなりますけれども、我々村議会が本当に農業に関し、商業に関しこういうことをしていくんだというものの道をはっきりしなければ、商工会初めJAそうまさんにどういうこと仕事するんですか、我々はいつ帰村して農業の分野にはどういふものをしますからどうですかというものを提案もしないで、あなたたちいい案を出してこなければというのではなく、我々議会初め村もはっきりした村の行く末をはっきり出してくれないと営利を求めるところでははっきりしたものは言えないのではないのかなと私は思うんであります。今村長から支援をしていくというようなお話も聞き、耳が間違っていなければそう聞こえたんですけれども、ぜひこういう関係、村づくり協議会等の中のほうにも過大な仕事をしていただくためにもいろいろな交付金等を使わせていただきながら、村発展のために尽くしていただきたいものだと私は思っております。

村長（菅野典雄君） 村のほうで提示をすべきだという話、それももつともだというふうに思っています。ただ、どうしても受動的になった組織はそこから一步脱却はできないというのはこれまでに飯館村だけではなくほかでも全く同じです。それぞれの組織、それぞれの人が基本的に自主自立、やる気のある考え方を持った中でいろいろな支援なり協力関係を結んでいかないと、しかも普通でさえもそうなんですから災害のときにはなおその考え方が私は必要だというふうに思っていますので、こちらから突っぱねているわけでは全くありません。これまでも何回も商工会との話し合いも継続的にやっておりますし、また農協とも村としての考え方も折に触れてお話をしている、あるいはいろいろなところで協力をして今までもやってきておりますので、そういうところだけはしていかないと結局は何か公助頼みという形に、公助というのは公が助けるということですが、その頼みということだけでは復興はなかなか難しいのではないかとこのように思っていますので、どちらがどちらというのではなく一緒に考えて、これから計画をつくっていきたくてこのように

思っております。

議長（大谷友孝君） これで本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも、ご苦労さまでした。

(午後 3 時 5 4 分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月9日

飯館村議会議長 大谷友孝

同 会議録署名議員 佐藤八郎

同 会議録署名議員 佐藤長平

同 会議録署名議員 飯桶善一郎

平成26年12月10日

平成26年第12回飯館村議会定例会会議録（第3号）

平成26年第12回飯舘村議会定例会会議録（第3号）						
招集年月日	平成26年12月5日（金曜日）					
招集場所	飯舘村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成26年12月10日 午前10時00分				
	閉議	平成26年12月10日 午後 1時19分				
応（不応） 招議員及び 出席議員並 びに欠席議 員 出席12名 欠席0名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応 △○ 招 公欠	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠
	1	高野 孝一	○	2	渡邊 計	○
	3	菅野 新一	○	4	北原 経	○
	5	松下 義喜	○	6	伊東 利	○
	7	佐藤 八郎	○	8	佐藤 長平	○
	9	飯樋 善二郎	○	10	大谷 友孝	○
署名議員	1番 高野 孝一		2番 渡邊 計		3番 菅野 新一	
職務出席者	事務局長 齊藤 修一		書記 菅野久子		書記 今野智和	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の氏名 ○ 出席	職 名	氏 名	出欠	職 名	氏 名	出欠
	村 長	菅野 典雄	○	副 村 長	門馬 伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	住民課長	藤井 一彦	○
	健康福祉課長	高橋 正文	○	生活支援対策課長	細川 亨	○
	復興対策課長	愛澤 伸一	○	除染推進課長	中川 喜昭	○
	会計管理者	但野 正行	○	教育委員長	佐藤 眞弘	
	教 育 長	八巻 義徳	○	教 育 課 長	村山 宏行	○
	代表監査委員	佐藤 榮一	○	農業委員会会長	菅野 宗夫	○
	農業委員会局長	但野 正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野 京子	
選挙管理委員会 書記 長	中井田 榮	○				
議事日程	別紙のとおり					
事 件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成26年12月10日(水)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問(通告順 5番～7番)

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、1番 高野孝一君、2番 渡邊 計君、3番 菅野新一君を指名します。

◎日程第2、一般質問

議長（大谷友孝君） 日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き通告順に順次発言を許します。3番 菅野新一君。

3番（菅野新一君） おはようございます。

平成26年12月の第12回の定例議会に当たり、一般質問を行うものであります。

23年3月11日、東京電力福島第一発電所の事故により私たち村民は避難生活を強いられて、この4度目の冬を迎えようとしております。この冬に向かうこの季節は人はみな何かと孤独と寂しさを感じやすい季節柄ではないでしょうか。そして、村民は目に見えない放射能の不安を抱えこの長い期間仮設住宅や借り上げアパートなどでストレスを抱えながら4度目の冬を迎えなければなりません。それでも自分の健康は自分で守り、春を来るのを待たなければなりません。村内の除染は本格除染は実施されておりますが、住環境、それに隣接する農地、山林、おおよそ来年の梅雨明けまでには完了すると言っております。それでも除染の効果はいまいち不安が残る結果のようであります。そして、私たちは村民は今後はまだまだ続く避難生活の中で将来を考えなければなりません。

それでは、2項目3点の質問に入ります。

最初に、1点目であります。除染について。飯舘村は日本一美しい村である。その村が汚染されたままで山林の除染をしないのではいつになっても美しい飯舘村には戻れない。できる限りの除染はしなければならぬと考えるが、村として引き続き国に対し何らかの方法で除染を行うことを働きかける考えはあるのかを伺うものであります。

除染の関連について2番であります。平成26年度に行われている住環境とそれに関連しての農地の除染であります。地下深さ5センチメートルぐらいの剥ぎ取り除染で今は進められております。有害な物質はもっと深く地下10センチメートル、20センチメートル、それ以上の深さまでに浸透していると考えられる。このことについて今後除染完了後の対応を伺うものであります。

2番目として、今は戻れない村民の支援策についてであります。村の3分の1の人口が戻らないのではないかと今言われているわけですが、その戻れない方たち、若者や子供たちが不安を考えて今は帰れない人たちのために村独自の今後の対応と支援策を伺うものであります。以上です。

村長（菅野典雄君） 3番 菅野新一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、除染についてであります。特に森林除染であります。現在進めております森林除染のガイドラインは宅地、農地などの林縁部から20メートル程度、家の周りから20メートル程度の除染範囲ということになっておりまして、それ以上遠いところは除染ガイドラインは今のところ国から明示されていないところであります。ただ、林野庁は平成24年度から国有林野での除染実証を実施をいたし、その内容については環境省の環境回復検討会で協議をしているというふうに聞いているところであります。また、今年度は公有林野で森林再生に向けての実証事業に取り組んでおります。これらの実証結果により、今後国による森林除染または森林再生の計画が早期に出されるよう期待をしているところであります。ご質問のとおり、村としてもできる限り森林除染を実施するよう、これまでも国に強く要望してきたところでございます。あわせて、当面は里山周辺の森林再生を目的とした事業に取り組むよう、国県に要望してきております。いずれにいたしましても、除染の範囲をできるだけ広くし、村民の不安を少しでも解消できるように引き続き国県に要望してまいっていきたいとこのように思っているところであります。

それから今は戻れない人への支援ということであります。アンケートの結果などによりますと、約3分の1の村民、特に若者や子供さんたち、さらには子を持つ親の世帯についてはそれぞれの事情で今は戻れないという意向が強い傾向にあります。村としましても、復興計画第4版にあるように戻らない人も村民だとの基本的な考え方に立ち、これらの方々への支援について村の情報提供を継続することのほか、健康管理、教育、生活環境、交流、雇用などで、私も思いとしてはまだ避難中ではありますが、帰村する村民とできるだけ同様に行政サービスが受けられるようにしていきたいとこのように考えているところであります。ただ、現実的にはかなり難しくそう簡単でないということは十分認識しているところでありますから、これからいろいろ総合的に考えてということがあろうかと思えます。なお、具体的な支援につきましては現在復興計画推進委員会及び4つの村民部会で策定を進めているところでありますが、その中では今は戻れない人が帰村するまでの居住先の確保に関する件や、村内の土地建物の管理について、また村とのつながりを維持するための施策について、子供を連れて一時帰宅できるような宿泊施設の整備や子供たちへのふるさと学習の必要性などが検討されているところであります。これらの検討結果は来年の2月をめどにまとめをし、復興計画第5版として3月議会にお示しする予定でございますので、何とぞご理解のほどをよろしくお願いしたいというふうに思っております。

他の質問は担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

除染推進課長（中川喜昭君） 私からは、ご質問の1の除染についての2点目の有害物質の地下浸透についてお答えいたします。

平成24年度に農水省が伊丹沢、小宮、長泥地区の農地土壌の放射性物質濃度を調査したところ、深さ5センチメートル以内に放射性物質が土壌に含んでいる割合が89%から100%という結果でありましたので、農地除染の方法として深さ5センチメートルの表土剥ぎ取りが放射性物質の除去として有効な方法と確立されました。これは村内の農地土壌の地質が粘土性であり、放射性物質が粘土と固く結びつく性質があるため、その深さに大

半がとどまり浸透していないことが国の調査研究で判明しているところがございます。したがって、今のところ議員おただしの下層への浸透はないものと判断をしているところでございます。なお、平成24年度に農水省が農地モデル除染として5センチメートルの表土剥ぎ取りを実施しました伊丹沢、小宮地区の圃場において平成24年度から本年度まで米作付及び野菜の試験栽培及び実証栽培をした結果、農作物への放射性物質の移行はなく、全て検出下限値未満でありました。また、長泥におきましても平成24年度に除染をした圃場で平成25年度に米の作付の試験栽培をした結果も全て検出下限値未満でございました。

しかしながら、農地除染完了後営農が再開されれば農家の方々は放射性物質が農作物へ移行するのではないかと心配されますので、営農再開前には試験栽培及び実証栽培などを実施しながら農家の不安解消に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

3番（菅野新一君） 山林の除染はしない。そのしないという大変な74%以上の村の山林を除染をしない。そうでありますか。これで終わったのでは村の復興再生は考えられないのではないかと私は思うのであります。引き続き山林は除染をする方向で環境省がやらないときは例えば林野庁とか農林省とかそういうので国が責任を持って汚染された山を除染するという考えで前向きに誠意を持って努力するよう考えなければならぬと思うんですが、再度その点をお伺いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 今の環境省が出しております除染のガイドラインの中には、先ほど答弁でいたしましたように宅地、農地、あと道路の林縁部から20メートルの範囲内の森林除染はするというところでございます。そういう意味ではそこから奥に入った部分の森林の除染の計画が今まだ示されていないというのが現状でございます。村としましては24年、そのガイドラインが出されたときにすぐさま村、または議会ともども国のほうにその以遠の除染をするようにという要望、要請等は行ってきております。ただ、今の中ではまだその計画が打ち出されていないということでございます。それで、村としましては除染の奥の部分を除染をしてもらおうということで、環境省のほうに何度も言っておりますが、その進展がないという一方で、林野庁のほうで森林の除染にどのような技術提案ができるかという部分も24年度から調査をしているということでございます。その結果でありますけれども、落ち葉除去では20%程度の低減、あとはあわせて間伐等もやれば10%上乗せで30%程度の除去率にはなるという結果が出ております。またその一方では、遮蔽をするような部分、除染ではなく森林再生という分野での森林の活用を含めた部分も今林野庁のほうで実証しているということでございまして、これまで国に何度も呼びかけをしておりますが、その一方では実証試験もしているということでございますので、いずれかは何らかの回答が出るかと思っておりますが、今後国のほうに村、または議会ともども要望要請を強く進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上であります。

3番（菅野新一君） 森林の今ある立ち木をそのままにしておく自体が除染をしないという計画になるのかなと私は思うのでありまして、本当に村をきれいにするのであれば、村民の不安を取り除くのであれば森林の除染はしなければならないというような方向で考えなくては、村の復興はないのではないのかなと思います。まず、森林の場合は一日一日育っているんです。それが何も利用できない、そういう自体がおかしいのではないかと私は思

うんですが、再度お願いします。

除染推進課長（中川喜昭君） 議員おただしのとおりにいうふうに思っております。当初は除染という内容での部分で森林の部分を考えておりましたが、イグネ伐採をしてみますとおり、丸太等については現地に保管という形しか今のところ森林除染という内容では考えられないのかなと思っておりますが、ただ一方では、新たに森林再生という部分、今お話しいただきましたように立ち木の活用をしながら、新たな植林などをして再生を求めるといような方策も今後出るのではないかとということで、国のほうでも国有林やあとは公有林地での実証をしているということでございます。ですので、今後ただ木を切って落ち葉を拾ってそれで現地保管という部分ではなく、それらの立ち木等を活用する中での森林再生という部分も新たな道というふうに思っております。以上でございます。

3番（菅野新一君） きのう朝一番で森林関係のバイオマス熱利用とか質問にあったようであります。そのためにも飯館村の森林を再生して有効利用をして少しでも、除染でなくてもいいから森林の再生を考えながら少しずつ処分をし、3年や2年でできる話ではないんですから、これは何十年かかってもやるという方向で進めなければならないのではないかと私は思います。

それで質問を変えさせていただきます。剥ぎ取り除染の件なんですけれども、今はきれいに除染して掃除して全くきれいになったということは見受けられますが、実際は線量はさほど半減も低減というのか50%以下も下がらない場所が非常に多い。ホットスポットがある。そういう3.0とか4.0、俺うちの前は除染したんだけどもなるんですよ。これにどうして帰ってくださいと言えるのかなという声が非常に多いわけなんです。その辺も再除染をして、そしてこれが安心安全だという線量の低さまで再除染をする考えはあるのかをお尋ねするものであります。

除染推進課長（中川喜昭君） 今除染につきましては面的除染ということで、住環境また農地等を広く除染をするという方策をしております。その中でも剥ぎ取り等をした場所については除去率につきましては60、70、高いところでは80を超える部分もあるという部分も調査している中で認識しておりますが、今お話しいただいたように取り残し等があったりしてなかなか下がらない場所もあるというふうに聞いております。今環境省との打ち合わせの中では除染が終わった後、確認検査等の中できちんと線量測定をしていただいてその中でホットスポット的なものがあれば再度除染をするということで対応しているところでございます。ぜひとも宅地内等、もし線量率が下がらないような場所があれば担当のほうにご一報いただければと思いますが、村民の方々に安心してもらうにはでき得る限りきちんとした除染をしなければならないというふうに認識しておりますので、今後も線量低下に向けては全力で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

3番（菅野新一君） 長泥の米の話も答弁にはありますけれども、線量、伊丹沢、小宮地区、モデル除染をして米を栽培した。それで米には実質100以下の何も影響のないものであったと報告がありますがけれども、実際栽培方法に問題があったのではなく出ないようにして栽培をした。そういう見方が往々にしてあるのではないか。沼の水を使う場合には濁り水をかけてそして栽培したとか、そういう方法で出なかったのであればそれは異常がないと

いう方向をつけられるのではないかと思いますけれども、私はそういう出ないように……、出たか出ないかその辺ははっきりわからない。今その米の話でもありますけれども、飯館村で今の除染の方向で農地に米を栽培した場合、浜通りの米は6,900円の米で、それで現在私たちが食べているのは岩手とか秋田とか会津とか山形の米を使っているわけなんですから、飯館の米は全然3年前に栽培したのも出なかったという報道自体が間違っているのかなと私は思うんであります。これから本当に絶対に出ないなどということは言い切れないと思うんだ。今の除染の仕方とか何かを大ざっぱに検討してみますと、その辺もこれから本気で取り組む課題なのかなと私は思っているわけであります。

質問に変えさせていただきます。3番目の、今は戻れない村民、若い世代への支援策についてであります。村内における住居確保、生活支援なども考え、そして自分の育ったふるさとである飯館村にいつかは子供が大きくなって自分が年をとったときに戻れるであろうというような村独自の施策も今後こういう方法もありますよというような情報提供、これはできませんよの話では何も進まないんです。飯館村の人口を引きとめようとするにはいろいろな方策を考えて、国がどう言おうと村独自の方策を考えなければならないのではないかなと思います。その点も伺うものです。

村長（菅野典雄君） 除染が復興の一丁目一番地だというのは誰もが疑いのない事実であります。基本的には加害者である国が責任を持って除染をとこういうことであります。なかなかいつもお話ししていますように現場を知らない省庁がいまだかつてない現場を預けられているというところで、思うに任せない。私たちの大変さになかなか立場に思い至っていただけない。こういうことで来たわけであります。しかし、今かなりの方が入って除染をしていただいている。村独自の除染のということでもありますけれども、我々も独自のというのはなかなかできるわけではありませんけれども、ガンマカメラで再検査をしたりとか、あるいは除染の過程でいろいろな打ち合わせをさせていただきながら、少しでもいい除染をするために担当もしょっちゅう会議を持ってやっているということでありまして、そういう意味からいたしますとしっかりと責任を持って除染をしてもらい、それを我々が見ていくとこういうことではないのかなという気がします。

幾らになったら安全なのかという先ほどの質問もありました。何度もお話しさせていただいているわけでもありますけれども、人それぞれ違いますので、みんなが安全なのは多分何もないということだと思いますが、現実には原発事故が起きない前もないわけではなかったわけであります。したがって、そういう意味からいたしますとできるだけ下げるとするのは我々の願いでもありますし、国の責任でもあります。そういう中でそれぞれが放射線量についていろいろ理解をしていただいて、それぞれの中で考えていただくよう一生懸命我々も下げる努力、あるいは理解してもらおう努力をしていくとこういう形ではないかなとこのように思っていますので、ご理解いただければと思います。

3番（菅野新一君） 今村長よりお答えありましたが、除染はもちろん今福島市とか伊達の場合は0.6とか0.8でも線量計を持ちながらずっと0.0幾らになるまでとか0.4とかになるまでにも下げるといって除染をしているわけなんです。そういう努力はもちろんこれからも必要だとは思いますが、私が今質問したのは村外でこれからあと何年かは生活しなけ

ればならない放射能に対して不安が残るといふ若い世代への、あと子供さんたちのための村独自の支援策、一番は経済的な援助とかありますけれども、あといつか話が出ましたけれども2地域居住生活の支援とか、そういうのを第5版で村では考えて若い世代に伝えるような方法を考えなければならぬと思っておりますけれども、その点、どうお考えですか。

村長（菅野典雄君） 先ほどの答弁でもお答えさせていただきましたように、安心していずれ帰る、あるいは帰らないにしても村とつながっていただくということが大切でありますから、当然情報の提供とかあるいは健康管理であったりとか、あるいは子供さん方への私らとしてのアプローチであったりとか、そういうものやっつけていくということでもあります。ただ、生活の支援ということになりますとかなりいろいろな村の事情なり何なりを考えますと、いつまでもできるものでは全くありませんので、それぞれみずから自分の生活を切り開いていただく努力をする。ただ、そのためには少なくともある程度の期間というものが必要だろうというのは、これは私らがずっと言ってきたところでありまして、その期間の中で我々の支援とそれぞれの人の自助努力とをうまくかみ合わせていくということが必要だろうとこんなふうに思っておりますので、それは今第5版の4つの部会の中で出ささせていただいて第5版に出てくるんですが、ただ第5版に全てが出てくるというふうにもなかなか思えません。というのは、一度避難先にいて考えるのと、もとに戻って村に戻った中で村に戻った人たちにどうするか、戻らない人たちなりあるいは今すぐ帰れない人にどうするかというのが段々現実になってこないと見えてこないということもありますので、そういう意味からするとできるだけ早く除染をしていただいて、できるだけ下げていただいて、そしてできるだけ早く帰村を進めていくとこういう中で、一生懸命帰らない人々への対応も考えていきたいというふうに思っております。

3番（菅野新一君） それで、当面2地域居住の支援もこれから考える必要はあるのではないかと思っております。人口がどんどん減少する飯舘村であっては先が見えないわけですから、そういうことを考えながら我々は進めなければならないのではないかと思います。

以上で質問を終わります。

議長（大谷友孝君） 4番 北原 計君。

4番（北原 計君） おはようございます。

第12回飯舘定例議会において一般質問をさせていただきます。

10月から本格的に始まりました私の家の除染も少しの雪でしたが、今急ピッチで進められております。私の家もトルコキキョウをつくっておりますして12棟のハウスがありましたが、永年雑草が生えてしまって、あとボランティアの方に犬をお頼みしたせいかイノシシに完全に荒らされてしましまして、そのハウスを再度使うというのは不可能な状況になりまして、やむを得ずハウスを撤去することを判断した次第であります。次戻って営農再開する場合においては少し年とっても管理のしやすいハウス等をつくってまた頑張ろうかなと感じておる次第であります。

それでは、質問に入ります。質問の1点目は除染の終えた農地管理について。福島県営農再開支援事業ではスピードが遅く、除染した農地の荒廃化が進んでしまうため、被災地域農業復興総合支援事業のスピード化か同等の事業を早急に講じ、農地荒廃化防止を図る

べきと思いますが、考えを伺うものであります。

質問の2点目は、村内での商店の再建について。村民アンケート調査で帰村の判断がつかない原因の一つになっている生活のための一般生鮮食品販売店や移動販売などをいち早く再建するための村の計画と方針を伺うものです。

村長（菅野典雄君） 4番 北原 計議員のご質問にお答えします。

村内での商店の再建についてお答えさせていただきます。全くご質問のとおり、村民が村に帰るには食品販売店や移動販売などが必要ということをも十分村も認識しているところでもあります。村では復興計画第5版で深谷地区拠点エリア内に計画している道の駅の中にコンビニエンスストアなどを整備をして、宅配事業などをできればとこんなふうに計画をしているところでもあります。しかしながら、建設までには今後2年、あるいは2年ちょっとかかるということでありまして、その間、一時的に継続事業所、再開事業所、一時帰宅者、除染作業員などが今多くの方たちがいるわけでありまして、その方たちに利用してもらうための仮設的な店舗の整備が急務となっているのではないかなという気がします。その点については商工会とこれまでも何度か話してきたわけでありましてけれども、なかなか実現に至りませんでした。したがって、とりあえず村で考えていくしかないなど、いくべきだとこんなふうに考えまして、連休明けにでもオープンできるようにするために現在建物については独立法人中小企業基盤整備機構の仮設施設整備事業、これを使わせていただいて国県などの補助事業で実施できないか検討を進めているところでございます。なお、その店舗の運営母体をどうするか。これもまたいろいろありまして、現在業者などと協議を進めているところでありまして、できるだけ早く皆さん方のその要望に村として応えるように努力をしてきたいとこのように思っているところであります。

他の質問は担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上です。

復興対策課長（愛澤伸一君） 私からは除染後の農地管理についてのご質問にお答えをいたします。

除染後の農地の引き渡しにつきましては、先行しておりました二枚橋・須萱地区で円滑な対策がとられず、一部の農地で除染後1年以上経過してから引き渡しをされたため、農地に雑草が繁茂し農地の荒廃化につながったことは議員もご承知のとおりであります。現在は二枚橋・須萱地区の大方の農地で引き渡しが完了し、農地の管理が所有者、耕作者の手に戻ってまいりました。村ではこれを受けて行政区を通して農地引き渡し後の管理体制について、地域の皆様と協議を行い、ご質問にもありました営農再開支援事業を基本施策に農地・水・環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払い交付金事業をあわせて効率的な農地管理を進めていただくようお願いをしているところであります。

なお、営農再開支援事業は住民の手による農地の再生事業であり、地域の合意形成等に時間を要するのはご指摘のとおりでございます。また、おただしの農地保全等のスピード化のためには農地除染後速やかに草刈りや耕起作業に移行できることが必要ですので、所有者への農地引き渡しについてこれまで同様環境再生事務所と協議、連携を進めてまいりたいと考えております。また、本事業は営農再開までの間、農地の保全管理や試験栽培、鳥獣被害対策等に係る支援事業であり、本格的な農地の整備には別の事業を入れていく必

要がありますし、これらの事業の実施に必要な農業用機器等の導入については先般先進地視察研修を実施しました鹿沼市農業公社等の事例を参考に並行して検討してまいります。なお、農業の担い手等の問題など関連して解決を図らなければならない課題もありますので、関係機関と連携を図りながら総合的に対応してまいりたいと考えております。以上であります。

4番（北原 計君） 福島県営農再開支援事業、これはモデル事業、モデル除染とのことで向押、小宮地区とかなっておりますけれども、これから本格的に農地が除染が終わって、行政ごとで引き渡しというのがあることが一番皆さんが土地が荒れていると危惧しているところであります。しかしながら、この件は幾ら頑張ってもそういう形で進んでいると私も考えているところではありますが、しかし営農再開事業で、例えば施設園芸とかそういったものに関しては農家の方々のご意見を聞いたり部落が集まっていただいているいろいろなことがありますけれども、しかしながら、営農再開で物をつくって売るということを進めようとしているから農地の荒廃化が進むのであって、これは営農再開事業ではなく今の除染後の農地荒廃化防止組合、そういったものをつくってまずはやれることから進めていく。売れないものをつくって売りましょう、何とかしてください、何とか考えましょうといってもこれは無理です。ですから、荒廃化を防止させるためのまず第一歩の手段が必要だと私はそれを考えるんですけれども、どうでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） おただしのとおり、村内の農地の荒廃化防止につきましてはかねてより村のほうでも懸念をしているところがございます。復興計画の中にも荒廃化防止に向けての対策についての一文が載っているところがございます。営農再開支援事業に取り組んでいただける行政区におきましては、それぞれご自分の農地については自分で管理するというご意向の方もいらっしゃいます。あとは、また自分ではできないけれどもご近所の方に管理をお願いして、行政区の中で管理をしていきたいというご意向の方もいらっしゃいます。また、高齢化でありますとか、あるいはこれを機に離農をされるとか、そういうご意向の方でどなたも管理をされる方がいらっしゃらないとか、いろいろな方がこれから出てくるのかなというふうに思っております。村といたしましては、この営農再開支援事業にうたわれております営農復興組合という地域住民の皆さんで組織する農地管理の組合を、まず行政区ごとに立ち上げていただいてその組合でなお管理のできない部分につきましては、村がお願いをする業者さんのほうで管理に入る。あるいは将来的には農地管理会社ということで復興計画の中にもうたわれておりますこういった企業組織、法人体制もとりながら村の農地の荒廃化を防いでいきたいということを検討しているところがございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

4番（北原 計君） 私もこの前、鹿沼市の農業法人を視察してきました。しかし、今まで法人化をしなければならないということは震災前からいろいろ話があって、進めようとはしてきましたが、なかなか福相建設さんみたいに頑張っているところもございましたけれども、なかなか全部落に行き渡るといのが難しい。それはどうしてかといいますと、経営が困難な状況に日本の農業がさらされているということが原因だったです。しかし、今回このような状況下になったとき、法人化をして何か作物をつくってその経営を成り立たせ

ていきましょう、土地を集積してやっていきましょうということもうちよつと私は先のことでよろしいのではないかと考えております。まずは、その農地を荒らさないようにしておく、これは野生動物との戦いもあります。大変なことです、これは。それをきちっとしておかなければならない。あと、皆さんご承知のとおり、今畑には竹が生えて進んできてしまっている。水田にはヨシが進んできてしまっている。これは普通の草刈りとか普通のロータリー耕うんではだめです。私考えるには、まず草刈りも必要でしょう。しかし、夏場は2回ぐらいの耕うん、秋口、冬に関してはプラウまきをすることによって深いところの根を掘り上げてしまって、それで凍らせる。そうすることによってヨシとか竹の進行は防げます。それをするには50馬力や60馬力のトラクターではだめです。100馬力単位のトラクターできちっと深い根を上げて、冬の寒さで凍らせて進行してきた根を枯らしてしまうというそういう考え方を持っていかなければ、単なることでは当然除染した後の農地はまた荒廃化が進みます。その辺に関してはどうお考えですか。

復興対策課長（愛澤伸一君） おただしの農地の課題でございますけれども、これが多方面にわたってたくさん課題はあるなということは村のほうでも認識してございます。今ほど例で出されました進行に係る部分でございますけれども、営農再開支援事業につきましては機械のレンタル料等も支援の対象ということになってございます。また、3万5,000円の中では賄い切れない今おっしゃられた深いところまで刈り取っていかねばならない、特に費用のかさむ部分については国のほうから特認ということでこの3万5,000円の枠を超えてかかる費用について認めるというようなお話もいただいているところでございますので、そういった事業を活用していただいて村のほうにも若干大型のトラクターもあるようでございますので、そういうところで活用をしていただきながら取り組んでいただく。もちろん、そういうことでもし不足の部分があればなお今後とも国県のほうに要望を出してまいりたいというふうに思っております。

4番（北原 計君） 除染が終えて引き渡しということを待ってからそういった事業に取りかかるのではなく、片方でそういったものを次々進めていく。そういう姿勢を持っていけば村民もこれだったら一生懸命トラクターでも何でも利用して農地荒廃化のために、ひいては農業再生のために頑張るといふ人が出てきます。そういったことが必要で、こっちが進んでいないからこっち進められないではなく、同じ早さで進めていくようにしていかなければならないと私は感じております。その辺に関してはどうでしょうか。

村長（菅野典雄君） まさにこれからどうするかというのが非常に大きな問題だと思います。そう簡単ではないと思いますが、大型トラクター、それから先ほどから北原議員がおっしゃっているようにとりあえず一番先にやること、この土地をどうするかということですから、牧草、レンゲ、あるいは花などでできるだけしっかりとこちらのほうが組み立てをしてお願いをしながら、もちろん個人個人の意思もありますけれども、そういう中でやっていくということが必要なんだろうというふうに思っています。したがって、第5次の中にぜひ今のことを盛り込ませていただければと思います。以上であります。

4番（北原 計君） 全く中山間地や農地・水に関しまして景観でとりあえず進めていかなければならないという考え方もわかりますけれども、根本のものを枯らしてしまわなければ

ならない。ハヌキ、柳、ヨシ、畑であれば篠竹から孟宗竹からハチクから真竹から笹まで。あとは葛、そういったものが物すごく進行しているんです。レンゲを植えたりヒマワリを植えたりするのはその後であって、きちっとしたものをまず断ち切らないと農地を農地にして戻してからやらないとだめだということ。それをやってから保全をきちっと続けていくというその第一歩が私は必要だと思っております。

質問を変えます。村を歩いて皆さんの意見を聞かせていただきますと、年とってからどうしても私たちは戻りたいんだけど、買い物するところに困る。そういった考えがあります。また、今の段階でも菊池製作所さんに勤めている方も買い物するところなくて困ったという意見はいっぱい入っております。それで、村としていち早く例えばコンビニもそれは便利ですけども、普通生活できるものを買えるところをいち早く進めて持っていないと、村民はいつまでも不安を感じているという状況下でありますので、例えば今まではAコープさんがあそこにあつたことであって、大変便利がよくて生活をしてまいりました。単なるコンビニではなく、ああいった同等のものがそれは集積されても必要だと考えるわけですけども、その辺はどうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 先ほどもお話ししましたように、できるだけ早く最低でも買い物ができるような、全てが整うわけではございませんけれども、そういう買い物ができるようなところが欲しいということで、商工会にも話をしてきました。農協もAコープいかがですかという話もしてきましたが、残念ながらそれぞれこういう大変なときでありますから二の足を踏むというのも仕方がないことかなと。これはある意味ではなかなか無理なところもあるんだろうなというふうに思いまして、だからといって復興計画の中に出てくるのはかなり後でありますので、何とかしなければならぬということで今から2カ月ぐらい前に、何せ春先をめぐりにやっぴこうとこういう村の方針を立てさせていただいて、今いろいろと調整をしているところであります。場所をどこにするか、それからどういう形態のお店にするか、誰が事業主体になるかなどなど、なかなかそう簡単ではありませんけれども、精いっぱい何とかいい形で春先、あるいは連休明けぐらいにできればなど。これはなかなか事業の問題、相手の問題、いろいろありますからちょっとまた来るのかどうかわかりませんが、一応めどとしてはその辺をめぐりにやっぴきたいとこのように思っているところであります。

4番（北原 計君） 一番大切なことなんですけれども、今までも企業努力というものを説いてきました。今回このような状況になった場合は、企業努力もありますけれども、ある程度は保護策というかそういうのはなければ営利団体ですからなかなか渋ってきます。だから、その辺も感じてどちらをとるかです。村民の便利をとるか、また企業に対して余り厳しく当たってしまうということではなく、少し村民のためという形を強く重みを置いてその辺をちょっと進めていただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

村長（菅野典雄君） 今お話しした2つについてもまるっきり自力でというつもりは、言ったつもりもございません。何せこういうときでありますから、当然大変さは今まで以上のものがあるわけですが、なかなか決心がつかないということがあるんだろうと思っておりますので、そういう意味ではとりあえず店が正式にオープンするまでには村で責任を持

って仮店舗でやっていくとこういうことが大切だろうとこんなふうに思ったところでありまして、今鋭意進めているところでもあります。

議長（大谷友孝君） 1番 高野孝一君。

1番（高野孝一君） 改めて、おはようございます。

平成26年第12回村議会定例会における一般質問も最後になりましたが、私は2項目7点について伺うものであります。

あの原発事故により不自由な避難生活を余儀なくされてから間もなく4回目の正月を迎えようとしておりますが、中でも今回の特例宿泊は30日に延びたようでもあります。自分の家に帰りたい人にとっては避難生活におけるストレス解消になる宿泊になるのではないかと考えています。また、精力的に進められている除染についてはいろいろと課題や問題が生じているものの、各地から出向いていただき現在もこの厳しい寒さの中、その作業に当たっておられます多くの皆様に心から感謝を申し上げます。今後とも徹底した除染推進を図り、早く村の復旧復興を進めなければならないと感ずるものであります。

さて、今年も間もなく終わろうとしていますが、災害について振り返りますと、国内では2月の豪雪、相次ぐ台風の襲来や集中豪雨、広島市の土石流、御嶽山の噴火、長野県北部地震、そして今現在は徳島県の大雪による被害など大規模な自然災害が次々と発生して甚大な被害をもたらし、多くの生命と貴重な財産が失われております。一方、村内においても2月の記録的な大雪は県道12号線の通行どめを初め大型ハウス等の倒壊など大きな被害を受けました。また、避難中であっても村内においては火災が発生している状況にあります。昨年4月には神社が全焼し、犠牲者も生じていますし、あちらこちらで見られる伸びた枯れ草を見ると、火災の心配をするのは私だけではないと思っております。今回の一般質問はこうした観点から村の防災について見解を伺うものであります。

初めに、消防団員の皆様には普段はそれぞれに他の職を持ちながら災害が発生した際に、みずからの地域はみずから守るとの郷土愛護の精神に基づき住民の生命や財産を守り、安全と安心の確保のため頑張っていることに敬意と感謝を申し上げます。

質問項目の第1は、消防団のさらなる充実強化についてであります。昨年は消防団120年、自治体消防65周年という我が国の消防にとって節目の年となりました。この節目の年に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立しました。そして、本年4月25日付で消防庁長官から各首長宛てに消防団のさらなる充実強化についての通知があった件に対して何点か質問をいたします。

第1点目、飯舘村消防団の現況についてお伺いいたします。①消防団員の定員及び実員の状況。②消防団員の活動状況。③消防ポンプ自動車及び小型動力ポンプ付積載車の数と経過年数。④具体的な車両の更新計画。

第2点目は、消防団の処遇改善についてであります。①の報酬の引き上げであります。消防団は災害時に即時に対応し、ときには厳しい状況の中で長時間にわたり災害対応に当たることもあります。そして、現在は村にあっては全村避難の中にあります。消防団の活動はお金ではない、奉仕の精神、郷土の愛護の精神が基本なんだというようなことは十分理解をしておりますが、国の基準ぐらいにはすべきであると思っております。国の定める

報酬の基準、いわゆる地方交付税の単価は階級が団員である場合3万6,500円であり、村の報酬金額は2万6,000円となっております。この報酬の中から実は消防団員福祉共済制度や火災共済の掛け金を支払っているのが現状であります。したがって、国の基準にあった金額に満たない階級の消防団員については引き上げをすべきであるとの考えであります。見解をお伺いします。

次に②出動手当の新設であります。国の出動手当の基準は7,000円となっております。現在、村では消防団員が火災や自然災害等に出動した際の手当は支給しておりません。先ほども申し上げたとおり、全村避難をしている現況にありますので村内で発生した火災や自然災害に対しては現場へ駆けつけるためには遠距離であることにより時間がかかることや、特に夜間における災害対応については現場へ参集する団員の確保のためにも出動手当を支給すべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

次に3点目は、消防団の装備の充実についてであります。平成26年2月に消防団の装備及び消防団員服制基準も改正になりました。装備については具体的には安全確保のための装備、双方向の情報伝達が可能な装備、そして救助活動用資機材に分かれており、ここに一覧表がありますけれども、これらの装備をするためには多額の予算が必要となりますが、団員が安全に活動するためには随時装備の充実を図る必要があります。その前段階の装備の一つとして①トランシーバー等の情報通信機器の配備、②救助用資機材の装備の配備に係る見解をお伺いいたします。

次に4点目、役場職員の消防団への入団についての考えをお伺いします。村では他の自治体には例のない組織である飯舘村役場職員消防隊をつくり平日における多くの災害対応に当たって防災の一翼を担ってまいりました。しかしながら、村から離れて飯野出張所で約3年が過ぎ、ようやく今年4月から復興対策課、除染推進課が本庁に戻っての業務を開始しております。団員確保の対策の一つとして、本年6月に消防団等充実強化法に基づく公務員の消防団員との兼職に関する特例というものが施行されました。この第10条第3項の規定により兼職、いわゆる職務を兼ねることや職務専念義務に関して柔軟かつ弾力的な取り扱いがなされるよう必要な措置を講ずるものとされたようであります。この趣旨を踏まえて、村長が本庁に勤務する職員が消防団員になることを積極的に推進し、団員を確保すべきであると考えますが、見解をお伺いいたします。

続いて第2項目目の飯舘分署の新築計画についてお伺いいたします。9月定例会においては総務課長が次のとおり述べております。今後でありますけれども、現在耐震をやりながら、あと27年度の総務省の3分の2の補助金というようなことで現在要望調査を国に出しているとの答弁でありました。したがって、改めて次の3点について答弁を求めるものであります。

第1点目、飯舘分署の耐震診断の結果について。第2点目、消防防災施設災害復旧費補助金の活用について。第3点目、具体的な基本設計及び建設年度について。以上であります。

村長（菅野典雄君） 1番 高野孝一議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、消防団のさらなる充実強化についての2点目、3点目、関係ありますのであわせ

てお答えをさせていただきます。年報酬の引き上げと出動手当の新設についてというご質問であります。相馬地方各消防団の年報酬を見ましても、村消防団の年報酬は額が低い状況ではありませんので、今のところ引き上げる考えはございません。また、訓練などに出席した場合の費用弁償については新地町とはほぼ同額ですが、相馬市、南相馬市よりは若干低い状況であります。平成25年12月に消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律というものが制定されておまして、消防団員の処遇改善のため必要な措置を講ずるよう要請があったわけであります。相馬地方各消防団の取り組みなどを参考に、必要があれば対応してまいりたいとこのように考えているところであります。なお、災害発生時に対する出動手当の新設についてであります。災害時における費用弁償の支給は他の自治体においても支給している自治体が少ないことから、今のところ新設する予定はありませんので、ご理解を願いたいと思います。

次に、消防団の装備の充実です。トランシーバー等の情報通信機器の配備及び救助資機材の装備についてであります。現在トランシーバーについては各機動部に配置している状況です。また、救助資機材については相馬地方広域消防本部または飯館分署と協議をさせていただきます。不足するものについては随時整備してまいりたいとこのように考えているところであります。

次に、分署の新設計画でございます。これも3点ありますが一括してお答えをさせていただきます。飯館分署は昭和46年に建設をいたして、43年が経過しており、各所に年数がたったための劣化が見られる状況でございます。これらのことから、過疎計画に明記をしまして平成25年度に単独予算で建てかえする計画をしておったわけであります。しかしながら、平成23年3月にこの大震災、原発事故ということで、全くその計画が実施できないまま今に至っているということでもあります。まず、1点目の耐震診断の結果であります。今回の地震により壁や柱にひび割れや亀裂が確認されており、消防防災施設災害復旧費補助金が該当するのではないかとことから、国県に要望してきたところであります。この基礎調査の一環として飯館分署の耐震診断を実施したところ、構造が鉄骨造りの平屋建てであるため、壁や柱などにひび割れや亀裂があっても耐震性については基準を満たしているとの結果があったわけであります。

次に2点目です。消防防災施設災害復旧費補助金の活用であります。この事業は災害で被害のあった消防施設等の修繕や建てかえについて国庫補助金3分の2、残りの3分の1が復興特別交付金を充当させるもので、大変有利な補助金であります。耐震診断の結果、基準を満たしておりますが、建築から40年以上経過しておりますので、建てかえで該当するよう国県に要望しているところであります。なお、補助事業要件に耐震診断の要件はありませんので、現在採択に向け県と協議をしているところであります。

次に、3点目です。具体的な基本設計及び建築年度であります。分署の建築についてはもしこの事業との兼ね合いでありますけれども、本年度中に基本設計を行い、実施設計及び建築についても平成27年度あたりに始められればとこんなふうに考えているところであります。なお、補助金、それから起債などの予算枠の関係もありまして、特に起債枠などが非常に厳しい状況だということでもありますので、引き続きそれがしっかりと財源が確

保に向けていかないと事が始められませんので、県及び関係機関と鋭意協議をしましてまいりたいとこのように現在考えて進めているところでございます。他の質問は担当課長のほうからお答えをさせていただきます。以上でございます。

総務課長（中井田 榮君） 私からは2点お答えをさせていただきます。

まず1点目は、大きな1点目の消防団員のさらなる充実強化についての質問にお答えをさせていただきます。その中のまず1点目の飯館村消防団の現状についてであります。飯館村消防団の条例定数につきましては現在265名となっております。実員数については230名で、定数より35名が定数に満たない状況であります。次に2点目の消防団員の活動状況であります。平成26年度においては現在のところ消防団員が出動した火災や自然災害はありませんでしたが、春並びに秋に行われた検閲式、村内において開催されたポンプ操法相馬支部大会及び火災発生訓練等に参加をいただいているところであります。また、村民が避難している仮設住宅等へ防火啓蒙のため訪問するなどの活動をしていただいております。次に3点目の消防ポンプ車及び小型動力ポンプ付積載車の数と経過年数についてであります。ポンプ車については草野と飯樋の機動部に1台ずつの計2台配置しております。また、小型動力ポンプ付積載車については機動部を除く各部に1台ずつの18台、役場消防隊に1台の計21台となっております。なお、経過年数についてであります。草野機動部のポンプ車が平成4年度導入、飯樋の機動部のポンプ車が平成3年度導入となっており、小型動力ポンプ付積載車については平成8年から平成16年にかけて2台から4台を各年導入してきたところであります。

次に4点目の具体的な車両の更新計画であります。導入から20年を経過した車両もありますが、今のところ支障はない状況であります。今後につきましても広域消防飯館分署を連携し定期的に点検を実施し、更新が必要なものから順に更新してまいりたいと考えております。

次に役場職員の消防団への入団について、本庁に勤務する職員の中から任命してはどうかという質問にお答えをさせていただきます。火災や災害発生など有事の際は職員全体で取り組む必要があり、今までもその対応をしてきております。現在、本庁で勤務する職員は課長を含め11名となっておりますが、この中から消防団員として任命することについては個人の考えなどもあり難しいものと思われま。村としましては、現在役場消防隊を13名任命しており、そのうち3名が本庁勤務となっております。当面は火災発生等については役場消防隊での対応を考えております。また、村内で操業を継続している企業には火災など有事の際は支援してもらえよう要請をしているところであります。以上であります。

1番（高野孝一君） 私は常々村の消防体制については少し考えが甘いのではないかなというふうに思っています。今回の通知や基準にあっても、あくまでもそれは原則だからとそれとおりに整備していくと幾ら予算があっても足りないというような考えは十分理解しているものでありますけれども、しっかりと防災に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、ただいまの答弁の中で村の消防団員が定員が265名、実員が230名、35人不足しているというような状況の答弁でありました。今村が全村避難の現況を踏まえたとき、団員の補充をすべきであると思っておりますが、改めて見解をお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、条例上は265名、実員数につきましては230名と
いうようなことでおります。現在全村避難で避難もして、それぞればらばらに避難してい
る中からそれぞれ検閲につきましても火災におきましても出動していただいているとこ
ろでありますけれども、これから定員に満たすように団員の募集をするわけでありませ
けれども、全村避難もあって消防団の使命、財産さらには命を守るというようなことも踏ま
えてこれから団員募集についてのPRはさせていただきますけれども、何せ全村避難であ
るとというようなことも踏まえてなるべく早目の帰村をしながら、帰村を考えながら団員募
集の定員に満たすように団員募集については進めていきたいというように考えておりま
す。

1 番（高野孝一君） それでは、全村避難の中で福島県外に避難している団員、あるいは県内
に避難している団員があるわけでありませぬ。その把握などしているかどうかお伺いしま
す。

総務課長（中井田 榮君） ご承知のとおり、団員につきましてはほとんど飯館村から全村避
難でありますので、ほとんど村外に……。県外につきましては把握をしておりますので、
確認をさせていただきたいというふうに思います。

1 番（高野孝一君） 県外がわからないということは、県内の状況もわからないということで
確認しますが、防災を担う消防団員の状況については細かく把握すべきだろうというふう
に思っております。

続いて災害状況、活動状況について答弁がありました。今回の答弁は本年の活動状況に
ついての答弁になったわけですが、避難前、団員の皆様には災害活動はもとより地域のリ
ーダーとなって春・秋の火災予防運動期間中には防火パレードやきめ細かな防火診断、こ
れは全戸実施、防災訓練の際には指導や住民の指導やの参加、またポンプ操法訓練や夜警
なども実施しておりますし、要請があれば行方不明者の捜索など本当に地域に密着した活
動を展開して住民から多くの信頼が寄せられていましたし、今でも期待していると思っ
ています。避難後、家族がばらばらとなって夫婦も別々となって生活を余儀なくされてい
る現況にあつては消防団といえどもこれらの活動も大変な状況になっていることは十分承
知しています。村として今後の消防団の活動をどのような方向で進めていくのか、考えを
お伺いします。

副村長（門馬伸市君） 団員の、1 点目に質問あつた件でありますけれども、震災のときでし
たか、消防団の幹部の皆さん、毎日のようにあのときは避難者の受け入れということであ
りましたけれども、足を運んでいただいて本当に昼夜を問わず頑張ってくださいました。
何日か過ぎましたところ、集団で消防団員をやめたいという話が団長のところにあつて、
私もそばにいたんですが、行政区単位だつたと思ひますが、何十人か消防団活動はできな
いという話をされました。必死に団長初め団の幹部が引きとめをしてきた経過もあつて、
定員には満たないですけれども236人の団員が今もっているということは団の今までやっ
てきた消防団の活動というのはしっかり団員の皆さんに伝わって、その使命感というもの
は持たれているのかなと私も感心しているんですが、特に若い団員の方々が結構残られて
おりまして、そういう意味では村としてはありがたいなとこんなふうに思っております。

それで、今の件なんです、多分避難前と今の状況の中では当然活動できる範囲も違ってくるし、その分多分いざ有事の際は団員にかわるそういう体制も必要なのかなというのも十分わかっています。今の役場の消防団加入の話もありましたが、そういう意味ではこういう避難をしているときには消防団だけに頼るといことは通常と違いますので私は無理なのかなというふうに思います。団員にばかりそういうしわ寄せがいくということは村内村民が応援できるところは応援していくとこういうことでないと、今でも大変な状況なんです、団員の皆さんは。ですから、春・秋の検閲なり出初なりの出席状況から見ても半数に満たないような状況の中で頑張っているわけですから、そういう意味では村を挙げていざ有事の際の予防消防はもちろんですけども、いざ有事の際の対応も村民ぐらみでやっていく必要があるのかなと痛感しているところであります。

したがって、いずれ戻るわけですから、戻ったときに今のような体制が、これもまた心配です。団員が今236人減らさないようにということで、幹部の皆さん頑張っていますけれども、1人欠け、2人欠けして定数どころか減っていく可能性もないわけではないなとこんなふうに思っています、村が全然かかわっていないということではなく、必死に広域消防飯館分署と連携をとって、それから団、三者連携で今やっていますので、できるだけ有事の際の対応に支障があるというのはわかります、わかりますけれども、そういう体制を維持できるように村としても大切な分野というのは十分わかっていますから、今団員がどこに行っているかわからないようなことでどうなのとお叱りいただきましたが、懸命にやっていきたいと思っております。

1番（高野孝一君） 今の答弁にありましたけれども、帰村したならば村に戻れることになっても若い団員は戻らないというのは推察できます。そうした中、本当に今後どのようにやっていったらいいのかということをお心配しているわけなんです、まていな復興計画第4版の中では大災害の火災の対応についてというような1行があります。今度の復興計画第5版の中では暮らし部会の中で単なる1行、防災と防犯、このたった2文字なんです。だから、今きのうの一般質問の中で29年3月になるのかそれ以降にも延びるのか。これはまだ時間があります。帰村宣言しても今言ったように団員の確保が大変だ。大災害になったら広域消防は今出動区分を一段繰り上げて南相馬の本署、鹿島分署、相馬からポンプ車なりその他の消防車両が出動するような体制にもなってきます。そういった中では今から十分防災について、特に消防団の組織でも女性消防隊の組織でも検討していかなければならないだろうというふうに心配をしておりますので、再度考えをお伺いします。

副村長（門馬伸市君） 今復興計画の第5版のお話ありましたが、多分委員の皆さんは復興とか再生とか日常の生活とかそういうものが協議が多いのかなと、そういう委員の方が多いのかなというふうに思います。今のところ具体的に専門部会のほうからは余り上がっていないというお話でありますけれども、役場としてはご案内のように県の防災計画の見直しの際に原子力災害の対策編というのを飯館村もおわりのとおりトップを切って計画書を盛り込んでつくりました。ですので、今のご指摘の件も想定されるわけですからね。今のところ戻ったときにはこういうふうなものになるという想定されることは今から考えられるわけですから、十分に村のほうとしても有事の際の対応について具体的に詰めて

いきたいとこんなふうに思っています。

1 番（高野孝一君） 消防車両の件について答弁がありました。草野の第1機動部が平成4年購入ですから22年経過しておりますし、飯樋の第2機動部の車両が23年経過しております。話によると、飯樋のポンプ車の水が上がらない、上がりにくいというような話を聞いております。消防車両の耐用年数というのは20年などというような長い期間ではないわけでありまして、現在消防団ポンプ車台ポンプ車の購入金額というと、2,000万円から2,500万円ぐらいかかるような状況になっていますから、22年、23年という中では計画的に更新をします。あとば小型にあっても積載車にあっても更新計画というものをきちんと定めるべきではなかろうかというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 前段の飯樋のポンプ車でありますけれども、先ほどご答弁させていただきましたように、今のところ問題がないというようなことでありますので、更新はというようなことでありますけれども、これから消防団のほうとも協議をさせていただきながら、その辺の対応はさせていただければなというふうに思っております。そのほかの積載車でありますけれども、計画をというようなことでありますけれども、先ほどご答弁していますように、20年以上たったものから順次消防団、さらには広域消防のほうともご相談をさせていただきながら更新は考えていきたいというふうに考えております。

1 番（高野孝一君） とするならば、その年、その年、車両あるいは小型動力ポンプを見ながら整備をしたいというような声に聞きました。総額全部財産に換算すれば1億数千万円の財産でありますから10年計画みたいなものを立てて、飯樋は何年、草野は何年、ほかのなには何年とそういうものをきちんと立てる予算を立てる、そういう計画を立てることが大事ではないかというふうに思っていますが、再度お伺いします。

村長（菅野典雄君） 草野と飯樋にはポンプ車、その他は積載車ということであります。ポンプ車は多分これまでも広域などのある程度の年数でも廃棄にして新しくするということがありますから、そういうものをお願いをしたりということもしてきました。なかなか高額ですからそういうことも可能なかどうか。可能でなければ当然年度で古いものから年度を切って予算化していかなければならないというふうに思いますので、両にらみでちょっと検討に入らせていただきたいと思います。

積載車なんですけど、多分あれは何か補助事業がうまく使えたのである程度一気に入れた可能性もあるのではないかと。ちょっとまだ調べてみないとわからないんですが、そうしますとまた耐用年数から来ると一気にという可能性もある。そうしますと、今おっしゃったように高額になりますので、その辺、全く補助事業とか何かがないのか、あるいはもし一括であれば一気に入れたのであれば年度をまたぎながら更新していくというふうなことではないかなという気がしますが、どの程度が積載車などの年数なのか。今のところ大変丁寧に使っていただいているものですから、心配はないのかなというふうに思っていますが、なお広域消防など、あるいは消防団等通じてその辺の古くなった割合などを調べさせていただいて、考えていきたいとこのように思っております。

1 番（高野孝一君） 今話ありましたが、小型積載車の現在の状況を見ると飯館分署の前に2台、役場のいちばん館の前に1台あるようですが、役場ではご承知なんではないでしょうか。

総務課長（中井田 榮君） 認識しております。わかっております。

1 番（高野孝一君） あれはどこ配置の積載車ですか。

総務課長（中井田 榮君） 役場については役場消防隊の積載車の配置でございます。あとのものは確認をします。

1 番（高野孝一君） 私が言いたいのは、きちんとポンプ積載車の置き場があって、中で管理すれば傷みも生じるというのは少なくなっているわけなんですけれども、ああいうふうにして4年、野ざらしで置くということになってしまうと車内まで傷む、中の装備品まで傷みが来るといようなことを心配しているわけなので、常備消防が定期的に点検をしているというような状況がありますので整備計画についてはぜひ策定をするよう望むものがあります。

続いて団員報酬の引き上げでありますけれども、先ほど村長の答弁の中から出動手当と絡んでなんですけれども、相馬地方各消防団の年報酬を見ましても村消防団の年俸、年報酬額は低い状況にはありませんので今のところ引き上げをする考えはありませんという答弁でした。私は言いたいのは、こういう避難状況にあって国が出動手当を余りにも低いから上げろ、報酬を上げろ、出動手当を設けなさいというような要請が来ているわけなんです。相馬地方では低いほうではないというふうに考えるならば、県内の12消防本部の消防団員の手当の一覧表を持っていますけれども、大分相馬地方は低いような状況にあります。郡山が3万5,500円、伊達が3万2,500円、福島が3万円、喜多方が2万9,000円、須賀川が2万8,000円というような状況にもなっております。私はとりわけこういう状況だから引き上げをしてはどうかというふうな考えなんです、再度お伺いいたします。

総務課長（中井田 榮君） 今おただしのとおり、そういった形で年俸あるわけでありまして、相馬地方消防団の年俸を見ますと全体的に余り差があるものではないというようなことでございます。したがって、これからこの年俸につきましては相馬地方の広域消防の全体的な関連がありますので、その中で話し合いをしてもらいながら、さらには全体的な調整ができればというふうに考えております。

1 番（高野孝一君） くどいようなんですけれども、相馬地方のというようなことではなく、村にあってもこういう状況を鑑みて一番先値上げをしていくというような考えも必要ではないかなというふうに思っています。ちなみに、南相馬市にあっては分団育成奨励金なども交付しているようでありますので、参考までに申し述べます。

次に、出動手当についてですが、先ほども考えはないというようなことでした。私は現状でも最低こういう状況を踏まえてガソリン代的なものの金額は支給すべきであるというふうに思っています。最近の予算や決算の状況を見ますと、各協議会や各行政区役員等に対して何らかの措置をしているわけでありまして、支給に向けて前向きの判断で臨みたいと思っております。出動手当が恒久的になるから大変だというような考えであれば、報奨金または交付金みたいなものでも対応できないものか。再度考えをお伺いいたします。

副村長（門馬伸市君） 出場手当ということではなかなか難しいのかなというふうに思います。幾らご避難先からということであっても、見る人によって見れば火災があるたびに手当をもらうということ自体消防団としてどうなのかなという声もあります。ですから、出場手当

ではない訓練手当とか何かで出せるかどうか。その辺のところは遠くからガソリン代にもならない話もありまして、そうかといって年報酬に引き上げということにもなかなか難しい状況なので、何で燃料代、今避難先からということもありましたので何でできるのか、ちょっとできるかできないかも含めて検討させてください。黙っておくということではなく、内部で調整させてください。

◎休憩の宣告

議長（大谷友孝君） 喫飯のため、休憩いたします。再開は午後1時10分からとします。
(午前11時55分)

◎再開の宣告

議長（大谷友孝君） 休憩前に引き続き再開をいたします。
(午後 1時10分)

議長（大谷友孝君） 高野孝一君。

1番（高野孝一君） 引き続き何点か再質問をいたします。

装備についてであります。今回の通知のあった具体的な装備については一覧表がありますけれども、ここで申し上げませんが、装備の基準については25年度に消防団員の規制基準については63年ぶりに大幅に改正されたわけでありまして。現在の消防団員の装備状況を見ると、私特に団員にあっては震災前と震災後、全然変わっていないのではないかなというふうに思っているわけでありまして。この通知の中に装備に対する地方交付税措置については大幅に盛り込んだというような記載がされているわけでありまして、ちなみに平成25年度及び26年度の消防費に係る基準財政需用額の交付税額について伺います。

総務課長（中井田 榮君） 交付税に係る基準財政需用額の消防費の部分でありますけれども、25年度は1億4,500万円でございます。26年度は1億5,300万円でありまして、約800万円交付税がふえているといった勘定になります。

1番（高野孝一君） 今800万円ほど交付税が多くなったというような答弁であります。先ほど申したように、国ではふやした交付税をこの予算を活用して装備の充実を図れと提言していますが、今後編成する平成27年度の予算にこれらの措置を講ずるべきと考えますが、見解をお伺いします。

総務課長（中井田 榮君） ご指摘のとおり、法律によって強化されたわけでありましてけれども、その辺広域消防と消防団とも協議をしながら検討してまいりたいと思います。

1番（高野孝一君） 次に役場消防隊の件であります。先ほどの答弁の中で村としては現在役場消防隊を13名任命しており、そのうち3名が本庁勤務となっております。当面は火災発生などについては役場消防隊での対応を考えておりますという答弁でありました。これが避難解除になって本庁に全職員が戻るといった場合の消防団員の数についての村長の考えをお伺いします。

村長（菅野典雄君） 何年前でしたか、役場消防隊、なかなかそれぞれ消防団員が仕事に行っていて、いざ有事のときには戻るといってもいけないというところで、日中何かあつ

たら役場に職員がいるんだからということで役場消防隊をつくらせていただいて、これまでも何回かいち早く駆けつけさせていたいただいたところでもあります。そういう意味からすると、それなりに防火活動には役に立ってきているのかなというふうに思っていて、これからもそういう形にするわけですが、今お話がありましたように、有事中の有事でありまして、こちらのほうにも職員がいる、向こうにもということでありますから、消防隊に入っている職員だけを向こうに行くという話にはなりませんので、消防隊あるいは何かありました場合は職員として消防隊でなくてもそれなりに対応はせざるを得ない、あるいはするのが努めだとかいうことでありますので、そういう中でご理解をいただきたいと思います。

1番（高野孝一君） 今の答弁、私の質問は村の本庁に全職員が戻ったときの対応は村長としてどう考えているのかというような。

村長（菅野典雄君） 今までと同じであります。

1番（高野孝一君） 次に、最後になりますが大分署の計画であります。以前村長は新地町と協議しながら補助金を活用して新築したいというような答弁された経緯があります。実は、新地町では今回の補助金の第2次決定の中に新地町消防庁舎1件で1億2,120万8,000円の交付決定がありました。協議しながらというようなことであつたので、村も一緒にこの決定に入っているのかというような疑問が生じたわけでありまして、今回の一般質問になったわけであります。そうした答弁の中で、最後に27年度あたりを実施設計、建築というような答弁なんですけれども、27年度ということではありませんか。お伺いします。

村長（菅野典雄君） 二転三転していることは事実であります。新地は耐震診断の結果耐えられないというような診断が下つたということですが、飯舘村はやってみたら大丈夫だとかいうことで、それでは無理なのかなというふうに思っていたところでもありますけれども、それとはまた別にそういう基準でできるのではないかというのがここ、ちょっとわかってきたところでもあります。ただ、いずれにしても村が簡単に計画を立てたから建てる、つまり村の財源で全てやるんだったらそれはそれでいつでも何年なら何年とはっきり言えるわけでもありますけれども、足りないところをどういう事業を使っていくか、補助制度を使っていくか、あるいは起債を使っていくかということになりますと、当然それは相手があつての話であります。例えば今福島県からの私たちが村債といいますか起債を借りる場合には、福島県の枠の中からもらうということになりますから、福島県の枠がどんどん少なくなっている中で果たして来年ももらえるのかももらえないのかというのはなかなかわからないわけでもありますから、できるだけ早くはしたいけれども何年にやりますということになると、皆さんのほうから約束違反ではないかという話になる可能性がありますので、あたりという努力目標で頑張るといふことでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

議長（大谷友孝君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

議長（大谷友孝君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

どうも、ご苦労さまでした。

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月10日

飯館村議会議長 大谷 友孝

同 会議録署名議員 高野 孝一

同 会議録署名議員 渡邊 計

同 会議録署名議員 菅野 新一

平成26年12月12日

平成26年第12回飯館村議会定例会会議録（第4号）

平成26年第12回飯舘村議会定例会会議録(第4号)						
招集年月日	平成26年12月5日(金曜日)					
招集場所	飯舘村役場飯野出張所					
開閉会の日 時及び宣告	開議	平成26年12月12日 午前10時00分				
	閉会	平成26年12月12日 午前11時04分				
応(不応)及び 招議議員並 出席議員に 欠席議員 出席10名 欠席0名 ○出席 △欠席 ×不応 △○公欠	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	高野孝一	○	2	渡邊計	○
	3	菅野新一	○	4	北原経	○
	5	松下義喜	○	6	伊東利	○
	7	佐藤八郎	○	8	佐藤長平	○
	9	飯樋善二郎	○	10	大谷友孝	○
署名議員	7番 佐藤八郎		8番 佐藤長平		9番 飯樋善二郎	
職務出席者	事務局長 齊藤修一		書記 菅野久子		書記 齋藤博史	
	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	中井田 榮	○	住民課長	藤井一彦	○
	健康福祉課長	高橋正文	○	生活支援対策課長	細川 亨	○
	復興対策課長	愛澤伸一	○	除染推進課長	中川喜昭	○
	会計管理者	但野正行	○	教育委員長	佐藤真弘	
	教育長	八巻義徳	○	教育課長	村山宏行	
	代表監査委員	佐藤 榮一		農業委員会会長	菅野宗夫	○
	農業委員会局長	但野正行	○	選挙管理委員会 委員長	高野京子	
	選挙管理委員会 書記長	中井田 榮	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

平成26年12月12日（金）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第61号 飯舘村飲料水安全確保対策事業分担金徴収条例撤回の件
- 日程第 3 村長の追加提案理由の説明
- 日程第 4 発議第 7号 環境省管理の仮置場等での保管延長に関する特別決議（案）
- 日程第 5 議案第57号 平成26年度飯舘村一般会計補正予算（第11号）
- 日程第 6 議案第58号 平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 7 議案第59号 平成26年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 8 議案第60号 平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第62号 飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第63号 飯舘村飲料水安全確保対策事業費分担金徴収条例
- 日程第11 諮問第 4号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第12 委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第13 閉会中の所管事務調査の件
- 日程第14 議員派遣の件

会 議 の 経 過

◎開議の宣告

議長（大谷友孝君） ただいまの出席議員10名、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

議長（大谷友孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局長に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（齊藤修一君） 報告いたします。

村長から送付ありました追加議案は、条例案件1件、人事案件1件、計2件であります。

次に、発議第7号環境省管理の仮置場等での保管延長に関する特別決議（案）が提出者飯樋善二郎議員ほか賛成者全員より提出されております。

次に、本日、8時30分から議会運営委員会が日程等の議会運営協議のため開会されております。

次に、会期中の特別委員会の活動状況であります。東京電力福島第一原子力発電所事故災害復興対策特別委員会が12月10日に開かれております。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。総務文教常任委員会が10月30日に学校等の教育施設の現状についての調査が行われ、所管事務調査報告書が別紙のとおり提出されております。

次に、会期中の議長公務及び議員派遣状況であります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

以上であります。

◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（大谷友孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、7番 佐藤八郎君、8番 佐藤長平君、9番 飯樋善二郎君を指名します。

◎日程第2、議案第61号 飯館村飲料水安全確保対策事業分担金徴収条例撤回の件

議長（大谷友孝君） 日程第2、議案第61号「飯館村飲料水安全確保対策事業分担金徴収条例撤回の件」を議題とします。

村長から、議案第61号「飯館村飲料水安全確保対策事業分担金徴収条例撤回」の理由の説明を求めます。

村長（菅野典雄君） 去る12月5日に提案をいたしました議案第61号「飯館村飲料水安全確保対策事業費分担金徴収条例」につきまして、条例の内容に一部不備がありましたので撤回をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（大谷友孝君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第61号「飯館村飲料水安全確保対策事業分担金徴収条例撤回の件」を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第61号「飯舘村飲料水安全確保対策事業分担金徴収条例撤回の件」は許可することに決定しました。

◎日程第3、村長の追加提案理由の説明

議長(大谷友孝君) 日程第3、村長の追加提出議案の提出理由の説明を求めます。

村長(菅野典雄君) 本日追加いたしました議案につきましてご説明をいたします。

まず、議案第63号は「飯舘村飲料水安全確保対策事業費分担金徴収条例」であります。これは、村が飲料水安全確保対策事業の費用に充てるため分担金徴収条例を制定するものでございます。

諮問第4号は「人権擁護委員の候補者の推薦について」でございます。

飯舘村松塚字中迫173番地の2、菅野 茂さんを人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

以上が提出いたしました追加議案の概要であります。

よろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

◎休憩の宣告

議長(大谷友孝君) 暫時休憩します。

(午前10時05分)

◎再開の宣告

議長(大谷友孝君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時08分)

◎日程第4、発議第7号 環境省管理の仮置場等での保管延長に関する特別決議(案)

議長(大谷友孝君) 日程第4、発議第7号「環境省管理の仮置場等での保管延長に関する特別決議(案)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番(飯樋善二郎君) ただいま議題となりました発議第7号「環境省管理の仮置場等での保管延長に関する特別決議(案)」について、別紙特別決議(案)を朗読をもって説明にかえさせていただきます。

環境省管理の仮置場等での保管延長に関する特別決議(案)

東京電力福島第一原子力発電所事故によって、飯舘村をはじめ東日本の広範囲に広がっている放射能汚染物の処理には、多くの自治体が苦慮している。

全村避難を余儀なくされている本村でも一日も早い復興と帰村を目指すために、早期の放射性物質の除去を進めるべく政府関係省庁に強く働きかけてきたが、除去後の放射能汚染物を適切に処理及び管理するすべがなく、除染によって出た放射能汚染物は、本村の中で一時保管せざるを得ない状況にあった。

、国は当初、村内での仮置き3年の仮置き場、更には仮置き場の必要面積の確保不足などから1、2年の仮置き機関とした仮々置き場を設置し一時保管を行ってきた。

先般、環境省は遅々として進まない中間貯蔵施設の建設のおくれを理由に、仮置き期間延長を求めてきたが、本村は引き続き一日も早い中間貯蔵施設の建設と施設への搬入開始を求めるものであり、さらには今後の中間貯蔵施設の建設と早期搬入に向けた工程表の公表と、村蕨平地区内建設の減容化施設への搬入搬出路はもとより、中間貯蔵施設までの沿線地域住民にとって安全安心な、搬出道路交通網の整備対策に努めるよう強く求めるものである。

記

1. 中間貯蔵施設の早期の建設と使用を図ること。
 2. 放射能汚染物の搬出に係る工程表を早急に示すこと。
 3. 放射能汚染物の搬入搬出に伴う安全安心な道路交通網の整備と確立を行うこと。
- 以上、決議する。

平成26年12月12日

福島県飯舘村議会

以上です。

議長（大谷友孝君） これから提出者に対する質疑を行います。

8番（佐藤長平君） 特別決議に賛成するものでありますが、提出者はこの決議が決議された場合、この決議をどの省庁に、どのような形で、どのように対応するのか伺うものであります。

9番（飯樋善二郎君） 当然環境省から出された提案ですので、環境省に提出したいと考えております。

8番（佐藤長平君） 環境省のいろいろ出先機関があるんですが、どこを想定しておりますでしょうか。

9番（飯樋善二郎君） そのことにつきましてはまだ協議しておりませんので、協議をした結果、省庁宛てを決定したいと思います。（「了解」の声あり）

議長（大谷友孝君） そのほかございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから発議第7号「環境省管理の仮置場等での保管延長に関する特別決議（案）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議第7号「環境省管理の仮置場等での保管延長に関する特別決議（案）」は

原案のとおり可決されました。

◎日程第5、議案第57号 平成26年度飯館村一般会計補正予算（第11号）

議長（大谷友孝君） 日程第5、議案第57号「平成26年度飯館村一般会計補正予算（第11号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） まず、17ページにおける村有地貸付収入についてですけれども、道路農地の除染がまだまだ延びていく。計画でも平成28年、平成29年の流れなので、ここの部分は1年限りの契約なのか、そういう見通しの立った契約なのか何うものであります。

それから、19ページにおける飲料水基金繰入金、東電よりあったというお話がありましたけれども、総額ではどのぐらいになるのでしょうか。

それから、23ページにおける水の安全確保というか、飲料水の確保のためのいろんな事業があるんですけれども、葛尾村での実態からして、先ほど確認していただいたところ100メートル掘って出なければ出ないで終わりだという村自体の事業のようなんですけれども、出なければ出ないとか、今回80万円という一定の補助額が出ていますけれども、もともと水が出ていたわけですので、水をきちんと確保できるというのが前提ではないかと思うんですけれども、その点でのここでの予算の組み方、今後の考え方を伺っておきたい。

それから、25ページにおける仮設住宅などの共益費交付金ですけれども、これは1戸当たりになれば何がどういうふうに交付されていくのか、何うものであります。

総務課長（中井田 榮君） まず、1点目の17ページの土地の貸付収入でございますけれども、この分につきましては、まず期間でありますけれども、平成28年3月31日までのものと、さらに今年度12月31日のものとございます。前に資料の提出要請がありましたので、一覧をお出ししておりますけれども、その中に記載をしております。

主なものを申しますと、中学校のグラウンド、伊丹沢でありますけれども、これは平成26年12月31日まで大成JVにお貸ししていると。それから、飯樋小学校のプールの脇の北側でありますけれども、これは平成28年3月31日までお貸しするようになってございます。除染が延びることによって延長はされるものと考えてございます。

2点目の基金の繰り入れの総額でありますけれども、総額は3億2,700万円でございます。以上です。

生活支援対策課長（細川 亨君） まず、1点目の葛尾村の状況でございますが、葛尾村ではJVで地下50メートル、最大70メートルまで掘削をしております。掘削後に十分な水量を確保できない場合は、掘削を望まなかった村民と同額の1世帯当たり100万円が東電から支払われるということになっております。これは、歴史的に葛尾村は水の出にくい地形だということでございまして、本村と葛尾村の違いはこの歴史的な水の確保の観点から違っていたということで、今までずっと1年半の間、交渉をしてきた次第でございます。

続きまして2点目の質問でございますが、仮設住宅等の共益交付金でございます。これについては、各公的宿舎、仮設住宅で平成26年度の分については4月から電気料が上がっております。共益費でございますから、一緒に使っている電気料が一番額がふえておりまして、それぞれの仮設宿舎等がふえているということでございます。なお、新規にふえて

いる飯野町復興団地の分がこの中に100万円ほど入っておりますので、合わせて300万円の補正額になったということであります。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 飲料水の確保ですけれども、葛尾の状態、飯舘の状態、やっていった場合に、やってみないとわからないという部分はあるかと思っておりますけれども、最終的に震災前に水を確保されて暮らしていた状態にするというのが、政府、東電が、加害者が出そうが、村が出そうがそういう形をとるとというのが原則だと思っておりますけれども、その辺では大丈夫なのでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 東電賠償の飲料水確保については、9月の議会で補助金の条例とともに予算化したわけなんですけど、16行政区については補助金対応ということでやっておりますが、浅井戸については本人が掘っていくという状況なんですけど、飯舘でそれだけ掘って出ないというようなところはないだろうという判断のもと、このような補助金の公費になったという次第であります。

以上です。

7番（佐藤八郎君） 葛尾の今やっている現状からすると、120万円ぐらいはかかるんだそうですね、深井戸的にやっていけば、最低。そうすると、80万円を借りたとすれば、40万円は手出し。それを東電に請求してもらえるのかどうか分かりませんが、安心・安全な飲料水を確保するまでの部分で、村民は心配なく水の確保をできるのでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 今現在、現有する井戸については、全てNDという状況でございます。浅井戸を掘っても大丈夫かなと。その中で、フィルターもついて安全、安心まではちょっとまだ行くかどうかは分かりませんが、そういう万全の飲料水確保という観点で、今回の提案をさせていただいております。

副村長（門馬伸市君） 従来井戸を使っていた方は、ある程度水源の確保はできるのかなとは思いますが、事情があつて沢水を飲んでおられた方ですね、こちらは井戸がないでそのまま流水を飲んでいた。数としてはそんなに多くはないかもしれませんが、どうしても流水、沢水を飲んでいて、井戸を掘ったら出てこないということが、その辺の実態があれば、それは井戸を掘っていなくて沢水を飲んでいただけですから、そういう方が水が飲めなくなるというのは村としてもこれは大変なことですので、実態を見ながら、またそういう事例が出てきた場合には、水が飲めなくなるわけですから。井戸のある方はそこを掘れば、あるいはそこを掘り直せば大体は出るというのはわかりますけれども、沢水の場合については掘ってみて、もしそういう事例が何か所も出た場合には、また議会とご相談させて対応しなければならぬのかなと、こんなふうに思っています。

7番（佐藤八郎君） 仮設まで公的宿舎の共益費、これは集会所分とかそういう部分の話なんですよ。

生活支援対策課長（細川 亨君） 公的宿舎、仮設で使っております集会所の電気料等のものでございます。

議長（大谷友孝君） ほかにございますか。

4番（北原 経君） 23ページの事業費で、消耗品費で給水器、水のカートリッジ説明を受け

ました、20行政区。これについてちょっと詳しくお聞かせください。

生活支援対策課長（細川 亨君） ただいまの質問は、7節のまでライフ推進事業の需用費1億68万9,000円の消耗品でございますが、これは今言われました飲料水用のフィルターの分でございます。16行政区の分については、488世帯の掛ける20万円。4行政区分が143世帯掛ける2万1,600円ということで、16行政区は5年分の計算になっておりまして、4行政区分は4カ月分の計算になっております。合わせて1億68万9,000円でございます。

4番（北原 経君） 今、16行政区は5年分ということでした。それで、5年分のカートリッジの配付はどのようにするのでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 飯舘村の本庁舎で配布する部分と飯野出張所で配布する部分とで、いつでも手に入るような状況で対応してまいりたいと思っております。

4番（北原 経君） それで、5年分を一括して配付するというのではなく、そのときそのときなくなった状態とか、例えば1年置きずつとかとそういうふうに割って、予算をとってありますけれども、配付するというところでよろしのでしょうか。

生活支援対策課長（細川 亨君） 16行政区分については、5年分一括配付を考えております。残りの4行政区については1年ごとのフィルターの配付を考えております。

以上であります。

4番（北原 経君） 5年分を一括して配付ということは、いろいろ条件がその当時で変わってくる状況もあると思います。基本的に言えば、短く切って手数料とか手間とか、そういう関係上こういう形をとるんだか何だかよくわからないんですけれども、私は5年間一括でやるということは、受けた家庭としてもかなりの、忘れてどこかにいっちゃったとか無駄になっちゃったとか、汚れちゃったとか、わからなくなったとか問題が出てくると思います。ましてお年寄りの家庭なんかそういうものが出てくると思うわけですよ。ということは、5年間を一括で配付してしまうなんということは、これは行政としてはあるべき姿ではないと思います。無駄をつくるということですから。その辺きちっと考えて配付方法を考えてください。

生活支援対策課長（細川 亨君） 今まで16行政区、4行政区それぞれに配付方法を考えておりましたが、なお配付までに検討してまいりたいと思います。

1番（高野孝一君） 29ページの6款農林水産業費の負担金補助及び交付金。説明によりますと、鳥獣被害防止緊急捕獲等対策補助金で、イノシシ、8,000円掛ける100頭分だという説明がありました。全国的に鳥獣被害の防止の対策というのは頭を痛めているわけでありまして、報道なんかによると1回の対策では被害をなくすことはなかなか無理なんだという話もあります。平成26年度のこれまでの実績と昨年度の実績についてお伺いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 済みません、手元に資料がございませんので、少々お時間をいただきたいと思います。

総務課長（中井田 榮君） 昨年は200頭ちょっとで、ことしは63頭今まで捕獲しているといった内容でございます。

1番（高野孝一君） 昨年、箱わな20個ほど予算化したようですけれども、これの実績なんかはいかがなんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 済みません、調べさせてください。

1 番（高野孝一君） 続いて同じページの 8 款土木費の 13 節委託料、これは大谷地団地の設計業務 8 戸分ですというお話がありましたが、以前佐藤長平議員からも意見がありましたが、この設計に当たり入居者のニーズというか、対処をどのように捉えて設計を依頼するのか、考えをお願いします。

復興対策課長（愛澤伸一君） 大谷地団地の設計でございますけれども、こちらについては村内への帰還の意向でありますとか、いろいろ村内へ戻りたい人の数でありますとか、そういうところからいろいろ判断をしまして、25 戸ということで基本的な計画をつくらせていただいたところでございます。

具体的に 1 戸 1 戸の住居の中にどういった方がお住まいになるのかということでございますが、今後、実際に大谷地団地に居住されている方の意向等も今アンケート調査をしながら進めてまいりたいと思っておりますが、今回の基本設計の中では、高齢者の方もお住まいになれるような、あるいは子育てをされるような世帯も住みやすいような、いろんなタイプの住居をそろえてまいりたいと考えてございます。

1 番（高野孝一君） 今の答弁によると、大谷地住宅に住んでいる方だけにアンケートをとるといようなことなんでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 今回の計画は大谷地団地の建てかえでございますけれども、村内全体で見ますと、100 戸程度の村営住宅を整備するというところで進んでございます。今アンケートを実施しておりますのは、現在村の公営住宅にお住まいになっていらっしゃる方全体を対象にとりたいと思っております。

6 番（伊東 利君） 2 点ほど確認をしたいと思えます。

23 ページの一般管理費委託料であります。説明では役場庁舎施錠管理業務ということで、セコムから斉藤氏の人的管理に変わったという状況で 320 万円の減額補正だと伺ったんですが、これの勤務体制について若干確認したいと思えます。

総務課長（中井田 榮君） この件につきましては、当初セコムでやるわけだったわけでありましてけれども、本庁に復興対策課と除染推進課が業務するというところで急きょ開閉が必要だということで、八木沢の斉藤照夫さんをお願いして開閉をしていただいている。8 時から鍵をあけていただいて、あとまた夜締めていただくという形で勤務をしていただいております。

6 番（伊東 利君） ということは、施錠のあけ締めだけで、宿直をしているなんていう状況ではないということですね。

総務課長（中井田 榮君） はい、鍵のあけ締めだけで、泊まっではないといった内容でございます。

6 番（伊東 利君） もう 1 点ですが、29 ページに土木費で道路維持費需用費の 129 万 6,000 円の修繕料があります。説明ではバックホー、草刈り機等の修繕だということでもあります。これは前にも別な形で書類を見た分あるんですけども、かなりの金額が支出されておまして、さらに今回またこういう 129 万 6,000 円の修繕費が発生する。消耗品みたいなものだからそれはしょうがないと思うんですが、管理とか扱いについてはどのような状況で把

握しているのか。あと、機械の扱いですか、どんな無理してやっているのか消耗なのかわかりませんが、この辺のことについてお聞かせください。

復興対策課長（愛澤伸一君） おただしの件は、道路橋梁費の修繕料129万6,000円でございます。こちらは、バックホーの後ろにつけて草刈りをする機械の修繕料ということで、4台分を計上してございます。おおよそ1台30万円程度と見込んでおりますが、こちらは草刈り作業をする作業員の安全確保のために震災以後、機械による草刈りをお願いしております。業者の持っている機械の後ろにつける草刈り機ということで購入したものでございます。平成23年度からもう4シーズン使っているということで非常に修繕費等もかさんでおりまして、今回も刃の交換であるとか台座の交換であるとかを想定しているところでございます。草刈りの延長等も非常に長いものでございますから、やはり稼働時間が長くなりますと傷みも大きくなるということで、非常に高額な修繕料ではございますけれども、やはり安定的な草刈りをしていくためには、必要やむを得ないのかなと思っているところでございます。

以上です。

6番（伊東 利君） それはわかります。とすれば、私が考えるには、4台あるんだから定期的にある程度の修繕というのか、それをやっていかないと。状況を見ていますと、当然修繕料だから壊れたら修繕が上がってくるんですけども、壊れる以前の管理が、何事にも配慮すべきだと思うんです。ただ、村のものだからとだんだんだんだんとやっているところを見ていますと、かなりのものを作って機械を使っているようですから、そういうことで修繕費がかかるんじゃないかなどと私は判断したもので、当然延長したりすれば、それは発生すると思います。ですから、管理についてはちょっとしたマニュアルもあるんでしょうから、それに沿ってきちっと管理をし、定期的に修繕していくというのが必要でないかなということでもあります。

復興対策課長（愛澤伸一君） 折を見てといいますか、こちらからも業者への指導はしているつもりでございますけれども、ご指摘の内容もございますので、改めて業者と詰めて設備の管理体制の強化に努めてまいりたいと思います。

議長（大谷友孝君） そのほかございますか。

8番（佐藤長平君） 23ページの文書広報、印刷製本であります。説明によりますと、2年のあゆみの増刷1,000部だという話であります。この1,000部というのはどういう根拠なのか。要するにこの1,000部が大きいとなれば、3年のあゆみ、4年のあゆみはつくらないのかなと思うんですけども、その辺の今後の進め方についてと、この1,000部の根拠を伺うものであります。第1点。

第2点は、29ページ。道路維持費の除雪であります。昨年同様、増額予算ということで出てまいりました。昨年度の経過実績、いわゆることしの2月のあの状況を見るときに、今後、県も除雪は今まで15センチから除雪が始まったものを、5センチ、10センチで対応するような話も聞こえておりますが、当村の場合はどうのような除雪業務への内容について変わってきたのか、昨年度の反省を踏まえてどのようにしていこうとしているのか、この際伺っておくものであります。

同じく土木、住宅の大谷地住宅の実施設計であります。実施設計書ができるということでございますので、その後は建設に入りますが、この建設については新年度予算で算定をしていくのかどうか。あと、先ほどの答弁にもありました、その他の建設工事についても見通しを伺うものであります。

最後に、31ページ。教育予算、小学校費の需用費の副読本であります。今まで副読本といえば村の文化や生活、そういうものを飯館村ならではのことを子供たちに教えるという副読本があったのでありますが、避難先での副読本の内容というものはどういうものなのか。また、特に注意を払うべきところがどういうところにあるのか、この際伺っておきます。

総務課長（中井田 榮君） まず、1点目のあゆみでありますけれども、実は2年間のあゆみ、ダイジェスト版、薄いものなんですけれども、もう在庫がないということで、研修の際大分ダイジェスト版を使っていたというところもありまして、それは増刷を1,000部させていただきたい。先ほど3年、4年のあゆみもというお話がありましたけれども、実は当初予算で4年のあゆみを現在つくろうということで計画をしているところであります。それができるまでの間、1,000部ほど増刷をさせていただいてつなげようと考えております。

復興対策課長（愛澤伸一君） 除雪の計画でございますけれども、今のところ従来どおり15センチ積雪を見て出動したいと思っております。ただ、気象の状況などを見まして、15センチにならなくても今後かなり積雪が予想されるということであれば、早目の出動をすることも想定してございます。今年度補正で3,000万円とらせていただきました。例年ですと2,000万円をお願いしていたところでございますが、ことし2月の大雪の状況なども踏まえて、多少といたしますか、大目の予算をお願いしているところでございます。

以上です。

村長（菅野典雄君） 大谷地団地でございます。本来は平成23年度から5年計画で、8戸ぐらいずつ建てていくという計画だったわけですが、残念ながら震災で中止になってしまいましたということであります。今、村営住宅150戸ぐらいあるんですが、その方に今の段階でということでアンケートをとらせていただく予定でございます。間もなく発送ということであります。それにもよりますけれども、草野の大谷地住宅は一番古い建物でありますし、多分この4年間に、あるいはこれから5年になりますか、なかなか大変だろうということで、とりあえず27年度8戸を建てかえればと、こんなことで計画しているんですが、最終的には25戸ぐらいでいいのかなと。これはまた、先ほどのアンケート次第ということもあります。

あの近辺、非常に草野地区にとっては大きなスペースでございますので、何かこれからいろいろ話し合いをして草野地区、あの近辺の何というんですか、何か少しでも活性化につながるような形になれば、この復興の中での今までとは違うプラスワンといいますか、前進の計画が立てられるのではないかと。なかなかやはり難しいところではありますけれども、これからいろいろ話し合いの中で進めていきたいと、このように思っているところであります。

以上であります。

教育長（八巻義徳君） 私ども今編集しております副読本、「わたしたちの村いいたて」についてご質問いただきました。「わたしたちの村いいたて」は震災後初めて編集するわけがあります。したがって、今議員からご指摘、ご質問いただいたように、編集についての考え方並びに配付先を随分と検討してまいりました。そして、できるだけ飯舘村の思い、先人の努力、それから先人がどのような歴史の中でこうしてここまで飯舘村をつくってきたかということ、発育段階もありますので、小学校の3年生、4年生にどのように説明するかということで今も編集委員会を重ねているところであります。その編集委員会もできるだけ村の意向を入れるために、村の方々の意見を聞き、そして私ども教育委員会のスタッフも事務局に入っていくという中身で、今詰めているところであります。内容的には、先人の努力とその後ろにあるところの歴史、それから当然小学生ですから、飯舘の未来の担い手としての仕事に対する思いというものをつくっていければなということ今やっております。

それから、できた後においては配付先でありますけれども、今飯舘村村立で学ぶ子供たちも、村外に行っている子供たちも含めた配付を考えております。

以上でございます。

8番（佐藤長平君） 除雪業務について再度伺うものであります。去年同様、日中の除雪作業になるのかなと思っているんですが、夜は夜としてやむを得ないんですけれども、日中の除雪業務の出し方ですね。15センチになってから1回掃かせるよりも、10センチ以上になってこれからも積雪が続くという場合は、2回掃いたほうが1回掃くよりも時間は少なくて済むんですよ。ですから、どかッと降ってから掃くより、降るなど思ったら2回、3回と掃かせた方が時間的には非常に早く、今は機械が優秀なのでそっちのほうを狙ったほうがいいのではないかなと。今までの経過を見ると多分わかるはずでありまして、そういう考え方、その辺を業者とうまい関係をつくって発動させるという方法を探ったほうがいいのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 先ほどもご答弁させていただきましたけれども、気象の状況等によりまして、降雪が今後とも続くという状況であれば、やはり早目の出勤をした方が効率的であるということは十分判断されると思いますので、業者と相談をしながらその辺のところは適切に対応してまいりたいと思います。

議長（大谷友孝君） さっきの高野孝一君の答弁できるか。

復興対策課長（愛澤伸一君） 済みません、答弁おくれておりましたが、先ほどの箱わなでの捕獲頭数でございますが、新しく買った20個の箱でどれだけとれたかということではなくて、今現在村で保有している40個の中での実績ですけれども、本年捕獲の67頭と先ほどご答弁しました。およそ半分が、わなでの捕獲ということでございます。

議長（大谷友孝君） ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから議案第57号「平成26年度飯舘村一般会計補正予算(第11号)」を採決します。
お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第57号「平成26年度飯舘村一般会計補正予算(第11号)」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第58号 平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

議長(大谷友孝君) 日程第6、議案第58号「平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから議案第58号「平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第58号「平成26年度飯舘村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第59号 平成26年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第4号)

議長(大谷友孝君) 日程第7、議案第59号「平成26年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから議案第59号「平成26年度飯舘村介護保険特別会計補正予算(第4号)」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第59号「平成26年度飯舘村介護保険特別会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第60号 平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議長（大谷友孝君） 日程第8、議案第60号「平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから、議案第60号「平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第60号「平成26年度飯舘村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第62号 飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例

議長（大谷友孝君） 日程第9、議案第62号「飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 討論なしと認めます。

これから議案第62号「飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（大谷友孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号「飯舘村国民健康保険条例の一部を改正する条例」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第63号 飯舘村飲料水安全確保対策事業費分担金徴収条例

議長（大谷友孝君） 日程第10、議案第63号「飯舘村飲料水安全確保対策事業費分担金徴収条例」の件を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 討論なしと認めます。

これから議案第63号「飯舘村飲料水安全確保対策事業費分担金徴収条例」の件を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議案第63号「飯舘村飲料水安全確保対策事業費分担金徴収条例」の件は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11、諮問第4号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長(大谷友孝君) 日程第11、諮問第4号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 質疑なしと認めます。

討論を省略します。

これから諮問第4号「人権擁護委員の候補者の推薦について」を採決します。

お諮りします。本件は適任と認め、答申することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第4号「人権擁護委員の候補者の推薦について」は適任と認め、答申することに決定しました。

◎日程第12、委員会の閉会中の継続審査の件

議長(大谷友孝君) 日程第12、委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務文教常任委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第13、閉会中の所管事務調査の件

議長(大谷友孝君) 日程第13、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、地方自治法第109条の2第4項に規定する事項について、総務文教

常任委員長から村内の村有施設及び財産の現状と利用状況について、産業厚生常任委員長から飯舘牛を守るための取り組みの現状及び問題点等の調査について、会議規則第75条の規定により、それぞれ調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり許可することに決定しました。

◎日程第14、議員派遣の件

議長(大谷友孝君) 日程第14、議員派遣の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(大谷友孝君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、派遣することに決定しました。

◎閉会の宣言

議長(大谷友孝君) これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第12回飯舘村議会定例会を閉会します。

長い間、ご苦勞さまでした。

(午前11時04分)

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年12月12日

飯 館 村 議 会 議 長 大谷 友孝

同 会議録署名議員 佐藤 八郎

同 会議録署名議員 佐藤 長平

同 会議録署名議員 飯 穂 善一郎